

23-265□



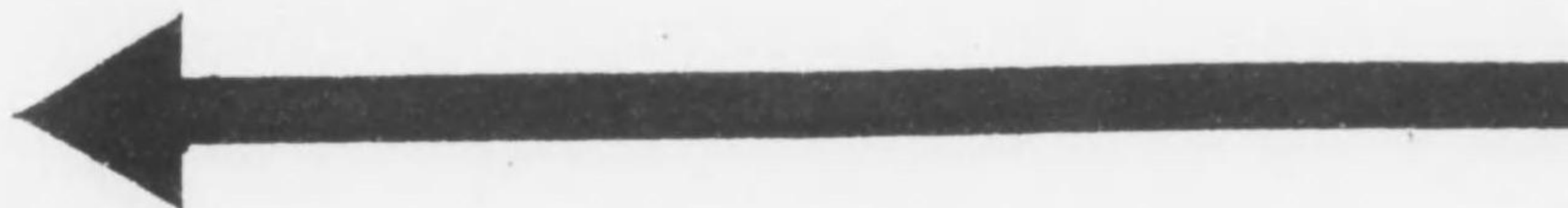
1200501238525

23

65a



始



23-265

日本時代史



南北朝時代史

文學博士久米邦武著

早稻田大學出版部藏版



後醍醐天皇御肖像

此御肖像は京都紫野大徳寺の什物に繫

り、御肖像畫の最も正確なるものなり、今

同寺の承諾を得て卷首に掲ぐることを

得たるを謝す。

著者しるす



[Faint, illegible text on a page, possibly bleed-through from the reverse side.]

結城宗廣墳墓

結城宗廣は陸奥の白河に在る大族なり、元弘三年鎌倉に在り新田義貞に應じて北條氏を滅し、後鎮守府の藩屏となり、延元三年上洛し堺の敗戦後に九月義良親王を奉じ陸奥に赴き再舉を圖らんと、伊勢度會の大湊より解纜せしが暴風に遇ひて吹上港に吹戻され、順風を待つ間に病に罹り、吹上光明寺に病を養ひしが十一月廿一日遂に病歿し、之を其寺塋に葬りしこと本書第五十八節に詳なり、此に掲ぐる其墳墓の寫眞は結城宗廣墳墓保存會の寄贈に繋る、其碑に「君山道忠、大禪定門、奥州白河住結城上道入道々忠者、月波觀禪師慈父、延元三年戊寅十一月廿一日、於吹上光明寺病死矣」とあり、又光明寺靈碑の裏書に「道忠公者、當寺開祖月波和尚之父也、以延元三年戊寅十一月念一日逝矣」とあり、宗廣は上野守に任じ、後に上野前司といひ、入道後も、上野入道といふ、君山道忠は其法名なり、住職月波は宗廣の子なるにより、此寺に病を養ひし事情も是にて明なるを得たり、光明寺に遺物多し、宗廣自筆の陳中日記（次に掲ぐ）宗廣死後に白河なる妻より贈りたる書、僧道立より贈りたる書の如き、皆當時の遺愛として珍重すべし、今墳墓保存會ありて此の如き名將の遺蹟を不朽にせんと計るは歴史の爲に賀すべきなり。

著者しるす

城宗廣結陣中日記

茲に撮影せるは宗廣が自筆の陣中日記を病死の時に遺しおきたるものにして、光明寺に傳はり、世に光明寺殘篇と名付け、有力なる當時の史料たり、此に掲げたるは原書の一節にかゝり、事實は本書二七九頁五一四頁等に詳なり。今墳墓保存會より寫眞の寄贈を得て、名將の筆蹟に接し、元弘に勤王諸將の六波羅を滅す時の軍令狀を讀むは、旗鼓兵馬の眼前に動くが如き感ありかゝる貴重の遺文を世に公にすることを得たるは、著者の深く喜ぶ所なり。

著者しるす

南北朝時代史 目次

緒言

南北朝の顛末——南北朝の遠因——從來讀史者の繁習——南北朝史と太平記梅松論——本書編述の結構

第一編 南北朝の原因

第一章 皇統分立の原因

第一節 南北兩統の起源

南北朝皇統分立表——兄弟相承の皇統——周代の相續法——兩統紛争の由來——後醍醐帝の遺詔——龜山帝の院政——遺詔行はれず

第二節 院政と長講堂領との確執

院政の始——院政の便宜——院廳の組織——院政當帝對照表——長講堂領の意義及び起源——兩統の争端——正應三年内裏の變事——兩院榮枯輪廻す

第三節 和歌流派の争

南北朝時代史 目次

和歌の三家——伏見帝と文學——京極爲兼と玉葉集——爲兼の爲人——歌道の保守改進——花園光嚴二帝の宸記——兩統迭立——今の伏見宮の御本——花園帝御即位——春秋の大居正と南北分争

第四節 花園帝の後醍醐帝に讓位……………二五

後醍醐立太子の事情——後宇多帝の文事——神隱の事——京極爲兼の事——當時の迷信浮説——御醍醐帝御即位の事情——御宇多法皇の院政——御醍醐帝元弘の變——帝の太子を立て給へる事情——花園上皇の持明院御同居

第五節 後宇多法皇の院政……………三七

評定衆及び院司の任命——評定衆の家系及び人物——院議政務と其の變遷——叡山の騒動——東大寺の騒動——園城寺の騒動——石清水の騒動——至尊の御間の御不服

第六節 法皇德政の條件を頒行あり、政事を帝に復せらる……………四八

宣房建議の徳政八ヶ條——徳政案の評議——宣房三ヶ條の建白と萬一記——改元定及び徳政爲目の議定——東宮の議又動く——花園帝宸記御記載の事實——政治を帝に復せらる

第七節 天皇の親政、勅撰集及び佛道勸修……………五七

御醍醐帝の親政——所謂帝の王政復古——帝の賢明——帝徳及三萬民の思想——兩統の學藝競争——續千載集の勅撰——續後拾遺集の勅撰——歌道と政事——大覺寺統の佛道——持明院統の佛道——一向専念宗の流布——兩統の禪宗精神

第八節 文學興張、人才破格の擢用……………六七

儒佛道と政事——當時の學者——日野兩家の系譜——文學興張——資朝俊基等の文勳——資朝の遺事——元享元年疾病流行——文學の語義——帝の文學——人才拔擢と新學鼓吹——資朝俊基等の拔擢——北條氏討滅の密謀

第二章 北條氏滅亡の原因

第九節 北條氏滅亡の遠因……………八一

北條氏滅亡の原因と從來の諸説——右に對する辯妄——兩統迭立と北條氏滅亡——北條氏興隆の次第と北條氏の系譜——所謂北條幕府成る——北條氏の衰運——系圖に依りて衰運を説明す——益衰亡の兆見ゆ——所謂神風の意義——華奢風をなす

第十節 北條氏内容の衰朽……………九二

北條歴代執權の人物——鎌倉方の内訌——執權連署の交迭——高時の人物と鎌倉の内情——秋田長崎二氏の專横——蝦夷の亂——北條氏衰亡の外兆

第十一節 正中の變……………九九

内裏近習の意中——首謀者の隠匿と秘密畫策——太平記無禮講の記事——右に對する余の推定——正中の變——太平記の隱謀露顯の説——隱謀露顯の結果——鎌倉へ勅使下向——資朝俊基鎌倉出對

第十二節 兩統十年遞立の議……………一〇二

十年遞立説に疑問——御宇多法皇崩御——太子踐祚の議——龜山統の兩流——帝の宸衷——梅松論の妄——關東過分の振舞——高時の倨傲と政道顛廢——邦良太子薨去——量仁親王立太子——

梅松論の虚説——梅松論の史學的價值

第十三節 中宮御産祈……………一〇〇

天變地異と御産祈——中宮の御素性——増鏡の御産所の記事——御産祈と關東調伏——佛法興隆と關東調伏——帝北條氏討滅畫策の腹心

第十四節 南北朝以前寺社の勢力……………一〇六

寺社の勢力と時代思想——陰然たる寺社の勢力——權門勢家、寺社家、武家の三權鼎立——三權交渉の事實——寺社の特權——地頭寺社交渉の事實——寺社の勢力益強大——禪宗——帝の北條氏討伐と寺社

第十五節 佛法興隆の隱密……………一〇六

帝の眼中北條氏無し——蝦夷津輕の亂——御伏見上皇賀茂社御願文——世良親王立太立の宸衷——帝の眞言宗歸依——南都行幸——叡山行幸——帝の密謀に參せる僧侶——大判事章房殺さる——帝の民政——世良親王薨御——親王と今日の嵐山

第十六節 帝の密計……………一〇四

京師表面平穩を裝ふ——秘密漏洩——定房密告の動機——北條氏の遊興逸樂——太平記の誣妄——六波羅攻の計畫破る——南北朝分争の局面打開

第二編 南北朝の發端

第三章 北朝の發端花園上皇院政

第十七節 後醍醐天皇笠置潛幸……………一〇三

南都御潛行——京師の有様——首謀の公卿等——合戦頻繁——持明院武家方の君たるの發端——南都御着後——鎌倉の形勢

第十八節 笠置の戰……………一〇九

六波羅勢笠置に攻寄す——楠木正成——正成興起と太平記の所説——足助重範の拒撃——始めて南北兩帝あり——東國勢笠置城に押寄す——笠置城陥落——帝の楠が館御潛行——六波羅御所への上聞——兩統天子の兩六波羅御座

第十九節 光嚴帝即位……………一〇〇

皇太子踐祚と銀鷹渡御の申入——銀鷹授受と南北正間——親王公卿の處分——新帝内裏御幸——京師近邊物情騒然——楠木城に發向——此變西國に波及す——赤坂城陥り近畿略ぼ靜謐——南北正間論の論據——關東光嚴帝踐祚を計る——三統遷立の輪廻——兩統の争、全國の大亂を招ぐ

第二十節 花園上皇の院政……………一〇八

北條氏頼滅——戦後に於ける關東の處置——京都騷擾——天下尙動搖の兆あり——北條氏戦後處置の方針——先帝の宸衷——千秋萬歳の事——先帝隱岐に御進發、新帝御即位——評定衆七員となる

第二十一節 先帝兩宮を遠國に遷す……………一〇二

京都の警固嚴重——先帝遷御の御有様——兩宮の御遠流——先帝の御途次——太平記所説兒島高德の事——御道程に關する太平記の妄——隱岐へ御發船——京都尙靜謐に歸せず

第廿二節 與謀公卿の處分……………1101

笠置連累の公卿悉く就縛——與謀公卿の處分——爲世爲定二卿——宣房卿——僧侶の處分——新
罪者——日野資朝——日野俊基——北畠具行——殿法印真忠——葉室光顯——北條氏遂に維持す
べからず

第廿三節 大塔宮の再舉……………1111

竹原八郎伊勢に起る——熊野京師間氣脈相通す——伊勢鈴鹿の平黨——大塔宮の御遺策——大塔
宮、正成舉兵の月次——宮の再舉は正成等との協議——六波羅より楠木討手に向く——波動西園
に及ぶ——楠木湯淺を敗る——右に關する太平記の所説——右に關する事實の真相——正成天王
寺攻寄

第廿四節 關東の大軍上洛播磨伊豫の兵起る……………1131

關東大軍上洛——當時の軍令狀——大塔宮の令旨と西園の義兵——關東勢——關東勢の戰略——
吉野の戰——赤松則村の舉兵——土居通益伊豫に舉兵——九州舉兵

第四章 南朝の發端後醍醐天皇復位

第廿五節 先帝隱岐を脱し伯耆へ潜幸……………1131

隱岐脱御と増設の所説——隱岐脱御の途上——名和長年帝を船上山に奉ず——佐々木清高船上山
攻來——山陽南海の戰——京都合戰

第廿六節 菊池武時博多に戰死……………1150

菊池氏——筑紫合戰の初發——菊池九州探題を攻む——菊池博多に破れたる始末——博多より肥

後に兵を向く——松浦黨の舉兵——菊池方降る——肥後の討手——肥前の討手

第廿七節 長門探題は伊豫に挫折し長防石蜂起せり……………1141

長門探題伊豫に向ふ——北國十ヶ國の兵長門に向ふ——京都以西道路梗塞——長門の情況——九
州の情況——京都の情況——六條忠顯の東上——忠顯の受けたる軍令——帝王社寺は局外申立た
り——京都河内の戰鬪なり

第廿八節 足利高氏上洛し伯耆に應ず……………1157

足利氏は一門中最優勢——足利氏の家系——足利氏の宿志——高氏論旨を賜はる——高氏の着京
——高氏丹波篠村八幡宮願書——再度の論旨

第廿九節 六波羅を落し金剛山の圍解く……………1165

帝軍中法を忠顯に渡さる——六波羅籠城——六波羅に攻寄す——六波羅城内の有様——兩六波
羅東に通ぐ——金剛山の圍解く——伯耆の行在所

第卅節 新田義貞鎌倉を滅ぼす……………1173

義貞舉兵に關する二説——新田足利と履合せたりとの説——新田足利の確執の由來——義貞鎌倉
に攻上る——鎌倉方三道より防戦す——義貞の軍既に鎌倉に押寄す——北條氏の末期

第卅一節 先帝京都還幸……………1183

京師還幸の途次——九州の形勢——源氏再興熱——車駕播磨國行幸——車駕西の宮に行在す——
京都還御——帝政復古——中宮皇太后とならせらる——大塔宮の御行方——配流の公卿再び仕
官す

第卅二節 大権を集中し皇政改革……………二九二

各地奉行所の政務引継—鎌倉幕府交代の事—新田足利確執—二氏の確執は南北分立の原因—大塔宮の勢力—大塔宮征夷將軍の宣旨—北條氏滅亡後の物議—選俗の問題

第五章 大権回復、中先代の亂

第卅三節 恩賞處分、國司守護の任補……………三〇〇

朝廷大繁忙—論功行賞の困難なる所以—恩賞處分と太平記體說—幕府廢止の理想遂に破る—太平記に據れる俗說の辯妄—決斷所の新設—公武合體の新政

第卅四節 陸奥鎌倉鎮西府復置、新政の危機……………三〇八

鎌倉陸奥二府分立—北畠顯家出羽陸奥守に任ず—尊氏任所に赴かず、弟直義を遣はす—足利氏に對する公家の憤慨—西國の行政—立太子と建武改元—大内裏造築の事—公卿破格の擢用

第卅五節 北條黨煽起と恩賞局創設……………三一六

奥羽北條餘黨の蜂起—鎮西北條餘黨の蜂起—關東亦蜂起す—關所安堵恩賞の處分—公武衝突の端—恩賞裁決、朝變幕改の實情—大内裏造營の延期—京師騷泰の兆

第卅六節 恩賞方擴張と北條餘黨の煽起……………三二四

決斷所四番に増す—莊園と公武争端の根柢—右に對する批評—奥羽越後の亂—鎮西の亂—決斷書八番に擴張す—二條河原落書

第卅七節 中先代の蜂起……………三三五

初志願、公武兩派の争—鎮西治定—奥羽治定—石清水等へ行幸—藤房卿出家—出家の動機—中先代の餘黨益煽起す—京師の形勢益險惡—鎌倉の形勢—諸國の叛亂

第卅八節 中先代黨持明院に通じ鎌倉を回復……………三四五

西園寺公宗の隱謀—信濃武藏の亂—大塔宮を害す—太平記の所說—駿河國手越河原の合戦—兩天子の分立

第卅九節 京都の公家方武家方破裂……………三五二

關東凶徒の鎌倉攻—陸奥北國に波動す—尊氏東下、直義西上—箱根山合戦—尊氏の鎌倉打入—鎌倉靜謐—諸國の守護を上落せしむ—尊氏新邸造營と勅使參向—花園上皇御落飾

第四十節 足利氏鎌倉に據て諸國の兵を催す……………三六〇

尊氏政務を直義に譲る—朝廷鎌倉追討の用意—上將軍の發向—海道の戰—遠駿相三州の合戦—箱根口の合戦—京軍駿河に引退く—伊豆國府合戦—諸國公武分争—尊氏直義、直義を追撃、西上に決す—東山道の官軍—北畠顯家國府出發、鎌倉に向ふ—尊氏京都に向ふ

第三編 南北朝分立

第六章 尊氏院宣を奉じて西下す

第四十一節 尊氏京都に亂入す……………三七二

京師諸口の防備嚴重——勢多の矢合せ——大枝山の戦——楠木字治を焼拂ふ——尊氏大渡に攻寄す——山崎の合戦——各方面の官軍崩壊す

第四十二節 天皇東坂本臨幸、奥軍至り、京都合戦……………三七七

東坂本日吉社行幸——尊氏京師に攻入る——顯家福坂本到着——三井寺焼拂——京都合戦——新田勢北國落

第四十三節 官軍京都攻撃、尊氏西走し、車駕還京……………三八四

官軍の京都總攻撃——兩軍の手配——京合戦の概略——神樂岡糺河原の局部戦——足利方丹波篠村に陣す——車駕還京——尊氏兵庫島に陣取り再舉を謀る——尊氏増援を受く——尊氏尙敗潰す——尊氏西國へ退計を決す——南北兩帝分立の正因

第四十四節 尊氏院宣を受けて中國四國に諸將を配り、筑紫に下る……………三九四

中國四國に諸將を配置す——官軍京都を固め尊氏を追はす——尊氏院宣を受く——沿道の官軍尊氏の西下を邀撃す——持明院殿の事——東國の形勢——越後奥羽の形勢——關東の形勢——鎮西の形勢

第四十五節 尊氏筑前に着し、多々良濱の合戦……………四〇〇

尊氏赤間關逗留、九州渡海を謀す——尊氏筑紫藤原津到着——多々良濱の合戦——足利勢菊池氏を破る——菊池武敏筑後に退却す——九州多く尊氏に應ず

第四十六節 朝廷の兇徒追討、尊氏再舉……………四〇九

北畠顯家下向を急ぐ——義貞の西下——顯家義貞の東西進發は朝議の結果——尊氏尙も九州を從

へんとす——尊氏歸洛を急ぐ——足利方の統一、新田方の不統一——正成の奏聞、武略上の卓説

第四十七節 尊氏西國より攻上り、義貞播磨より引還す……………四一六

尊氏太宰府出發、長門の府中逗留——義貞播磨攻下の事情——義貞西邊の備に疎略、東海に派兵す——京都駐在武家の官軍、武者所の結番——菊池武敏再起す——尊氏長府出發、備後頼に到着——尊氏は海路、直義は陸路を進む——義貞兵庫に退却す

第四十八節 兵庫合戦、楠木正成討死……………四二五

尊氏播磨灘を進む——直義の勢、部署を定めて進む——義貞兵庫引上の事情——正成出陣に際して決死す——正成兵庫に戦ふ——義貞敗れて都の方に落つ——正成の湊川討死——楠木兵庫合戦の古文書——尊氏西宮に陣し、直義兵庫に駐る

第四十九節 帝叡山に幸し、光嚴上皇前太子尊氏の營に幸す……………四三三

京都の震駭一方ならず——足利兄弟入洛——尊氏の光嚴上皇豊仁親王奉迎——大手口の戦——東坂本口——行在の軍の攻防——尊氏八幡より上洛す——山門の攻圍解く——東國公武紛争の形勢——近畿中國四國九州の形勢

第七章 京都に光明帝立ち、後醍醐帝吉野還幸

第五十節 京都合戦、名和長年討死、光明帝立つ……………四四一

名和長年京都合戦中討死——三條河原の首實檢——山軍の京都攻入は負色なり——近江に於ける合戦——行在の論旨、尊氏院宣を請く——西國には宮方競起て武家方に抗す——行在軍大塔宮を襲ぐ——光明帝立つ

第五十一節 天皇講和還幸し、新田義貞皇太子を奉じ越前に奔る……四五〇

阿彌陀が峰の戦——山門勢苦戦して勝つ——淀竹田の戦——洛中の合戦終る——官武者狭國を争ふ——河内和泉兩國事案し——九州の形勢——東國の形勢——天皇講和還幸——義貞皇太子を奉じて越前に落つ

第五十二節 天皇讓位、京都を脱して吉野へ潜幸……四五九

諸國小紛争——成良太子立坊の事情——足利氏の建武式目の制定——建武式目十七ヶ條——諸國未だ平定せず——先帝都を脱し吉野へ潜幸——先帝吉野潜幸の道筋——幕府初め潜幸先を知らず

第五十三節 北畠顯家、菊池武重東西に兵を起し、京軍金崎城攻……四六七

元日公卿多く朝賀せず——越前の戦——先帝吉野より顯家に勅書を賜ふ——親房卿より陸奥府への書翰——河内熊野近江等の小戦——關東の亂——吉野の勅使顯家に到る——鎮西の宮方、菊池武重の舉兵——越前金崎の戦——先帝吉野の御平生

第五十四節 金崎落城、義貞杣山に據り、親王公卿東西に出張……四六六

金崎城陥落——城中の状態——尊良親王の御事——吉野の味方到處に蜂起す——吉野に帝業創始の秘策——東國と尊澄法親王との關係——右に關する余の推定——河内紀伊方面南朝に應ず——地理上より見たる南北朝——九州諸族の向背

第五十五節 吉野の皇基、諸國の南北分争……四八四

諸公卿の南奔——此大亂の原因を條理し難し——諸國の南北分争の紛亂——此紛亂の因由——此紛亂は叛逆的革命的にあらず——財利は兵争に關せず

第五十六節 諸國南北分争の概形、奥軍東上……四九一

東國南北分争の概形——幕府の軍備配置——西國南北分争の概形——京畿の大勢——北畠顯家京都に向ふ——奥軍野州小山に戦ふ——奥軍鎌倉打入——南朝公卿——赤坂青野の原の合戦——足利直義の京都警戒嚴重

第五十七節 奥軍上洛、堺八幡合戦……五〇一

奥軍伊勢伊賀より大和に入る——南黨南都に集中す——古來皇室に對する國民の觀念——顯家河内より敗れて京都に通る——京都の動搖暫く熄まず——南朝西國北國の來援を促がす——北畠顯家の戦死——南北兩軍の男山力戦——男山の南軍糧食盡きて城營を去る——義貞戦死、弟義助逃る——義貞の不入望——諸國の小競合

第五十八節 吉野より四親王を陸奥遠江土佐九州に分遣、後醍醐天皇崩御……五二一

親房顯信父子義貞親王を奉ず——京都に興仁立太子、尊氏征夷大將軍に任ず——京都即位の大嘗會を行ふ——義詮鎌倉を回收す——顯信伊勢より海路東下す——安房沖より常陸内ノ海に着船——宗良親王、遠江國に赴き給ふ——懷良親王、花園宮土佐に向ひ給ふ——三位中將宮九州に下り給ふ——菊池武重兄弟——藩隅日の形勢——常陸に於ける親房卿の動靜——後醍醐天皇吉野行在所に崩御

第四編 南盛北衰時代

第八章 後村上帝興國の亂

第五十九節 南朝後村上天皇立ち興國と改元、東西の南軍競ひ、

京都天龍寺草創……………五三五

義真親王吉野に戻り給ふ——義真親王皇太子受禪、即ち後村上天皇——諸國戦亂の大勢——京都及び伊勢——鎌倉及び常陸——越前の形勢——三備の形勢——四國の形勢——石見の形勢——遠江信濃の形勢——關東合戦の概略——九州の形勢——先帝の御高徳、天龍寺創營——寺社の紛擾

第六十節 大和越前の南軍敗れ、北畠親房關城を保つ、天龍寺船の起り……………五三四

大和の南軍敗る——越前の南軍敗る——鹽治判官高貞討死の事——太平記所説高師直が事——薩摩——常陸——三越——大和——石見——鎮西——越前の南軍全滅す——常陸出羽の形勢——天龍寺船の事

第六十一節 薩摩に征西府を置く、京都武人暴行……………五四五

京都幕府の小康——脇屋義助伊豫に戦死す——石見の形勢——征西將軍宮の御西下——常陸の形勢——京都の神人僧徒訴を起す——薩摩の形勢——豐筑肥の形勢——常陸南軍兵糧缺乏、陸奥又不穩——京都の擾亂——伊勢神宮の路始めて通す——京都擾亂の武人罪せらる

第六十二節 東西の南軍競ひ、幕府離間を行ひ、常陸關城陥る……………五五七

越中伊勢方面の南軍——九州の南軍——伊豫備後の南軍——幕府常陸南軍の離間を策す——幕府遠合不還地の式目を加ふ——北畠氏の計畫水泡に歸す——鎮西の南北兩軍の對峙——常陸の關城陥る——神人僧徒の敬訴益沸起す——但馬の南軍

第六十三節 南軍利を失ひ、京都懈怠……………五六六

朝事の弛廢——鎌倉公方の起り——越後但馬備前の南軍不利——陸奥九州の南軍不利——僧徒の敬訴頻出、朝事の曠廢——越中の南軍平げらる——足利氏の増長——寺社の紛争

第六十四節 天龍寺の供養……………五七五

天龍寺供養の史的意義——天龍寺建立の批判——天龍寺大造營の表裏事情——天龍寺供養と觀山衆徒——山徒噺々類に盡語す——山徒神輿を中堂に擲す——山徒東大寺與福壽寺等に移牒す——天龍寺供養の盛儀——上皇御幸——興福寺學侶噺々已ます——藤原隆昌雜事八條を陳疏す

第九章 幕府内亂、南北初度の統一

第六十五節 鎮西南軍競ひ、幕府式目を改正す……………五六八

鎮西南軍の優勢——越中の南軍——陸奥は兩探題となる——幕府數條の式目を定む——追加條目改修の必要——二月の條目を補正す——京都表面昌平の姿を呈す——朝威頓廢、神人なし——花園法王佛道を修め風雅を娛む——鎮西南軍の形勢——吉野の形勢

第六十六節 京都偷安、南朝恢復を畫し、征西府肥後に移る……………六〇〇

鎮西の捷報至る——京都偷安——京都人氣不安——征西府肥後に向ふ——關東の南軍復起——親房隆資等京師恢復の師を擧ぐ——幕府高師直師泰をして南軍に當らしむ——鎮西の形勢——征西府肥後に移り北軍沮喪す

第六十七節 四條繩手合戦、北軍吉野を焼き、南帝穴太に遷御、京師に、崇光帝立つ……………六一〇

四條繩手合戦——和泉河内の合戦、穴太の行在——征西宮菊池に赴き本營となす——高師泰河内に駐軍し、和泉南軍と戦ふ——崇光天皇立つ——鎮西到處兵馬恟擾——各處の形勢

第六十八節 幕府内亂破裂し、尊氏直義不和……………六一〇

高師直執事たり——高一族と足利氏との關係——高師直の奢侈——内亂破襲の亂——京都物情騷然たり——高上杉二氏の軋轢——二氏騷動の内容——師泰の河内滯陣——九州鼎沸の亂——足利義詮鎌倉より入洛

第六十九節 西國足利直冬に應じ、直義南朝に降り、幕府沸亂……………六三二

崇光天皇御即位式——義詮參内を申入る——足利直冬肥後に下り西國響應す——幕府師泰をして中國を改めしむ——義詮美濃を鎮定す——中國益紛擾す——信濃常陸越後諸國蜂起す——尊氏、師直を將ひ鎮西に赴かんとして——足利直義河内に逃る——尊氏備前に至る——直義に應ずるもの多し——直義追討の院宣下る——武家南北兩黨に分かる

第七十節 高一族滅び、足利義詮政をなし、尊氏南朝に降り、直義鎌倉に奔る……………六四二

尊氏備前より引還す——京都の騷擾益甚し——高一族の滅亡——尊氏上洛す——東西諸國の分争益紛々たり——南北講和の議起る——幕府の内訌——南朝に降るもの續々——尊氏直義の兩黨の對峙——尊氏直義和成らんとして又破る——崇光帝を廢し奉る——尊氏南朝に降る——尊氏の直義追討——直義の軍退却、尊氏伊豆府に陣す——北朝並に三世に及ぶ

第七十一節 天皇八幡に幸し、三上皇を賀名生に遷す、義詮叛いて後光嚴

帝を立つ……………六五三

尊氏鎌倉に入り東國の政を成す——賀名生行在の叙位式——八幡行幸——征夷府の令關東に行はる——三上皇直仁親王河内東條に遷御——鎮西中國の向背——八幡行在の其後——帝八幡より賀名生に遷御——北畠顯能等三上皇を賀名生に奉遷す——女院の政——鎮西中國益旗幟紛亂の形勢——越中美濃關東の形勢——奥羽の形勢——義詮後光嚴天皇を立つ——伊勢播磨備前備後諸國の騷軍不利——南盛北衰の兆

南北朝時代史 目次終

南北朝時代史

文學博士 久米邦武 著

緒言

南北朝の顛末——南北朝の遠因——從來讀史者の弊習——南北朝史と太平記梅松論——本書編述の結構

〔南北朝の顛末〕

南北朝は延元元年の季に於ける後醍醐天皇の吉野潛幸に始まると雖も、其端は元弘元年の笠置山遷幸に發す、而して、笠置の變は正中二年の變の再發したるものなるが故に、南

北朝の源は、實に花園天皇の後醍醐天皇に位を譲り給ひたるに發すとなすべし。然れども六十餘州一時に蜂窩の如くに亂れて、南黨北派は幾んど一郡とても楯をつかぬ處はなしといふ程までの争亂となりたるは、其原因決して一二に止まらざるなり。降りて其亂の終局を釋ぬれば、南北和合は公武みな戦に疲れ果て、一時調停に歸したるまでにて、果して争亂の熄みたるには非ず、猶繼續して所謂文明以後の無政府と化しぬ。

〔南北朝の遠因〕

蓋、此亂の本源を推窮むれば、公武莊園の争、是が脈絡を組織したり、故に余が奈良朝前後の歴史を潛究したるも此亂源を索らんがためなり、更に溯つて古代史を潛究したるも

亦亂源を尋ねんがためなり。南北朝の亂源を推し極むれば、上古有史前より、諸方の民族が日本聯島内に徙住して、疎々落々たる山野海濱を占領し、優勝劣敗の餘に帝室の下に國家を形成したるより、國土の開拓と生口の繁殖とにつれて、次第に生存競争の度を進め、民權の伸展を求むる力が、此紛亂の戰場を開きたる素因なれば、談素より容易に非ざるなり。

〔從來讀史者の弊習〕 余は從來の讀史者を以て歴史を半ば慰みに讀み、半ば儒學の所謂、勸懲に供へしのみにて、國家の進歩や社會の發達に向ひ、學問として全局を觀察したる人は未だ皆無なりしと批評するに躊躇せず。今の新教育を受け、新知識を研く青衿の徒も、多くは日本外史を把りて歴史と思ふならん故に、其は一種の劇本の類と言ふものあらば彼等は驚くの餘りに怒るにも至らん、漸く進んで大日本史を讀みたるものは、中古歴史までを既に了解したりと思ふならん、故に大日本史とて半ば虚誕を以て充たされ、猶劇本の域内に彷徨すと言ふものあらば、是れ國史を破壊するものなりと憤るに至らん。然れども史學は本來劇本の如きものに非ず、若し外史、大日本史を讀んで自ら南北朝の亂因も了解したり、莊園の原委も詳悉したり、領家地頭の關係も、源平黨派の始末も、承知したりと爲すが如きは決してこれを許すべからず。

〔南北朝史と太平記梅松論〕 是を以て南北朝の歴史を述ぶるには、先づ其原因より講究を開始せざるべからず、但其原因たる甚だ遠し、稍詳かに之を述べんと欲すれば、區々たる小冊子を以て能くすべきに非ざるなり。從來、世に行はれたる戰記にはこれを何と説きたるか、且らく太平記梅松論の二書を閱すれば、皆、稍其の説明に苦めり、太平記は疎略にも鎌倉幕府の概略を叙記し、たゞ是を皇統の争ひに歸したり、梅松論は較々其原因を詳述したりと雖も、要するに近因の一ヶ條を説きたるに過ぎず。

〔本書編述の結構〕 余は爰に其原因より叙し、務めて概括して簡短に述べんと欲す、唯、歴史の素養に乏しき人の或は了解し能はざらんことを恐るゝのみ、亦世間流布の書には、特に是非の選擇をなし、或は事實を確かめ、或は辨妄を試み、一方ならぬ苦心を重ねたり。事實に涉りては、極めて貴重なる記録は原文を録すと雖も、大抵は其文を我が讀み取りたるまゝに通體に書綴り、引用したる書名を注記するを常例とす。此編は正確の事實を擇みて正文となし、從來、世の視聽を誤りたる太平記の如きは本文を略舉して辨闢を加へ清濁の批判は之を他日に期し、以て正眞の歴史を成すの端緒を挑げ置くべし。

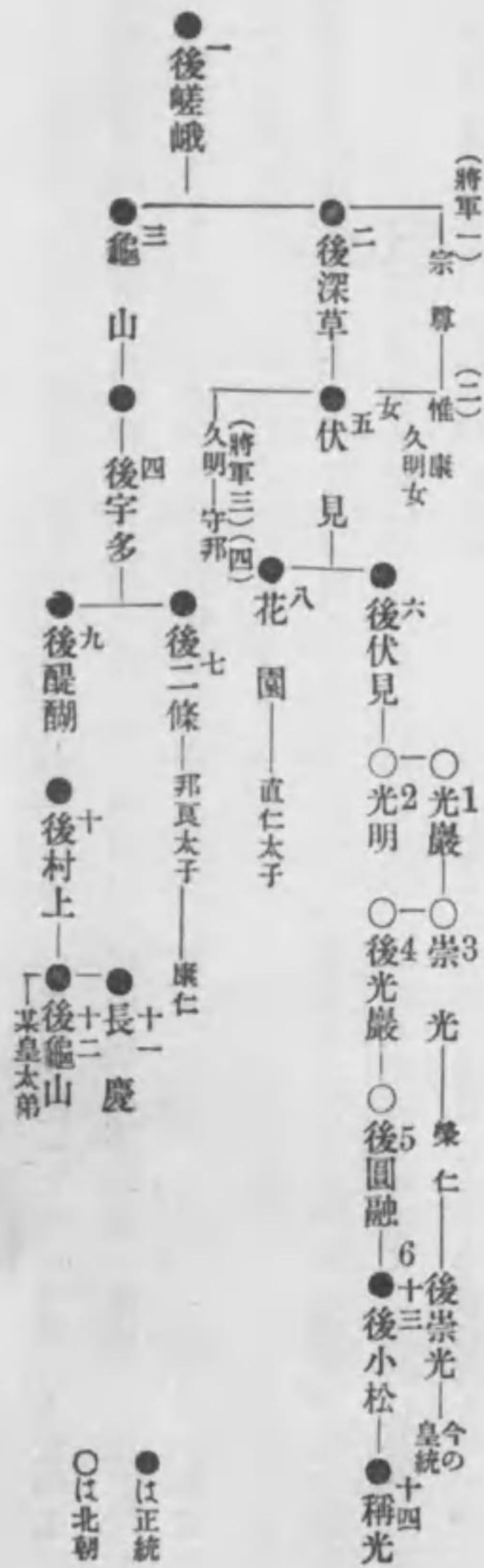
第一編 南北朝の起源

第一章 皇統分立の原因

第一節 南北朝の起源

南北朝皇統分立表——兄弟相承の皇統——周代の相續法——兩統紛争の由來——後嵯峨帝の遺詔——
龜山帝の院政——遺詔行はれず

〔南北朝皇統分立表〕 南北朝とは後嵯峨帝の皇子、後深草、龜山、兩帝相承の後に後深草の統は京都に、龜山の統は吉野に天下の政を聞食し、諸國郡互に向背をなして戦争したる、五十六年の間をいふ。其皇統の分立は左表の如し。



〔兄弟相承の皇統〕

此表を一覽すれば、後嵯峨の兩皇子相承の後二代を経て、兩統共に又兄弟相承けて四統となり、再び六代の後は大統終に嫡統の後崇光院(後花園帝の父)に歸したり、今の皇統即ち是なり。皇統の相續が兄弟相承によりたるが爲めに變亂を生じたること近古まで其數幾回なるやを知らず、南北朝の亂の如きも是が正因の一は正さに此點にありき。

〔周代の相續法〕

相續法より論ずれば、支那の周代に、嫡を立つ(一)、長を立つ(二)、賢を擇む(三)、兄弟相承(四)、嫡孫承祖(五)、此五つの是非を儒學(禮家、春秋家)にて論し、兄弟相承は殷代の古風なりとし、繼嗣は嫡長(即ち本應)に定め、賢を擇まず、若し嗣子が孫を遺して早世したる時は其孫を立つ、即ち嫡孫承祖(五)を正法とし、君子は大居正として弟を立つ(四)るを亂端と論結したり。今の文明國も亦長子相續法に一致せり、是に就て見るも、凡そ情實の難易は、史學上、歴史の經驗に徴して、能く研究すべき要項とす。

〔兩統紛争の由來〕

皇統の前表の如く成行きたるには種々の原由あり。其始めに遡りて、後深草、龜山、兩帝相承の概略を述べれば、兩帝共に後嵯峨帝の中宮大宮院(西園寺實)の腹にて、後深草帝四歳の時に後嵯峨帝御讓位ありて院政を聞食し、三年の後に龜山帝誕生あり、十歳にて太弟に立ち、翌年後深草帝十七歳にて龜山帝に御讓位あり、猶も後嵯峨の院政にてありしに、文永五年新院の御子を捨て、今上の御子を太子に立てられたるが、兩統の争ひの胚胎なり。神皇正統記に「此天皇

(龜山)を繼體と思食しおきてけるにや、后腹(洞院左府 實雄の女)に皇子生れ給ひしを後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ、後深草(其時新院 中)の御子も先立ちて生れ給ひしかども、ひきこたれまじき、(太子は後宇多にまします、御年二つ、後深草の御子に伏見 御とし四歳になり給ひけり)とあるは是なり。此事を後の推料者は、當初より後嵯峨帝の叡慮に、龜山の統に傳へて幕府を倒さしむる内旨なりし様に言へど、増鏡に「文永四年十二月一日、玉のおのこ御子(後宇多)生れ給ひぬ、上も限りなき御志にそへて、いよくおぼすさまに嬉しと聞しめす、大臣(左大臣 實雄)も今ぞ御胸あきて心落居給ひける。新院の若宮(伏見)も此殿(實雄を)の御孫ながら、それは東二條院の御心の中おしはかられ、大方も又うけばりやむごとなきかたにはあらねば、よろづ聞食けるさまなりつれど、此今宮をば本院も大宮院もきはことに、もてはやしかしづき奉らせ給ふ」とあり、たゞ夫程のことに過ぎざりしなり。東二條院は大宮院の妹にて、後深草の中宮なり、未だ皇子なし(是年 卅六)伏見帝は後宇多の母洞院中宮(京極 院)の妹(支那 院)の腹なれば、中宮の心を推料りて、姉中宮の御子を東宮に定められたるにて、たゞ宮掖の情愛を酌量せられたるまでの事と思はる。凡て男女の感情に牽かれて國家の繼體を定むるは、久しき皇室の宿習にて、是により幾度も禍を醸生したれども更に懲り給はざりき。

〔後嵯峨帝の遺詔〕 文永九年二月に後嵯峨帝五十三歳にて崩じ(此時新院(後深草)は卅歳、今上(龜山)は廿四歳、東宮(後宇多)は六歳、代見帝は八歳なるを記すべし)仙洞御料の長講堂領等は新院に御譲りあり、皇位は今上の御子孫たるべき遺詔あり。増鏡

に「世の中は新院かくておはしませば、法皇の御代りに引移して(院政を云)さぞあらんと世の人と思ひ聞へけるに、當代の御一つ系にてあるべきさまの御掟なりけり、長講堂領又播磨國、尾張、熱田、社などを御そふん(處分)ありける。いづれの年なりしにか、新院六條殿に渡らせ給ひし比、祇園の神輿違ひの行幸ありし時、御對面のやうを故院へ尋ね申されたりしにも、我と齊しかるべき御事なれば、朝親に淮(ナ)らへらるべしと申されける、一つ腹の御兄にてもおはします、かた／＼理(コトワ)なるべき、世を思ひの外にもと思ふ人も多かるべし。いでや位におはしますにつきて、さし當りの御政事などは理也、新院にも若宮おはしませば、行末の一ふしはなどかはなど、言ひしろふ、かゝればいつしか院方内方と人の心々も引わかるゝ様にうちつけ事ども出來けり」とあり。後嵯峨の御心にては後深草帝へ御料所を多分に譲りなば、仙洞にて饒かなる月日を娛み給はん、偏愛なき御計ひと思召したらんも、亦少しは世間に例多き少子を愛し給ふ傾きもありたる歟、洞院實雄(後宇多伏見花 關三帝の外祖)の龜山院御凶事記に、同帝の遺詔として周大王不讓(秦伯)而意在三季歷(秦伯三讓、意在文王、思之云々とあり、此文を穿鑿しなば、倒幕の微意を含めりとも言ひ得るならん、事實に徴してかゝる秘密の外戚洞院家に含められたるにや覺束なけれど、兎に角、後嵯峨の遺詔より兩統の争ひは發芽したるなり。梅松論には此事を記して「爰に後嵯峨院寛元年中に崩御の刻(寛元四年は讓位なり、崩に非ず)遺勅に宜く、一の御子後深草院御即位有べし、(讓位)おりゐの後は長講堂領百八十ヶ所を御領として御子孫永く在位の望をやめらるべ

し、次に二の御子龜山院御即位ありて、御治世は累代敢て不可有斷絶、子細有に依てなりと、御遺命あり」とは推當てたる書様にして、年紀も亦誤まれり。此事にさして子細は無かるべし、龜山は十歳、後宇多は二歳にて、みな東宮に定まり給へるをすれば、御嵯峨帝の御氣質を見定め、龜山をして後鳥羽の遺志を繼がしめしならんとの臆測は消ゆべし、雲井の事は武家の傳聞推料と違ふものなれば、増鏡、正統記などを事實と信すべし。

〔龜山帝の院政〕 神皇正統記(龜山條)に「後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御間に争はせ給ふ事ありければ、關東より母儀大宮院にたづね申しけるに、先院の御素意は當今にまします由を仰せ遣されければ事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ」とあるは、後深草帝の院政を聽かんとて争はせ給へるにや。斯くて一年餘も過ぎ、十一年正月後宇多帝に御讓位ありて龜山帝は新院に於て院政を聽かせらる。増鏡に「新院は世をしめす事かはらねば萬御心のまゝに日比牀(よか)しく思食れし處々をいつしか御事繁う花やかにて過させ給ふ、いと有まほしげなり。本院は尙いと怪しかりける御身のすくせを人の思ふらん事も、すさまじう思し結ばれて、世を背かんの設け(落飾)にて、尊號をも返し奉らせ給へば、兵仗をも停めんとて、御隨身ども召て祿かづけ暇賜はする程、いと心細しと思ひあへり。新院もいと哀なる御氣色にて心づよからず、今年三十三にぞおはします、故院の四十九にて御髪(おし)おろし給ひしをだに、さこそは誰もく惜み聞へしが、東の御方(玄孫門院)もおくれ聞えじと御

心遣ひし給ふ」とあり。此く已みがたき事情によりて、後嵯峨の遺命は變るに至りたり。

〔遺詔行はれず〕 時に後宇多帝は八歳なり、東宮の爲めなどは思ひも寄らぬ事なれど、聽て本院の御ために其議起り、増鏡に「今の時宗(北條)朝臣もいと目出たきものにて、本院のかく世を思し捨んするいと忝く哀れなる御事なり、故院の御掟は様こそあらめなれど、そこらの御このかみにてさせる御誤りもおはしまさやらん、いかでかは忽に名殘なくは物し給ふべき、いとたいくしきわざなりとて、新院へも奏し、彼方此方なだめ申して東の御方の若宮を坊に立て奉りぬ、十一月五日節會行はれていと目出たし」とあり。時の將軍惟康親王は今上東宮と從兄弟なり、執權時宗が兩院の間を調和する實意の取計ひなるべし、正統記にも「後嵯峨の御門繼體をば龜山と思食定めければ、深草の御流いか々と覺えしを、龜山弟順の儀を思食しけるにや、此君を御猶子にして東宮にすゑ給ひぬ、其後御心もゆかず、おしざまなる事さへ出できて、踐祚ありき」とあり。新院にも本院に對せらるゝ友誼にて、斯くはからひ給ひたれど、太子の踐祚となるに及んで、院政及び長講堂領の行違ひにて、益兩宮の不和を甚だしからしめ、解くべからざる様に成行きたり。

第二節 院政と長講堂領との確執

院政の始——院政の便宜——院廳の組織——院政當帝對照表——長講堂領の意義及び起源——兩統の争端——正應三年内裏の變事——兩院の榮枯輪廻す

〔院政の始〕 院政は大政府の變化なり、國家大權の樞府は世を経るまゝに其弊を生じ、經驗につれて必ず變化を催す、是れ凡て自然力の制裁なり、まして貴族政治にありては帝命を出納する書記の手に實權は集るものにて、彼の支那の古代に、秦漢丞相の權が尙書に歸し、晋に至り丞相を尙書と改稱すれば又中書を生じ、中書を政府に組入るれば又門下を生じ、唐に至りて尙書同中書門下同平章事の名となりたるは、明白なる適例なり。我邦の太政官中務省は尙書中書に比す、令の變化を格にて整へつゝ、嵯峨帝に至り太政官は空座と成行きて職事は藏人所に歸したり、即ち是を門下に比すべし。其後攝關起りて政務の實を其家の政所に集め、積勢遂に御堂關白に極まり、後三條帝の親政となるに及んで藏人所も既に形式に成果てたるに因て記録所を設け、議定、寄人を置きて政務を取扱はれたり、次の白河帝早く御讓位あり、記録所を仙洞の文殿に移し、院宣を以て政務を施行せられ、當帝は唯形式的の儀式を行はるゝのみ、是藤原氏が帝を擁して大權を擅斷したる經驗により、大政府の變化したる事實にして、院政は是より生まれり。

〔院政の便宜〕 故に院政時代の天子は名のみにて實は東宮に異ならず、これを民間に譬ふれば、富家の主人が早く隱居して息子を戸主となし、家事の儀式交際等を家風の如く嚴格に勵行させ、而して資産業務等、樞要の事は自ら把持して動かさず、己は物見遊山等を隨意になして富裕の娛樂を極むるに異ならず。白河帝讓位後の遊歡は即ち然り、前述の龜山帝院政の後、日比牀しく思食す處

處を御事繁う花やかに過させ給ふとあるも亦然り。其他院政には種々の便宜あり、(一)は天子の虛儀を避け、(二)は日常の窮屈を除き、(三)は地方訴訟の路を簡易にし、(四)は常格を離れて人材を用ひ、(五)は幼帝を立て、攝政を作るの便あり、(六)は檢非違使の追捕を敏捷にし、(七)は久しき繁縛の空文を省く等、時運は藤氏の擅權を経て、斯く爲すに非ざれば實際に如何ともし難き種々の事由のありしなるべし。上古高天原より形成したる國家が、世の發達につれて、雲井よりたなびきて地下に接近する時代になり、天子の尊嚴を損せずして地方臣民に接近するには、自然に然らざるを得ざるの變化にして、此を一大驛站となし、頓て幕府の創立に衝突したり。

〔院政の組織〕 院政の組織は攝關家の政所侍所を模倣したるものにて、上北面下北面を設けて文殿の議定に總べ、院別當院執事を長となす、武家の政所に別當令あるが如し、上北面は内外史出身の江(大)中(原)清(原)善(善)等、官務局務の功者を充て、其中より文殿の寄人を兼ね、下北面は明法家の坂(上)中(原)諸氏判事出身の者と武士とを充て、檢非違使廳を兼ねるものあり、總て追捕、併せて京都守護を掌る、武家の侍所の如し。此上下北面は白河帝讓位の後四年(即ち寛治四年)より始まりしが、當時武士の棟梁は源義家なりしなるべし、京都守護、院執權の名はいつ始まりたるか定かならねど、義家義綱兄弟の任用替りて、平正盛忠盛父子任用せられ、忠盛は院昇殿を聽され、院執權となれりと云ふ。源平兩家に天下兵馬の權を握りたるは、藤氏の侍所に由來すと雖も、院政に及びて

〔長講堂領の意義及び起源〕

長講堂領の事は學者の最も疎濶にし易き經濟に關係し、且つ文書を徵求するに勞する等、種々の困難ありて、之を詳悉するまでには今後、猶年月を要すべし、但其概略は知るに難からず、是れ亦南北朝の原因なれば必ず記憶せざるべからず。長講堂は後白河天皇の六條殿に建立ありたる長日法華八講三昧の堂なり、格^二の寛平九年官符に、朝講^三法花、夕演^三最勝、號^三之長講。更占^三一堂、殊定^三七僧、始^三從^三明旦^三、至^三於晚際、轉^三讀法花、稱^三之^三三昧^三と見ゆ。天皇數多の領所を附けおかれ、崩後は此に追薦供花を行ひ、愛女の親子内親王に傳へ、元久二年廿五歳にて尼となりて、土御門の宣陽門院に居ませり。程なく六條燒失しければ、併せて土御門に徙され、門院は建長四年に薨じ、是より其領所を後嵯峨上皇に并せらる。東鑑に長講堂領七個所と見ゆるは、後白河帝の遺勅にて其時新立の分をいふ。總ては百八十所の多きに及びたりと(梅松論に據る)是に後白河院御料の法金剛院領、熱田社領、播磨國衙等を併せて後深草院に讓結ひたるは、是を民家に喻ふれば、家貨の要部を長子に讓りて別居させ、本家及び營業資本を次子に讓りて家業を相續せしめたるが如し。帝室の御料所はいつしか分つて皇子女妃嬪臣下に充行はれ、年經て残り少くなり易きものなれば、長講堂領は、後深草帝より私領となすを禁戒しおかれたりといへども、實際に行はるると難かりしなるべし。

〔兩統の争端〕

後嵯峨帝の崩御より十五年も過ぎ、弘安十年になりぬ、増鏡に「もとの上は廿一

にぞならせ給ひける、御本性もいとうるはしくのどめたるさまにおぼして、すぐよかに御才も賢くうめでたうおはしませば、御政事なども、やうく讓りや聞えましなど思されつるに、いと敢なく礎^〇ひぬる世をすげなく新院は思さるべし、春宮位に即給ひぬれば、天下本院におし移つりぬ、世の^〇中^〇お^〇し^〇分^〇れ^〇て^〇人^〇の^〇心^〇も^〇か^〇る^〇際^〇に^〇ぞ^〇あ^〇ら^〇は^〇れ^〇け^〇る^〇とあり、正統記に謂ゆる悪しき様なること出來て踐祚となり、いよく兩統の位争ひとなれり。本院は長講堂領其他の御料も其まゝにて院政を聽かせられ、中院は禪林寺(後の南禪寺)に幽居し給ふ。明くる正應元年に西園寺相國實兼の長女璋子十八歳にて入内し中宮に立ち、當時第二の攝家といふべき西園寺氏と婚せられ、本院方は益々時めきて、炎涼頓に換れり、惟、洞院實雄は何方にも外祖にて、荒めぬ人にてありぬ。二年皇子胤仁親王(後伏見)二歳なるを太子に立つ、其秋は鎌倉に變起り、惟康親王俄に上洛あり、皇弟久明親王に將軍宣下ありて鎌倉に入府ありき、時の執權は北條貞時、連判は大佛宣時にて、天下は本院方に移りたり。

〔正應三年内裏の變事〕

明くる正應三年内裏に變事出來したり、増鏡に三月「九日の夜、右衛門の陣より怖しげなる武士三四人、馬に騎りながら九重の中へ馳入りて、上に昇りて女孺が局の口に立ちてやゝといふ物を見上げたれば、丈高くおそろしげなる男の赤地の錦の鎧の直垂に、緋威の鎧著て、惟、赤鬼などの様なる面付にて、御門は何くに御寢るぞと問ふ、夜の御殿にと答ふれば、何くぞと又問ふ、南殿より東北の隅と教ふれば、南ざまへ歩み行く間に、女孺内より參りて權大納言

典侍殿などに語る、上は中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋へ忍びて逃させ給ひて、春日殿へ女房の様にいと異しき様をつくりて入らせ給ふ。此男をば淺原の何某とかいひけり、からくして夜の御殿へ尋ね参りたれども、大方人もなし、中宮の御方の侍の長景政といふもの名乗参りていみじく闘ひ防ぎければ、劍豪ぶりなどしてひしめく。かゝる程に二條京極の籌屋備後守とかや五十餘騎にて馳せ参りて関を作るに、合する聲僅かに聞えければ心易くて内に参る、御殿どもの格子引かなぐりて亂れ入るに、かなはじと思ひて夜の御殿の御茵の上にて淺原自害しぬ、太郎なりける男は南殿の御帳の中にて自害しぬ、弟の八郎といひて十九になりけるは、大牀子のあしの下に伏して、よるの物の脚を切々けれども、流石數多して搦めんとすれば、かなはで自害すとて、腸をば皆操出して手にぞもたりける、其儘ながらいづれをも、六波羅へ昇ぎつゞけて出しけり。ほのゝと明る程に内、春宮御車に忍びて歸らせ給ひて」とあり、奇怪なる騒動こそ起りける。

〔兩院の榮枯輪廻す〕 斯くて龜山上皇に累ひを及ぼせり。同書に「此事次第に六波羅にて尋ね沙汰する程に三條の宰相中將實盛も召捕れぬ、三條の家には傳はりて鯨尾とかいふ刀のありけるを、此中將日比もたれたりけるにて彼淺原自害したるなどいふことども出來て、中院も知食たるなどいふ聞へありて、心憂くいみじき様に言扱ふ、いと淺まし。中宮の御兄權大納言公衡(西園寺)一院の御前にて此事は猶禪林寺殿(龜山)の御心合せたるなるべし、後嵯峨院の御處分を引違へ、東よりかく當代を

も居奉り、世を知食さする事を快からず思すによりて、世を傾け給はんの御本意なり、偕なだらかにも御座しまさばまさる事や出でまうで來ん、院をまづ六波羅に遷し奉らるべきにこそなどかの承久の例も引きいでつべく申し給へば、いとくほしう淺ましと思して、いかでかさ迄はあらむ、實ならぬ事をも人はよく言なすものなりかし、故院の亡御影にも思さんこそいみじけれと、涙ぐみて宣ふを、心弱く御座します哉と見奉り給ひて、猶内(内裏)よりの仰など嚴しき事ども聞ゆれば、中の院も新院も思し驚く、いと慌しき様に成りぬれば、如何はせんとして、知食さぬ由誓ひたる御消息など東へ遣はされて後ぞ事静りける。偕九月の初めつかた、中の院は御髪おろさせ給ふいとあはれなる事ども多かるべし、禪林寺殿にてやがて御如法經など書かせ給ふ、一院の世の中恨み思されし時既にと聞へしはさもおはしませで、かくすがやかにせさせ給ひぬるいと定めなし、暫しは禪僧にならせ給ふとて、緑衫の御衣に掛絡といふ袈裟掛けさせ給へり、四十一にぞ物し給ひける、御法名金剛覺と申すなり」とあり、僅に十五年の間に兩院の榮枯は輪廻したり。

第三節 和歌流派の争

和歌の三家——伏見帝と文學——京極爲兼と玉葉集——爲兼の爲人——歌道の保守改進——花園光嚴
二帝の宸記——兩統迭立——今の伏見宮の御本——花園帝御即位——春秋の大居正と南北分争

〔和歌の三家〕

伏見天皇は後宇多天皇に二歳長じ、孰れも二十餘歳の學問盛りにおはします、此

時御子左家の和家は三流に分れたり。初め後白河の俊成、後鳥羽の定家は、中興無雙の歌仙と稱し、其子の爲家も名人にて、後嵯峨の時に續後撰、續古今集(後深草の代)を撰したり、爲家の長子爲氏は龜山の院宣にて續拾遺を撰し、後宇多帝は其子の爲世を師とし、後二條の初め新後撰を撰す、仲子爲教は京極と稱し、次の爲相は冷泉と稱し、三家に分れたるは後嵯峨の時なり。

〔伏見帝と文學〕 京極爲教の子爲兼は和歌蹴鞠に堪能にして、便直の人なり、爲氏の歌風を拙しし、別に機軸を出し、西園寺實兼に扶持せられたり、爲世の才力はこれに敵せざりしなりといふは事實なりしなるべし、實兼も爲世の歌風を正しとす、伏見帝は東宮におはす時より爲兼を師とし、深く彼を寵信し給へり。此帝の文學優長におはすことは、増鏡に「此院の上好み詠ませ給ふ御姿は、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなんありける、御手(書跡を云)もいとめでたく、昔の行成大納言にも勝り給へるなど時の人申けり、優しうも勁うも書かせおはしましけるとかや」と、又尊圓親王の入木抄にも「伏見院御筆、近來盛りに奉賞翫之、就中假名は一向其様也、此假名も法性寺關白以來、照念院關白の筆體也、是を被摸て御天骨にて遊はし出されたる也、眞名は佐跡(佐理を云)を被摸敷」と書札作法抄にも「伏見殿の御宸筆は極めて後に殘る處もなく遊ばされたるを、彼御様とて書たる人は筆の及ばぬ故に」と見え、斯くの如く一時を靡かせたる御能筆にて渡らせ給ひたり。

〔京極爲兼と玉葉集〕 されば伏見殿に於ては京極流の和歌をなべて好ませられ、爲兼の寵遇斜な

らず、即位の後に勅撰集を撰ませんと思すと雖も、御子左家より諍うて決せず。増鏡に「院(伏見)のうへさばかり和歌の道に御名高くいみじくおはしませば、いか計りかと思されしかども、正應に撰者共の事故に累ひともありて、撰集もなかりしかば、いとど口おしうおぼされて我世には集めぬ和歌の浦千鳥空しき名をや後に殘さんなど詠せおはしましたりしを、いまだに急ぎたせ給ひて、爲兼の大納言承りて、萬葉よりコトカ以來の歌ども集められき、正和元年(花園の朝)三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる、此爲兼の大納言は、爲氏の大納言の弟に爲教右兵衛督といひしが子なり、限りなき院の覺えの人にて、かく撰者にも定まりにけり、媚メむ人々多かりしかど、さはらむやは」とあり。玉葉集は勅撰集には數へざれど、伏見統の宮中は此流に専らにして、御子左流を嫌ひ給ひ、此時和歌に兩氏の分争は起れり。

〔爲兼の爲人〕 爲兼は伏見帝の初めより政事に與かりしが、猜忌に因て非難集まり、兩度まで流罪に處せられたり。徒然草に「爲兼大納言入道召捕れて、武士ども打圍みて六波羅へゐて行きければ、資朝(野)卿一條わたりにてこれを見て、あな羨しや、世にあらん思出かくこそあらまほしけれと言はれける」と、是は後の流罪の時にして、其事世に隠れなけれど、爲兼の事は知るものなかりしに、光嚴帝宸記の出づるに及んで委しく記されれば、茲に抄録しおく、元弘二年三月廿四日の條に、

今日爲基朝臣(爲世弟爲言の孫)申上、大納言入道(爲兼法名解覺)去二十一日薨之由。傳聞彼卿者、右兵衛督爲教卿息也、自幼昵近祖父爲家卿、和歌口傳等悉受之上、天性得風骨拔萃之堪能也。伏見院在坊之時、令好和歌、給仍寓直、龍興之後爲藏人頭、至中納言、以和歌侵之、粗至政道之口入、仍有傍輩之說、關東可被退旨申之、仍解現任。籠居之後、重有讒口、頗巧陰謀事、依武家配流佐渡國(永仁六の事)。經數年、歸京、又昵近如元、愛君之志軼等倫、是以有寵。正和朕加首服之時爲上壽、任權大納言、無幾舊院(伏見)御出家之時、同遂素懷了。於上皇并朕爲乳父、姊大納言局(爲)又爲和歌之堪能、祇候永福門院(伏見)、延慶、襄帳典侍也、兄弟共有權威、而入道大相國(實兼)自幼年扶持之、大略如家僕、而近年以舊院之寵、與彼相敵互切齒、至正和、年(補任十四年、十二、廿八)、□遂依彼、讒關東重配土佐國、近年聊有宥免之儀、移和泉國、又伺申上皇之御意、而有讒臣塞之、仍無勅許。凡以舊院之寵、有驕人之志、是以忤上皇之旨、於朕存忠節、而以背、上皇之叡慮、(光嚴三歲の時配流)、正和以來、□不通之、配流之頃、以和歌文書九十餘、令附屬於朕、忠宣、教兼、爲基等隨器量、或矢一見、或可預給之由書進之。彼時朕猶若年、於和歌之道、不深知之、頃年以來憶念彼口傳等、又以內外典(佛經)之深儀、思之舊院并爲兼卿所立之義、寔是正義也、世人不知之。爲世卿爲俊成定家卿之嫡流、不達此義、身已不堪也、仍嫉妬彼等義、自構非正義旨、天下之人大半歸彼、和歌之道自是頗廢。只入道太政大臣實兼公、頗知此義之爲正、雖惡彼人、不棄其道、自

外諸人、公宗、武家之輩、或雖有門弟之號、不能辨邪正、嗟呼惜哉。

爲基は父俊言(花園帝の藏人頭)と爲兼に連坐して官を解かれたりと系圖に見ゆ、此に忠宣、教兼(二人は考)爲基とあるにて相證すべし。爲兼の學說頗る自由にして且、其性格の鯁直なるは、宸記に因て明かなり、伏見帝の信任を得て政事にも干與したる人なり。次に

爲基朝臣語云、彼卿云、朕於和歌、雖爲器量、左遷之頃所口傳、未及此奧儀、而已至幽邃、尤不審云云、爲基答之、和歌之談義雖無之、於佛法行心地、若其故歎云云、彼答云、然者不可有以欲滅亡、後世自然有好之人者、邪正可難辨、以內外典之儀可知之、故一端記之。但以儒釋之義、雖校之、於古人秘歌、用心之處不分明者、又不可知此道之義者也。弘法大師、文筆昭心、并詩人玉屑、能述奧義、又俊成卿所抄古來風體、尤得和歌之意、見彼書等、自可察之、定家卿、僻案抄、又可然之物也。古來風體者、太以至深奧、物也、人不可輒知測之。抑爲兼卿者、達和歌蹴鞠之兩道、叶家藝、奉公多年昵近之間、愛君之志尤甚、因茲太有寵、而其性多猜忌、以不附己人、偏爲不忠、於權豪之家、不憚之、偏以愛君爲至忠、賭御氏之大體、是以得罪而於一德者、人之所許也。於蹴鞠者、爲世卿又爲拔羣之、因以互爲知己、曾不相爭、於和歌者、正嫡之身、已劣末流、以是妬忌之情尤甚、玉葉被撰集之時及訴陳、自爾以來爲讐敵。彼

門弟等云、得罪左遷、是和歌之邪義、神不納受之故也云云、朕以爲太以不、然、得罪之故者、政道口入之故之由、關東已書載之、不、及、不審、而和歌之爲、道誠動天地、感鬼神、縱得他罪、豈無神助哉。是人人所疑也、朕以爲、不、知、道之甚也、大才篤行之士、或依讒獲罪、或不幸而終命、豈可謂道之失哉、縱於和歌之一藝、雖叶神道、於行跡有謬者、豈無常刑哉、神不、受、非禮、何依一藝、忌咎、至愚之人致此疑也。何況先院深令好此道給、豈可稱不孝哉、世人不知此道之正理之故也、此人已亡、彌瘡乎悲哉云云。

〔歌道の保守改進〕 玉葉集の訴陳は、延慶兩卿訴狀の存するを見ても、爲兼の才識優れるを知るべし、爲家の歌道は子爲氏より衰頹に傾きたりしを龜山統が其子爲世を師とせられたるは保守の常義なり、之に反して伏見統の爲兼を篤信せられたるは改進の卓識となすべし。

〔花園光嚴二帝の宸記〕 花園光嚴兩皇の宸記は、原本を伏見宮に勅封同様に秘藏ありしに、十餘年前に其寫の借覽を許され、因て南北統の原本につき畏き邊の真相を覘ふを得て、いと有難き事も多ければ、少し煩瑣に亘れど、是のみは務めて本文を其まゝに詳録すべし。

〔兩院迭立〕 伏見宮も此頃より生まれり。さて後深草の院政となる後爲兼流罪の年なり、増鏡に「永仁も六年になりぬ、七月廿二日春宮に御位譲りており給ひぬ、堀川の具守のおとやの女の御腹に、前の新院(後字)の若宮生れ給へりし、六月廿七日御元服し給ひて八月十日春宮に立ち給ひぬ、

御諱邦治と聞ゆ、是も内よりは御年三まさり給へり、今の御門(後伏見)は十一になり給ふ、御諱胤仁と聞ゆ」とあり。初め伏見帝は二年まさりて後字多の太子に立ち、今は後二條帝三年まさりて後伏見の太子に立ち、是にて後深草龜山兩帝平等に天位を享け、又元の龜山統に立返りたり。同書の次に「正安二年正月三日御門御元服し給ふ、ことし十三にならせ給へば(中略)、又の年東よりの御使上るとて、世の中騒ぎて、禪林寺殿見奉り給ふ世にとや、正月廿一日、春宮御位に即かせ給ひぬ(中略)、持明院殿には世の中凄しく思されて、伏見殿に籠りおはしますべく宜へれど、二の御子坊に定まり給へば、又めでたくてなだらかにおはすべし」とあり、二の御子は伏見帝御母の妹(洞院氏)顯親門院の腹にて、諱富仁と申す、花園天皇是なり。神皇正統記に「關東の輩も龜山の正流をうけ給へる事は知侍りしかど、近頃となりて世を疑はしく思ひければにや、兩皇の御流れをかはるゝする申さんと相謀らひけりとなん」とあるは此頃の事にてありぬべし。後嵯峨帝大宮院胞の兩皇子を位につけ給ひしより、終に兩宮の争ひを生じ、末治まらぬ時宜と成り、今は兩統迭立より外に詮すべき様もなし。昔、宋穆公先公の子を捨て已に國を譲りし徳に報いんと、我子を逐いて先公の子に譲りたれば、其子他の援けを將て之を争ひ、大亂となれり、春秋公羊傳に、君子大居正、宋之亂穆公爲之矣と論斷したり、漢代までは大居正(即ち長子相繼)の義を重んじたれど、後世は廢れたり。

〔今の伏見宮の御本〕 また伏見宮を持明院殿といふは、此時より上皇は後堀川帝の仙洞持明院に

住給へるにより、此上皇を伏見院殿とも、持明院殿とも申したり、後世になり後花園帝の大統を継ぎし時、弟の貞常親王に此宮并て長講堂領を譲られたり、其の流れを今の伏見宮となす。

〔花園帝御即位〕 一年を越えて、嘉元元年に後深草法皇崩じ、翌年龜山法皇も崩じ、翌年徳治と改元あり、三年に後二條帝も崩じければ、花園帝年十二歳にて即位ありて又伏見上皇の院政となり、後宇多帝は大覺寺に遷らせ給ひ、關東へ申遣はされて第二の帥の宮（後醍醐帝）を東宮に立てらる、御年廿一（帝に九歳まさり給ふ）なり。當宮は花山院宰相忠繼の女忠子（談天門院）の腹なり、増鏡に「一院（後宇多）は忠繼の宰相の女の中納言典侍殿といふ腹にも、男女御子違あまた物し給ふ中に、勝れ給へる内親王をいとかなしき物にかしつき」と書けるは契子内親王（達智門院）の事にて、弘安九年典侍年十九の産なり、一年を越えて帥宮を生めり。又増鏡（龜山法皇崩御の條）に、「院の二の御子の御母忠繼の宰相の女今は准宮と聞ゆる御腹におはしますこの頃帥宮と聞ゆるを、法皇とりわき御側さらす習はし奉り給ひていみじうらうたがり聞へさせ給ひ」とある、此文を典侍廿一の時、龜山上皇の御沙汰にて從三位に叙し、今は准后となりたるなどに思ひ違へて、上皇も後宇多帝も俱に此局を嬖幸せられ、淫蕩教倫生子極多など、増鏡に院とあるを法皇と誤りて、後醍醐帝を實は龜山の皇子ならんと言ふに至れり、言語道斷の謬言なれば、煩しけれど本文を擧げて喚醒しておく。

〔春秋の大居正と南北分争〕 輓近儒學の陋劣なる、かゝる謬解は自己の誠實ならぬ志操を吐露す

るものと謂ふべし、余は此段に於ては春秋學の大居正、即ち長子相續の事實に屈服し易きを嘆息するものなり。後嵯峨帝の兩皇子を共に天位を踐せんと兄弟相承けさせ給ひしより、兩宮の不和を生ぜし事は眼前に在りながら、兩統共に其覆轍に懲りもせず繰返さるゝは、殆んど了解に苦しむ所なり。尤も後伏見帝は年十四にて讓位となり、皇弟を東宮に立つるは已むを得ざる時宜なれど、是により持明院にも兩統分れ、花園帝脱履の後は伏見に同居せられ、遂に萩原院に幽居し給ふの不幸に移り行けり。又大覺寺に於ては、後二條帝の嫡邦良親王おはし三歳になり給へば、是ぞ大居正の義を執して、嫡孫承祖あるべきに、龜山帝の鍾愛として皇弟を立てられ、亦兩統に分れて繼統の紊るゝ緒を繁くせられしは何事ぞ。今や人の知識發達して、史學の經驗に問ふ時代より見れば、こは殆んど常識を闕きたる措置なれど、歴史に鑑みる意思の他に聘せたる間は謂ゆる心こゝに在らざれば視ても見えざるものなるべし、是に於て南北分争の亂端は結ばれたり。

第四節 花園帝の後醍醐帝に讓位

後醍醐立太子の事情——後宇多帝の文事——神靈の事——京極爲兼の事——當時の迷信浮説——後醍醐帝御即位の事情——後宇多法皇の院政——後醍醐帝元弘の變——帝の太子を立て給へる事情——花園上皇の持明院御同居

〔後醍醐立太子の事情〕 帥宮の東宮に立給ひたるは、正統記に「弘安に時遷りて、龜山後宇多世を知めさすなりにしを度度關東に仰給ひしかば、天命の理かたじけなく恐れ思ひければにや、俄に立太子の沙汰有りしに、龜山は此君をす奉らんと思食て、八幡宮に告文を納め給しかど、一の御子さしたる故なくて捨られ難き御事なりければ、後二條をぞ居給へりし」とあり、是正安三年の事なるべし。

〔後宇多帝の文事〕 花園帝立ち、伏見上皇の院政以前に、後宇多は同書に「前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により東寺にて灌頂させ給ふ、珍かに尊き事に侍りき、其日は後醍醐の御門中務の親王とて王卿の座に就かせまします、唯今の心地ぞし侍る（親房稱し其坐に侍りし）、後二條院崩れさせ給ひし後、いと世を厭はせ給ふ、嵯峨の奥大覺寺といふ所に弘仁寛平の御跡を尋ねて、御寺などあまた立ててぞ行はせ給ひし」とあり。法皇の大覺寺に住給へるは御料の乏しき故に、儒佛の道に潜心して世を避給ひたるなり、是も同書に「大かた此君は中古より以來には有難き御事とぞ申し侍るべき、文學の方も後三條の後には、か程の御才聞えさせ給はざりしにや（中略）、在位にても政事を知らせ給はず、又院にて十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明かに諸道を知らせ給ふなるべし、御出家の後も勸ろに行はせましく、戒律を具足し、始終缺くることなく密宗を極めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとありがたき御事なり」とあり、作者の北畠准后は南朝の大臣なれば、當流

の學問をのみ斯く書きたれど、伏見にも亦代々學問に専らなる天子にて渡らせ給へり、伏見宮に秘藏せらるゝ花園帝宸記にて明かなり。

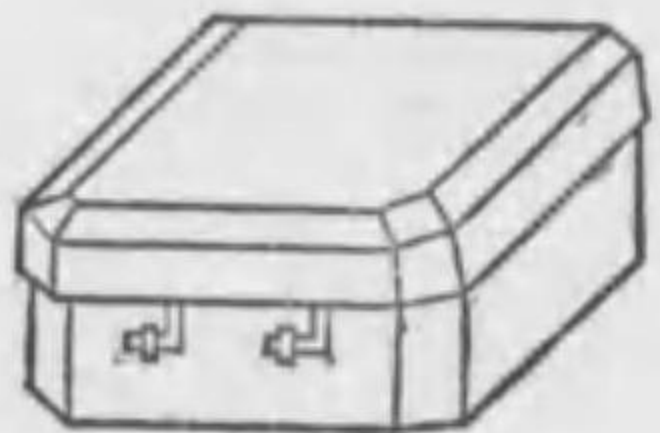
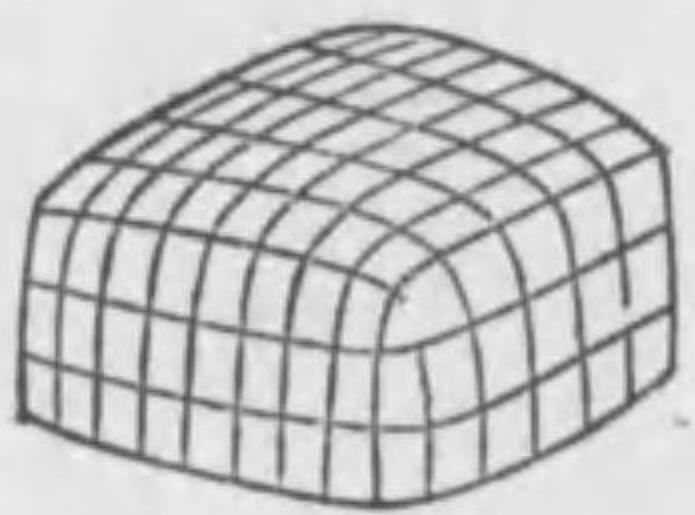
〔神璽の事〕 花園帝宸記は延慶三年十四の御時より書初められたり、帝其頃は後漢書を讀給へり、應長二年（正和元年 帝年十五）神璽の事を記しあるを録すべし。

二十八日甲申天晴未剋關白參内、申刻於朝餉（結璽宮、（結璽裏絹等、故幣）内藏寮進之、中納言典侍蔭子無極、仍改之也）奉_レ裏_レ之、先取_レ出_レ璽宮、置_レ朝餉、大牀子之上、典侍本所結構等撤_レ之（二有_レ之、一者古物也、今_レ者聊新也）、不_レ撤_レ絹、只本之絹_ヲ作_レ置、上_ヲ二重_ニ裏也、古絹ハ依_レ破損、璽宮現形（下略す）、舊書關白璽宮事、所_レ注物一卷持_レ之、是_ヲ披見、是文云璽中ニハ入_レ印云云、是高家口傳云云、又於_レ璽宮_ニ者自_レ神代_ニ未_レ變、若納_レ印歟、是關白説也。



後方有縫、有_レ二入_レ璽

返勘_ニ日本記、古事記等、爲_レ玉歟、但此事尋_ニ冬平公_ニ之處、於_ニ異朝_ニ傳國、璽者、爲_レ玉之由分明、於_ニ神璽_ニ者不_レ同_レ彼、璽物不_レ知之由稱_レ之、爲_ニ吉説_ニ之由稱_レ之、但慈鎮和尚記ニ分明之趣有_レ之、八勾玉、本文不_レ可_レ疑歟



前方壺者有三、以緒融之、令結壺。
二者在篋、一者在蓋、在蓋者中壺也。

今上と關白とは、其宮の緒を改むるにつき神璽の何物なるかを勘考し給ひ、そが八勾玉なるを疑はざる歟とあり、國史に於て貴重の事なれば、圖を并せて録しおく(第十九)。

〔京極爲兼の事〕 正和二年(七十)六月に、京極爲兼の事を記し(醍醐の事數、條は略す)、

四日癸亥今日開京極前大納言所勞、無別事云云、昨日火針云云、其後不増云云、付朝家殊爲悅者也、雖無才學直臣也、又深存忠人也、於歌道者只一人也、旁以爲悅者也。

九日癸巳、今日以俊言朝臣(今日任)、賜玉葉集一部、入手箱、猶有可直之事、無披露、不可出外云云。

十四日辛酉、今日寬平御記十卷一見了(但第二、卷缺)、昔丞相等之臣下多納諫、每見此御記、只恨當時無忠臣、不忠不直之臣滿朝多、朕如此生末代澆季之時、是不運之至也、悲哉哀哉臣下皆無存忠人

況於大忠哉、可嘆可悲。

十四日辛未、今日新院始開食政事云云。

十七日甲戌、酉一刻、仲定奏太上天皇尊號御辭表、是今日依御出家也、其辭云、(略す)

〔當時の迷信浮説〕 三年(八十)三月、春日神木入浴、閏三月石清水神輿入浴の騒ぎあり、略す。次に迷信浮説の記事あり。

十九日癸酉、入夜茂長朝臣語曰、筑前國青木莊有奉勸請北野社、伴社中蒙疵之蛇一出來云云、然而諸人不驚動之處、伴神託於巫女曰、異國已襲來之間、香椎、宮崎、高良、我等合戰、香椎宮已半死半生云云、我依大自在德、爲告知於人、現蛇身云々、又有祈禱者、重發向可征伐異國云云、朕以不德、猥踏天子位、仍有此災歟、悲歎之甚、非筆端所罩、偏仰佛神之冥助許也。裏書伴社神宮一人、有不信者、即託巫女曰、三ヶ日中可蒙罰云云、即夜頓死云云、其後諸人歸伏云云。是等迷信の浮説は、弘安の蒙古襲來以後人心の恐慌猶靜まらず、南北騷亂の醜態を兆する材料として録しおく。

〔後醍醐帝御即位の事情〕 六年(文保)より後醍醐帝へ讓位の事起れり。是時鎌倉の執權貞時卒し、大佛宗宣、常盤照時執權にて、貞時の嫡子高時が後見をなし、去年高時十四にて元服し執權とはなりたれど、喪心の體にて職に堪へざれば、内管領長崎圓喜、秋田時顯、貞時の託を受けて輔佐す、

北條氏の運命既に末後に迫りたり。大覺寺より鎌倉に太子即位を迫られしにや、宸記に同六年

二月二日己亥、此間可有讓位之由風聞、然而實否未之知之處、今日自關東遣僧許有狀、已治定、十日使者可上洛云云。

廿一日戊午、世上事有種種々、說善惡未定之程也、任冥慮之外無他。

三月八日甲戌、去夜關東使上洛、是爲遷幸、砂金所進也。

卅日丙申、今日酉刻許、禎覺(基仲法)自關東上洛、關東形勢頗不快云云、遷幸事者承了之由申之、

然而今朝之間、東使觀變上洛云云。(觀變は評定衆利、部大輔中原なり)然者遷幸猶以難憑事歟。關東人心多在彼御方

(大覺寺)、是雖追從之甚之所致、又豈非天運乎。此兩三年、連々雖有其說無其實、而於今度

者已治定云云。

兩三年とあれば、正和三四年より動きたる事にて、京極爲兼六波羅に捕へられ、日野資朝の嘆息したるは是年にて、此二年宸記闕けたり、旁事故ありたることなるべし。

然而造内裏功已終、遷幸日次治定、而忽不能見、第一恨事也、同院燒失以後、云造内裏而適相逢尤爲悅之處、已以相違、情案之、誠不德之身、爭軼龜山院以後代々、聖代乎、事理尤可然不致所怨、只運之拙、德之薄、關東方人、大略爲春宮方人歟、是又人所歸、定天所與歟。春宮兼和漢才、年齡如父、誠道理可然、而朕隨分稽古、學雖不至、勵心勤德施仁、若此一德、纔叶天意歟、已

十年在位、天道神慮、可悅云云、今及如此、此沙汰、又天之令然也、更不怨天、不咎人者也。多年禁中作法、餘波難盡、心中含悲許也。今夜爲方遠參持明院(略中)、法皇院等世上事有仰之旨、同朕所存、已及三十年、末代不可謂短悲遺恨、只造内裏最中事聊遺恨云云、但此事未披露、如此内々關東者所申也云云。

(前書)後披見之處、此記甚以愚也、不至道義之故也。(同)在位十年、是到末代可謂久、是亦命也、不足爲悅、縱不見造内裏、是亦命也、不足爲嘆。(同)婦人仁、小人德、何有叶天意。(同)此記雖可放棄、愚性不可掩隱、爲慚愧少年之愚、不放棄也。

四月九日乙巳、今日東使向北山云云、及晚春宮已有御慶之由、披露御所、申人多參云云、入夜關白參入、申云、東使申云、踐祚立坊事、可有御和與儀云云、然而近日非可有讓位之由云云、又造内裏料所、爲修理替地等、一所留置西園寺云云、

十一日丁未、關白參入、語云、昨日自大覺寺殿被申事有之云云、所詮關東以使者可有中之由兼申之、而今有所申云云、早可有讓國事之由可申入之由、被仰入道相國(西園寺)云云、是慮外事也、不審無極、諸人參集春宮、只今可有讓位之由也、有種種荒說等、近日世間怖畏無極事也、御返事定被申歟、不知其趣。

文保元年四月十九日(正和)乙卯、天晴、今日新造内裏(富小路四條北)遷幸也。(下略す)

五月十八日癸未、(裏書)今日密々聞、去夜東使向北山第、進文宮事書云、未來儲君事、可爲後二條院一宮、其後可爲新院宮云云、此子細不得心、天運以凡慮計申之條、恐存之由申之處、忽定儲君事如何、首尾不相應、歎、又如此一朝重事、兼披露頗似輕忽、是邊鄙人執事之所致歎、近年東風頗有若亡、關東當時無人之故歎。

廿日乙酉、今日東使觀變還向關東云云、此間種々荒說、衆口不可說事也、然而今度已無爲、幸運之所致也、但向後謀計、猶不可不恐者也、近日天下怖畏無極。

六月十四日己酉、法皇御窮屈、以外御事也、仍中殿作文延引、御痢病御氣云云、殊驚嘆無極者也、十六日辛亥、法皇御窮屈、以外興盛、御痢病更發、彌御窮屈云云、仍御祈等被始行。

九月に伏見法皇崩じ、本年中は禪位の事止み、翌二年再び起りて實行せらるゝに至る、事は洞院家の繼塵記に最も詳かなり。

其概略は正月廿二日、南六波羅使木所維貞(陸奥守)勅書を關東に守下り、二月廿日夜御返事を以て歸洛しければ、翌日より東宮に近臣悉く參集し、文書を御文庫に納むるなど騒ぐ、維貞文函を北山第に持參し、丑刻法皇常磐井殿に臨幸あり、暫く御所とせらる。邦良親王御元服、廿四日舊主(花園)土御門殿へ行幸、二十七日今上富小路殿に於て踐祚あり、三月九日に邦良親王(後二條の御子)を太子に立てらる。

〔後宇多法皇の院政〕

是に於て天下の政は又大覺寺方に移り、後宇多法皇常磐井殿にて院政を聽き給ふ、増鏡に「春宮は(後醍醐)すでに三十に滿せ給へば、待遠なりつるに目出たく思さるべし、法皇京に出させ給ひて世の中知食さる、龜山殿はさる事にて近比は大覺寺の邊に御堂建て、籠りおはしましつゝいよゝ密教の深き心はへをのみ勤め學ばせ給へば、自らも京に出させ給ふことなく、又參り通ふ人もまれなる様にて、かみさびたりつるを引きかへ、事繁き世に行ひもけだし給へばむづかしく思さる(中略)、此度の春宮には後二條院の一の御子定まり給ひぬれば、御門坊にておはしまし、時のまゝに冷泉萬里小路殿寢殿に徙り住せ給へる(中略)。おりかの御門(花園)は、御兄の本院と一つ持明院殿に住ませ給ふ、もとより御子のよしにて御座ませば、まいて一つ院の内にて聊も隔てなく聞へさせ給ふ、いと思ふ様なる御有様なり」とあり。

〔花園帝の御一生〕

されど兩上皇の持明院に御同居ありたるは新院の御料乏きによることにて、長講堂領其外は上皇に傳はり、花園上皇は寄寓の姿にて過させ給へり。後伏見上皇崩じて後は後深草龜山兩宮の轍を履まれて、光嚴帝御料となり、花園帝を後伏見帝の御猶子といふは名計りにて、御父子の間に介まり、實は御一生思ふ様なる御有様はなかりき。

〔後醍醐帝元弘の變〕

後醍醐帝の東宮は後二條帝の皇子(邦良親王)に定まりて、大覺寺方にも復兩統の争ひの種子を蒔かれて、行末は後伏見花園と、後二條後醍醐と、四統迭立となるべき有様となれり、

剛毅の後醍醐帝は三統を排して皇子を東宮に立てんと計らひ給ひ、遂に元弘の變に移り行きたり、南北兩統の分る、原因は繼體の情愛に流れたるに外ならず。

〔帝の太子を立て給へる事情〕 九重の内は外間の知り得べきに非ず、梅松論に後嵯峨の皇統を龜山に傳へ給へるは、初めより深慮あらせらる、事なりしを、北條時宗以來、邪の計ひにて伏見の統を立てたりと、事實相違を書きたるより、世の惑ひとはなれり。太平記は更に條理なし、邦良量仁(光嚴帝)兩太子を大塔宮に混雜して曰く、「君御位をば此宮(大塔宮)にぞと思召たりしか共、御治世は大覺寺殿と持明院殿と代代持せ給ふべしと、後嵯峨院の御時より定められしかば、今度の春宮をば持明院の御方に立進めらる、天下の事小大となく關東の計として叡慮に任せられざりしかば、御元服の義を改められ梨本の門跡に御入室」とあるは餘りしどろの書様なる故に、後嵯峨云云を鳥津本には、先年關東より申立てければと改めたれど、亦初めの春宮は邦良親王なるに因て、今度の春宮は後伏見院第一皇子量仁親王と申すを、嘉暦元年七月廿四日皇子に立て奉ると改めたれど是れ事の序次を亂る、毛利本には、關東の計ひとして、後二條院第二皇子を春宮に立てしかば、此宮は梨本門跡に御入室と改めたるも、亦序次を失ふ。林羅山の鎌倉將軍家譜に、勅使到關東、欲立後醍醐之子護良爲春宮高時不聽、遂立後二條院子邦良爲太子、後醍醐街之とあるは、全く太平記に誤られたり、但續本朝通鑑に、正安上皇以先帝早退位爲遺念、故欲立其皇子量仁、以爲東宮、密遣使於鎌倉請求之、然武臣等不聽而止、邦良遂得立坊とあるは、さすが幕府の編修にて何か據ありしなるべし、後に詳述すべし。

〔花園上皇の持明院御同居〕 花園上皇の仙洞を定められずして持明院に御同居せられたるは不審あるべき事なり、其宸記を得るに及んで、果して院御料の匱乏なるためにて、只孝道を重んじ枉げて無事に過し給へど、一時は落飾せんと遊ばしたることあり、宸記元應元年九月六日に、

真書宿曜師善算勘文云、自今年今月六日、至來年十月、重厄云云、朕依之令隱居之思、而上皇頻有御制止、仍不遂素意、愁欲歸參持明院殿、抑雖重厄、何必可隱居乎、尤以不可然而頻頃年來謹慎之功雖淺、隨分苦學之志已積、所見得之道義、只專在正理、全無二無三行理之道、於未代、非隱居難立、以是朕隱居之志、年久、而相當謹慎之年、殊催此志者也。而諸人或云、偏世上惑、云奉向背於上皇、其痛入者也、然而人口難杜之間、披陳還、有憚之間、不能出詞、而院仰云、親王事以下、可扶持之由事、先皇仰也、又叡慮無相違、而如此企隱居之思、甚不可、然有御意云云、又可有人口獻云云、所存猶雖相違、自方々此趣、頻被仰之間、又不能固辭、又愁欲出京也、但別行之間、中暇隱居此地也。

以上は上皇と御不和の外聞を憚り、衣笠殿に佛法別行の間御隱居にて、持明院へ還御の思召なるを記せられたるものなり、以下は一層の事情を進めて、

朕殊企隱居之故者、朕管領之所領更非幾、而雖如形、院中公事、又非默止、如男女又無奉公之仁者、不可叶之間、或相傳之私領久有、不返給之地、或年貢不濟之地始有、宛課役、方以非義是多、殊非朕之本意、仍企隱居、諸事省略、男女可減人數之由、思企之處、如此利口出來、又有背仰不孝之恐之間、恐先出京、追可申所存之由、心中存之。抑朕管領之中、相傳之地、本主不返給之所、兩所相殘、於自餘者隨分、回思慮所返付也、而所殘兩所、又此間欲返付之處、前大納言俊光卿云、朕立德行、相傳之地、悉可返付者、尤雖可然、當時非急務、仍為德政之名目、甚不可然、外聞中可為尾籠歟云云、此原不可說言申狀也、猶頻若傳語人、聞誤歟、更譜代輔佐之家、爭出如此之言體、遠不重聽事也、如此諸人出誹謗之詞、嘲哂之氣有之、然而沙汰外之事之間、朕不及聞入者也。抑近日禁裏頻道徳儒教之事、有其沙汰云云、尤可然之事也、而各方朝臣、藤原俊基等、此義殊張行者也、而如惟繼卿、頻偏執、以淺略義、加難云云、太不足言、
全不可謂非、是則太公戰、牧野、伯夷、首陽、同時稱賢聖、此義也、仕朝之士、以隱不可難、隱山之士、以仕朝不可難、道雖異、歸一者也、朕所思得偏在隱、是潔身之道也。(下略)
この趣きにては、増鏡に本院と一つ持明院に住ませ給ひ聊も隔てなくと思ふやうなる御有様とあるは、只外面を取繕ひたる詞にて、内實の御境遇は、伏見院政の時後宇多法皇の大覺寺に薰修し御出京なかりしと同じ御有様に窺ひ奉られ、伏見に長講堂領其他多分の御料を譲りおかれたれども、

兩仙洞を分たる、餘裕なかりしと覺ゆ、伏見帝宸記に後深草帝の讓狀を載せて、但此處始終不可為私領、已稱新長講堂領、本堂有事之時、佛事等委移行之上、修理者長講堂領也、本所進止勿論事也とあり。土御門の新長講堂領だけは私領となすを禁じおかれたれど、他は只本所進止にて、又長講堂領不可離本所、不可有別相傳之儀也とありて、本政所の支配に纏められたれど、いづしかな近侍の男女に給分せられて残り少くなり、新院へ引分けらる、餘裕は既に乏しかりし故なるべし。

第五節 後宇多法皇の院政

評定衆及び院司の任命——評定衆の家系及び人物——院廳政務と其の變遷——叡山の騷動——東大寺の騷動——園城寺の騷動——石清水の騷動——玉尊の御間の御不服

〔評定衆及び院司の任命〕 三月十二日院の評定始あるべしと、評定衆傳奏公卿を定めらる、評定衆は

- 關白道平(二) 前右大臣實泰(院)
- 公顯(今出) 大納言師信(花山院)
- 右大將家定(花山)
- 前大納言有房(六) 賴藤(二) 俊光(野)
- 前中納言定資(城坊)
- 前中納言經繼(中御)
- 定房(吉)
- 前左大辨參議宣房(萬里小路)

關白を長とし、十二議員を以て院の政府を組織す、猶鎌倉に執權を長とし評定衆にて政所を組織せるが如し、此内より實泰、師信、有房、定資、經繼、定房、宣房及び三位有忠八人を傳奏となし事務を取扱ふ、是後白河院以來の制なるべし。評定は又議奏とも稱し、以て慶應に至れり、院司は院政なくとも仙洞御所には之を補せらる、別當、執事、執權、年預にて成る、花園帝讓位の即日補せられたる院司は、

別當權大納言西園寺實衡實衡執事 坊城定資坊城執權 左衛門督洞院公賢 左大辨參議左中將花山院師賢 參議四條隆有 左少辨日野資朝年預

隆有以下は判官代にて、勸修寺經顯なども加はれり、三月十日に太上天皇の尊號を奉り、廳始あり。法皇の院司は別當洞院、實泰の執事にて、吉田定房執權たり。

〔評定衆の家系及び人物〕 大覺寺持明院の間御不和なりしとて、公卿の家も黨派を分つて早く南北の破裂を形成したるには非ず、評定衆に選ばれたる人々は公卿中の巨擘にて、後に兩朝と分るゝに及んで、著名の人は多く其家より出でたり、此に概略を叙して參考に供せん。道平は近衛經忠と南朝攝家の祖となれり。洞院家は兩統の姻戚にて、實泰は學問に達し、法皇の寵任淺からず、去年一位に叙し、父の喪に逢ひて回收せられしに、今年八月復位し、左大臣となり、長子公賢權大納言に進む。時に本家の相國實兼隱居し、子公衡薨じ、孫實衡は新大納言たり、實兼は次男家の父子隆

進を聞きて、かくては遂に彼の子孫に乗越されんと、鎌倉へ故障を申越せしに因て、二階堂三河入道行誼綱時上洛し、關白に詣り、此事は聖斷に出づるならんも、西園寺家は關東重寄の家なれば、去夏勅使下向にも極位には異議を申したり、用捨ある方なるべしとの事にて、實泰即時に叙位を辭したり。當家は藏書に富み、公賢は北朝の名相となり、園大曆は其日記なり、弟公敏は笠置の難に殉へ、公泰冷泉、實守、及び子實世は南朝の大臣たり。今出川公顯は西園寺實兼の二男にて薨て薨じ、弟兼季相繼北朝の大臣となる、菊亭家の祖なり。花山院師信は帝の生母准后忠子是年四月に談天門院の義兄弟なり、元享元年十一月薨す、花園院宸記に、和漢之才不耻於時輩、可謂良佐、尤可惜也とあり、此人と吉田定房と兩人は殊に法王に親信せられ、子師賢は笠置の變に帝の替人となりて流死す。六條有房は又中院と稱し、和漢の才學あり書を善くす、因て法皇に任用せられ、明年六十九にて薨す、傳奏の有忠は其子なり、中御門經繼と共に皇子に忠を盡し、帝に疎んぜらる。日野俊光は文章博士家の嫡統にて、伏見帝より拔擢せられ、辨官を以て傳奏となり一院執權を兼ね、先帝の時始めて權大納言に陞進し、日野家を興す、花園帝宸記に譜代輔佐之家とあり、持明院に於ては此人と京極爲兼と二人を腹心、股肱の臣としたり。長子資名、次子資朝、三子資明、みな伏見に昵近し、資名は光嚴帝の腹心たり、資明は勸修寺經顯と共に北朝に大功勞あり、柳原家を起す、是を以て日野一門は足利氏に於て、西園寺に代るの權勢を得たり、而して資朝は正中の變に首謀となり、

遂に佐渡に流死せり。坊城定資は父俊定諸大夫家より伏見帝に任用せられ大納言に進む、定資も亦政事に達す、弟經顯は北朝の内大臣となり、勸修寺家を興す。吉田定房は帝の乳父にて最も大覺寺に信任せられ、當時第一の名臣なり、京極爲兼の伏見に於けるが如し、遂に内大臣に任じ南朝に候す。萬里小路宣房は吉田、坊城及び中御門經繼と一族なり、參議となり、後二條帝崩じて官を罷めしに、今又拔擢せられて評定衆となり、子藤房、季房並に帝に昵近し、後に權大納言に至る、亦名臣なり。時に大納言北畠師重の子親房は年二十六、學問博洽にして、後に定房宣房と名を齊うし、後三房と稱せらる、正中元弘の變に當り尤も有力なる公卿なり。以上は朝廷第一流の人物なり、是に次いで第二流にも有名の人物多かりき、後に記する所を合せ考ふべし。

〔院廳政務と其の變遷〕

院政の最初より諸國の追捕兵馬の權は武家に移りて、遂に幕府を開きたれど、御料を始め寺社權門勢家の領地は其間に犬牙錯綜し、幕府より守護地頭を定めて支配をなし、領家職地頭職の交渉煩はしく、又本所進止の地もあり、故に幕府の關東諸國を直轄となす外は、京師の兩六波羅政所にて院の評定と相交渉して裁決すること、なれり。是れ院廳政務の概略にして、殊に主なる事務訴訟は寺社の關係に多し、故に京都方の歴史を見れば、朝廷は只寺社の政をのみ務めらる、の觀を呈したれど、時代の浮沈は鎌倉、室町、江戸と移るに従ひ、京都裁決の地は漸滅したり。其概略をいへば、鎌倉時代には院政儼存して六波羅との交渉常にありけれど、南北の亂にて

寺社權門勢家の地減衰し、院政廢れて文明の大亂となり、豊臣氏に至りては、寺社權勢の地僅計り存し、朱印を以て定めたるを御朱印地と稱へ、江戸時代まで其京師への交渉は、幕府も諸國も、甚だ面倒なるものなりき。斯くの如く鎌倉時代に於ける本所進止地の處分は、朝廷の故實に鍊達するに非ざれば裁決する能はず、因て大江、中原、三善等の諸氏、幕府の政權を左右し、家々の文書記録を検して原案を起草したり。故に京師の諸大夫、藝業の家は、武家に聘せられて大名となり、武功はなくて威勢の重き家を生じたり、足利氏の上杉、高などを其首とす、斯くの如き情實なりしを以て、院の評定衆傳奏(議奏傳奏)は宰輔の實權を具せり、當時の寺社訴訟をば後の御朱印地に比して、冷淡に看過すべからず。

〔叡山の騒動〕

帝北條氏を滅すに叡山、高野、熊野等の大寺に結託し給ひし跡は明かなれど、固より陰謀の事にて今之を詳にすべからず、但、後宇多院政の初めより、是等の寺社に騒動絶えず、以て原因を誘ひたりしなるべし、爰に之を略述せん。叡山は前年より衆徒中堂釋迦堂大宮に籠り居りしに、帝の御世始めとなり、穩に訴へなば急速の御沙汰あるべしと諭し、兩堂は解散したれど、大宮のみは西塔の契約今に充行はれずとて散せず、四月に坂下の衆徒餘りの事とて廿日の朝押寄せ、追散らさんとしければ、惡徒神殿に火をかけて焼失し合戦を始め、覆面して目ばかり穴をあけ、假聲をなし、異形の姿にて威したれば、見る者憎まざるなし。帝告文を納めて神に謝し給ふ、時の

人いふ、責一人に歸するは天下のために痛ましからずや、此頃當社は造れば又焼け、焼くれば又造る、只事とも覺えず、旅人往還の津料は不淨物を擇まざるうへ、神託の如く人愁を以て造れる故にやと謗れり。

〔東大寺の騒動〕 其冬東大寺の僧徒より○大勸進僧改定被補員外僧事○兵庫津料被改付他所事、此二條を訟へて、八幡宮の神輿を大佛殿に遷せしに、裁可なきにより、翌年(元應)正月十八日、裏頭の僧四五輩、武士少々供奉し、神輿を上洛し、翌曉七條河原に至りしに、檢斷奉行澁谷一黨馳向ひて防ぎ、衆徒二人を捕へ、神人一人を殺し、三四人に疵を負はせければ、神輿を振棄て、逃去りたり。是に於て院廳に評定あり、實泰、有房、俊光、經繼、定房、宣房、六評定參仕し、下膳の宣房(評定は末班)發議にて、東寺は同じ鎮守八幡なれば、彼等に安置すべしといひ、之に決せしに、兩寺は本末の争ひあるにより故障を申し、また牛若宮に安置せんには武家より承引せず、因て、夜に入りて蓮華王院に遷し奉れり。花園帝宸記に、

正月十九日乙亥、此曉、東大寺八幡神輿入洛云云、抑此神輿事、此間遷座大佛殿、可有入洛之由雖聞、曾不被彼用(裁決なきの義)、若有入洛者、聖尊僧都可被行罪科、入洛事遂無驚御沙汰也、仍及此儀歟。抑此訴訟、兵庫關、被寄大覺寺之故云云、未刻許、上皇下御庭、上有御拜并御祈、令朕同之、遣使者令見之處、神輿二基、奉振赤鹽小路河原、島中云云、武士等奉守護云云、可有奉入

東寺之由雖仰、申子細、仍可奉入三六條若宮歟之由、有沙汰、兩所未治定云云、於仙洞被行評定云云、終日奉居泥土之段、殊驚嘆無極者也。

廿一日丁丑、藤大納言俊光參於院御方、奏事之次語申、神輿事、一昨日辰刻、俄可被行評定、可參之由被觸之間、參入之處、召被行評定、神輿入御所、寺訴三ヶ條事云云、東大寺神輿、永仁延慶正和三ヶ度也、而皆幸入東寺、今度不可有異儀之由(宣房の請を萬一)、治定之處、供僧列參、東大寺以東寺稱末寺之由、當時及訴陳、敵對之分、奉入神輿之條難治也、此上雖有御沙汰者、可思切之由申之間、重有評定、神木勸學院顛倒以後、每度奉入法城寺、金堂也、取彼例、奉入蓮華王院之由、一同之間、其由治定。又先々東大寺鎮守、駕輿丁等奉昇之、而今度爲誰人沙汰、可奉入哉、有沙汰之處、神祇伯可爲沙汰之由治定云云、寺訴事可被仰關東云云。

東大寺八幡宮の神輿播遷中は京師何事も謹慎中なり、東寺文書に、東大寺八幡宮神輿歸座間事。兩寺者爲聖武桓武之勅願、密教顯教之興隆、寺門、今以无本末之差、僧侶互雖通教文之學習、先例未及諍論、向後殊存舊式、不可有新儀者也、此上強不可申子細、早任先例、可奉入神輿於當寺之由、可令下知給之由、御氣色所候也、仍執達如件。

元應元年十一月廿六日 權大納言定房 謹上 東寺長者僧正御房

園大曆(庚辰三)にも是月神輿の東寺入御を記す、二年を越えて元亨三年六月に歸座ありたり。

〔園城寺の騒動〕

四月延曆寺より園城寺に押寄せて之を焼拂へり、其起りは鎌倉の連署金澤貞顯

が兄越後僧正顯辨上洛し、園城寺長吏になりければ、寺中の若輩其權勢に憑りて、戒壇の宿意を果

さんとし、顯辨も亦因て赤袈裟(中綱袈裟)の勅許を得んと存じ立てり。戒壇の宿意とは、則ち天下の僧

に戒を授くる壇は、もと東大寺と、筑紫の觀音寺、坂東の藥師寺(野)、の三ヶ寺に定まりしに、僧

最澄延曆寺を創め、遺表して戒壇を建てたり、徒弟圓珍が園城寺を創むる後、其徒漸く獨立心を生

じ、後三條帝の比より三井にも戒壇を建てんと迫請し、叡山に拒まれて果すを得ず、爾後互に水火

の如く争へるをいふ。斯くて三井には柱計りを立並べて戒壇と名づけ、四月十三日に供養を行はん

とす、叡山これを聞きて押寄せて焼拂はんとす、武士三井を警固し洛中大騒動となりければ、顯辨

は全くさる儀なしと起請文を添へて朝廷に進め、一時鎮まりたり。花園帝宸記に、

十三日戊戌、晴、今日傳聞、三井寺欲供養金堂、建戒壇、仍山門蜂起、神輿已可有入洛云云、顯辨

僧正建立戒壇云云、天魔所爲歟、但聖護院圓滿院等争申云云。

十四日己亥、晴、山門猶未落居云云。

十五日庚子、晴、十七日衆徒等可發向園城寺云云、聖護院圓滿院請文者、戒壇事更無其實云云、尤

以不審事歟、顯辨僧正、去十一日送使者於武家、申云、戒壇事若輩衆徒蜂起之間、雖加制止、不叙

用之由申送云云、而今忽證申之條、頗不審事也。

十八日に金堂供養を行ふとて勅使を申請ひ、左中辨日野資朝參行す、夜中に衆徒僧正長乘を脅迫し
て連行き、導師なくて其式を畢りしに、叡山より自由の戒壇を破却すべき旨、嚴密の御沙汰を迫請
す、因て兩門主並に武家へ仰せられ、一日中に數度の院宣を寺門山門に下され、十九日長乘を土佐
に流さる。同宸記に、

十八日癸卯、傳聞去夜丑刻許、三井寺衆徒二百人許、帶甲冑、至長乘僧正房、迎取行、園城寺云云是
爲金堂供養、戒和尚云云、但聖護院圓滿院等申、顯辨僧正所不授之受者相殘之間、爲灌頂所迎
取也云云、但寺門衆徒自稱云、金堂供養了、戒壇立了云云、何真何僞、未辨者也、天魔之所爲、不能
左右、依此事、山門彌蜂起、廿一日可發向寺門云云。

十九日甲辰、山門猶蜂起云云。

流罪宣下にて叡山暫く静まり、戒壇破却の院宣猶嚴密なりけれども、武家の沙汰悠々決せざりしか
ば、山門憤怒に堪へず、廿五日三塔共に彼等に發向す、三井衆徒追落され、大津の在家并せて寺門
を殘らず焼拂へり。同宸記に、

廿五日壬戌、晴、今晚山門衆徒發向園城寺云云(中略)、未刻許資明參申云、園城寺金堂戒壇等皆燒
拂了云云、廿七日裏書に園城寺爲山門燒失例及三度々歟、然而今度堂并僧坊等、不殘一字、拂地燒

失了、此事超越先例、是併法滅之期歟、可嘆息。

武家より評定衆等を差向けたれど、既に退散したる後にて空しく歸れり、徒然草に惟繼中納言が圓伊僧正に逢ひて寺法師を今よりほうし(火憂し)と申さめと戯れしは此時なり。即日南六波羅より齋藤六郎、税屋二郎兵衛尉、關東へ發足せり。

〔石清水の騒動〕 石清水の神人も亦訴訟の遲延するとして、是月五日神輿を擁して入洛せんとするを檢校榮清相摸辻に防留め、神人を殺傷し、公人警固しければ、十三日神人等社殿に亂入し、翌二年七月廿三日、神人等遂に神輿を奉じて、上洛したり。同宸記に、

廿三日庚子、晴、卯刻許、八幡神輿入洛、鹽小路、大宮大路奉振弃、神人少々被殺害、武家相防之間、及刃傷云云、珍事無極、及已刻始聞之間、即著直衣下庭上、今日御幸嵯峨立石之由、有沙汰之處、神輿奉振弃、如此之間、御幸如何之由候申之、仍御幸停止了。

神輿を東寺に入奉り、十一月に至り落著して歸座ありたり。

〔至尊の御間の御不服〕 京師にかゝる珍事の續出するは、關東交渉によりて訴訟の緩怠したるに因り、園城寺一件の如きは彼の暴威を待みて變事を挑起したり、以て其末運を徴するに足る。されど領地の訴訟の纏れは處分を誤りたる久しき積成にて、今は條理すべからざるに至りたること、諸國地主の愁怨、神人僧徒の紛囂に止まらず、畏き至尊の御間にも不服の在らせらるること、前節

に録したる宸記に見ゆるが如し、此に猶其一節を録せん。

(元應元年 閏七月) 二日、抑此間、室町院御遺領内、伊勢國證誠寺、故院御管領内也、仍朕管領之處、自法皇無故被召之、以左府申入之處、今夜内々申返事之、事理可然、但如此事相交歟、云云、此返事頗不足言歟、無故被召、他人之管領分、稱有先例之條、不可說歟、情案之處、法皇隨分内外典籍有御稽古、而如此事有之、尤不審事也、如何、思之言行相合、頗稀事歟。此等事重、以理欲申之處、朕願身忽知非理所著、冬房卿相傳、莊院御管領之時、被召放之、給女房、朕雖知冬方理、依問女子、今未返給、雖懸心中、未顯本意、以是思之、是者臣下也、管領内也、彼者申分之外也、雖事之有淺深、非理同前歟、豈隱吾小過、謂他之非理乎。

室町院は後堀川の皇女暉子内親王なり、後伏見帝の時薨じ、其遺領の院御料となりしを、今度無理に召され、花園上皇御自省ありて諍ひを止まり給へり、上皇の御間さへ斯くの如し、されば社寺の不服を唱へて騒動を起すも亦宜なり、況して諸國より京都に赴き訴訟し、徒に年月を移し、不服を懷いて幕府を怨懟する者の益多きを推想せらる。大亂の醜酵は其由來の久しきこと、前述の諸例に徴して推知するを得べし。

第六節 法皇德政の條件を頒行あり、政事を帝に復せらる

宣房建議の德政八ヶ條——德政案の評議——宣房三ヶ條の建白と萬一記——改元定及び德政篇目の議
定——東宮の議又動く——花園帝宸記御記載の事實——政治を帝に復せらる

〔宣房建議の德政八ヶ條〕 萬里小路宣房は法皇の鑒拔にて評定の班に列し、權中納言に進み、毎に其發議は議員の同意を得て施行せられたる事は、宣房の萬一記に詳かなり。元應元年己未宣房八ヶ條の德政を建議す。其一は才德を擇みて官職を授くる事なり、其大意は、官のために人を擇むべきに近來は人のために官を授くるにより、非器無才の仁、譜代と稱して王官に居る、上古には德行を以て官を授け、子孫其德を相續して譜代となれり、末代の風は只家の相續を以て譜代と稱す、近日公事の興行あるとも、上卿動すれば闕け、辨官多くは結政を遂げず、先日列見の如き、毎々延引し、冬方朝臣の所勞減するに依て遂行せられたり。又近衛の將は數十人に及べども、府役を勤むる輩は幾くもなし、殿上の任多く闕け、仍て懈怠を招ぐ、尤も沙汰あるべき歟。其二は評定衆傳奏を清撰せらるべき事あり、其大意は末代の風は王官に居る輩は王佐の器に非ず、傳奏評定衆を王佐の臣と謂ふべきに、政道を轉せざる仁にて現任となり、輔政の臣は前官の爲に綺る、差末代王官の如くなる歟、眞實に德行の仁を清擇せらるべき哉。其三は一方の訴訟に就て尋ねられざる事、其大意

は、召放さるゝ時には尋下されずして、愁陳すれば理非を決すべき由を沙汰あると、本知行人の所申は謂はれなきに非ず、然れば先づ院宣を召返され、兩方を尋究して裁判あるの條、道理に相叶ふべき乎。其四は上下訴人の獻料を停止し、其間へある者は、施者、受者共に罪科に處せらるべし、獻料は訴人の愁なり、然るに申沙汰人賄を受くる時は叮嚀を致し、受けざる時は疎略あり、仍て乍ち炊費を絶たんとす、誠に領納の輩を先にし獻料の人を後にする廉潔の道は、古今極めて難き歟。其五は文學を興行せらるべき事、唐の貞觀に弘文館をおき、我朝の天長中に諸氏の子孫を大學寮に下して經史を習讀せしむ、此の如くならざるとも、聽朝の隙に填典商略の事を論誦あらば、興行の義たるべき哉。其六は諸社司諸寺執行は、勅使并に諸家雜役を停めらるべき事。其七は恒例神事を興行の沙汰あるべき事。其八は諸寺の別當は必ず會議ありて定補せらるべき事、其大意は南京の七大寺は別當公請に募りて俸祿を充てらるゝ由に存じ、北京の六勝寺は執務の人、偏に寺用を貪りて修治を忘る、圓宗寺は後三條院の勅願にて六勝寺の最初たり、法勝寺は白河院の勅願にて百王の鎮護たり、一天靜謐を祈るべき本願あり、此兩寺を不日に修治の沙汰あらば、定めて、冥慮に叶はん歟、此外顛倒の諸寺無力なる者は、東寺、圓宗寺、法勝寺等に其領を付して理せしむべしとの旨意にて、頗る實際的の考案なりき。

〔德政案の評議〕 翌元應二年庚申、正月の評定始より德政を議せられ、去年人人の注進せる篇目

に就いてまづ神佛事六條を議し、四月文學の事を議し、紀傳輩は策勞(對策の優劣と)を固守し、稽古拔群の外は臨時の加階を止め、明經は小經課試にて叙爵を許し、中經及第の後に儒官を授け、五經大義殊失なき者を博士に任ず、明法は律令を讀申し殊失なきは廷尉に轉じ、其義を講ずるは五位に叙し、大義を試問して儒官を授く、筆道は其職に居るもの、殊に研精すべき、醫陰兩道は五位以上課試の沙汰あるべしとなり。五月十四日、法皇出御あり、政道の大綱は當時簡要の公事、用途等の事なれば、今日は雜訴の事を沙汰あるべきに、訴論の面々子細を申すにより、俄に政道の沙汰あり。法の如く下臈の參議雅俊より發言し、次に權中納言宣房申す、誠者天之道也、自誠而明日聖、自明而誠曰賢、聖の道は誠の外に他なし、代々の制符に其實なきは無益歟、今年は一節の終り、明年は辛酉革命に當る、殊に德政を施し、其災を攘はんと、條々の篇目を定められ畢れば、眞實に遵行せらるべし。任官は爲官求人、然るに官に在るの仁、大略譜代を賞するに依て、形の如く陣の公事を行はしむる許りなり、後嵯峨院以來は傳奏評定衆を輔佐と稱すべきに、近代亦非器と雖も譜代を稱す、茲に因て政道日に陵夷する歟。維訴の事は、愁訴者の庭中を致すとき、内々出御あつて聞食され、當日沙汰あらば聖斷あるべし、庭中の時は當番の公卿必ず參候すべし人愁を休むべき歟、相傳の地を返付すべきは藤宰相の申す所相違なし、所詮四十餘條の篇目必ず遵行せらるべきなりと。

〔宣房三ヶ條の建白と萬一記〕 次いで宣房三ヶ條の建白をなせり。一は傳奏評定衆の事、唐太宗

は朝披經史、觀成敗、於先蹤、晚接寶筵、訪得失、於當代、寬平の聖誠に近く公卿の有識を喚びて治術を訪ひ夕に侍臣を召して六經を求め、和德を凝らさる常儀此の如し、今度得失の議奏に及ぶは皇化の至りなり、就いては傳奏、評定衆、先度黜陟の沙汰あれども、其後非才非行の輩相加す、眞實に政道を行はるゝならば、研精の沙汰あるべき哉。二は女房口入の事、魏の文帝曰く、婦人與政、亂之本也、自今以後不得白事於太后、太后すら猶然り、まして陪仕の女房に於てをや、近日殊に禁制ありと雖も猶亂法の事あり、殊に慎まるべき者か。三は毎月七ヶ日は嵯峨殿御所間に奏事を開かること人愁ある歟、當今の賀茂御參籠の時、聽斷事を行はるゝには旅所御所に事を奏するを常儀とす、されば眞言御談義に其隙なしと雖も、刻限は定めて奏事あるべき哉と陳す。議畢りて退出せしに、夜深けて門を叩き按察大納言(俊)より狀を送り、今日の議奏は叡慮の趣きを報せり、宣房感激し、鄙懷を述ぶるために警言を獻するは、言畢り秘するなき所存なるに、天道を感じたる歟と、其狀を傳へて子孫の誠となす、即ち、萬一記なり、以て君臣の遭遇を想見すべし。

〔改元定及び德政篇目の議定〕 翌元應三年は辛酉に値り、二月廿三日内裏に改元あり、文章博士日野資朝、菅原家高、年號字を勘申す、元亨、弘元、應安、康永の内、元亨に一揆す、藏人頭、日野資朝院に參り奏し歸り、仰せを傳へいふ、緯候書非聖人之道之上可爲用神武上元者、不當革命之運歟、然而謹慎之餘、改元應三年、可爲元亨元年之由、令作詔書云云とて、内記に其意

にて詔書を起草せしむ。又院に於て德政篇目を議定あり、四月十七日左大臣實泰の宣にて施行あり、總て四十餘條といふ、鎔冶漫筆に藏人より威神院(社)への下文には只六ヶ條を記す、其餘は官司にかゝる事多かるべし。薩摩國分寺文書に、是年天滿宮執行等の解あり、該社建治元年(後宇)奏聞を経て院宣(山)を下され、祓答、東郷、入木、山門、南都、加世田六ヶの料所を寄附せられたれど、地頭名主等武威を憑みて正税を辨せず、僅の所出にて材木を採伐せしも、亦國司料所に妨げられ、四十餘年間に朽損せり、今承り及ぶには、諸國國分寺等を興行せらるべき德政を行はる、旨風聞とあり、其解文は清書して京に進むと書入れありと云ふ。さればかゝる篇目もありたるにや、以て此德政の關係は及ぶ所、重大なるを知るべし。果して議の如く遵行を遂げたるにや。

〔東宮の議又動く〕 文保の御和談の後、花園帝宸記に元應元年五月十八日法皇の伏見宮に御幸ありしを記し、上皇更出、朕同出、法皇令立障子内給、上皇令立障子外、朕同立障子外、法皇御座南方、疊上、上皇又御座東方、疊上、朕居端、疊、再三雖有御氣色、上皇固辭不令居上給、朕又不移座、小時上皇可供花(長講堂)之由被申、法皇即起座云、とあり。爾來是まで三四年にて東宮の議又動き、上皇は石清水に願文をこめられたり、其文に

これ元亨元年辛酉十月四日甲辰の吉日の吉時に、掛卷も長き石清水の皇太神の廣前に恐れ惶みも申給はくと申。胤仁わが神の流をうけて天つ日嗣今に絶す、そ王の正嫡として天子の位をふむ、

然あるを僅に三歳が内に罪なくして位を奪はれき、運の拙きを知り、これを神に祈す年を送りき、情を王せん王に後れ奉りしよりこのかたの身の上を案するに、木を離れたる鳥の如し、水を失へる魚の如し、茲に妄人いよいよ力を得て運を傾けんとす、是によりて量仁の親王りうばうりうんに當りて、今に望を遂す、知す若し一流斷絶その期至か、又知す運の時至ざるか、神明の應感に非ずは誰かこれを辨へん、今年は舊を革めて新しきを立つべき天運なり、此時に當りて運を開んと思ふ、一念の憂へ猶天道に達す、况や念々の怨をや、一身の憂へなを神の聽を驚かす、况や王せん王の怨念をや、既に使を東宮に遣して思ふ所を述べんとす、言ところ我口に非ず神の口をかる、答んところ人の心に非ず天の心ならん、一事一件私をまじへば神明納受し給ふべからず、筆に先だち、心に先だちて其誠あらば、座を去すして我願一々に成就せしめ給へ、大菩薩この狀を平けく安けく受給ひて、常磐不動に、夜の守り日の守りに守り祐ひ給へと、恐み惶みも申給はくと申。

〔花園帝宸記御記載の事實〕 願文の趣きにては既に量仁親王(光嚴)を太子に定むべき勅使を關東へ遣はされたる様なれど、花園帝宸記に明記せられたるには、

九月廿八日戊戌、晴、於院御方、聊有被仰談事、俊光、隆有(四)等卿祇候、昨日爲御使、隆有卿向北山第入道相國、申旨申之、俊光卿關東下向、事有沙汰、大略可下向之由治定也、而入道相國申議之間、所有評定也、下向可宜歟之由、予所存也、但於大道者入道相國所不違、然而此事

尤可_レ在_レ叙慮_二事、仍申_三其議_一了。

廿九日己亥、晴、今日入道相國、内々猶申_三入女院御方_二之旨有_レ之云云。

卅日庚子、俊光卿參、有_レ被_レ仰談_二事_一（此後石清水へ祈願あり）

十月九日己酉、猶雨降、禎覺參、御事書被_レ見_レ之、所存事等申_レ之、御和談之時、二代相續立坊事、非_レ關東所存_二之由申_レ之、同_レ朕所存_二御事書少々被_レ直_レ之。

十一日辛亥、晴、俊光卿參、御事書等被_レ仰合、被_レ直_レ之、予候_二御前_一、少々所存申_レ之、文保御和談於_レ事物忽、又非_レ關東所存_二歟、悔而有_レ餘、然而其時義、予告_レ不知、及_二今度_一又雖_レ有_二沙汰_一、有_二何益_一乎、向_レ亂臣之張行也、遂不_レ諫_レ口耳、但事次委細、所存令_レ申處、先度儀、依違勿論之由有_レ仰、有_二御後悔之氣_一。

十三日癸丑、晴、俊光卿參、今日向_二北山第_一云云、御事書令_レ見_三入道相國_二之處、無_三所存_一云云、今日文保御和談之時、御沙汰依違事入道相國中旨、不可_レ然事等、委細令_レ申_レ之處、一々尤可_レ然之由有_レ仰、既往不_レ諫、雖_レ守_二格言_一、爲_二向後_一殊不_レ憚_二胸中之一事、頗似_レ遺_二一笑_一歟。

嘉書此事、重事之中、重事也、記而無_レ益、然而一々覺悟、尤可_レ爲_二後日_一要領_二之間、粗記_レ之、凡文保元年、親鑒爲_二使節_一上洛、兩御流皇統、不可_レ斷絕_二之上者、有_二御和談_一、可_レ被_レ止_二使節_一往返云云、依_レ之當時可_レ有_二讓國_一歟、將又不_レ差_二時分_一歟、由、有_二御尋_一之處、非_レ當時_二之由、親鑒申_レ之、入道相國以_レ自

筆書_二進了_一、就_レ之御問_二答于大覺寺_一之處、條々非_レ和談_二義_一之間、自_二此御方_一者、御和談無_二子細_一之間、被_レ申_二大覺寺殿_一之處、如_レ此御問答、已有_二御和談_一之義歟、此上可_レ爲_二何様_一乎之由被_レ仰_二使者_一之處、又進_二事書_一云、春宮踐祚後_二二條院_一宮可有_二立坊_一、其後新院_一宮可有_二立坊_一云云、此事諸人不審、内々以_二禎覺_一被_レ尋_二親鑒_一之處、所詮御和談不_レ事行_二之間、春宮_{（今禁）}踐祚似_レ無_二其期_一、仍爲_レ慰_二法皇御意中_一、未來立坊事云云、此事無_二文書_一、似_レ不足_二支證_一、然而事義又不_レ背_二歟、此後關東無_二申旨_一之間、讓國事不_レ沙汰_二而止了_一、先院崩御以後、文保二年正月、自_二法皇_一被_レ申_二讓國_一事、入道相國中_レ之先度已關東令_レ申了、兩度猶不_レ沙汰_二之條_一、定可_レ背_二東風_一歟云云、仍讓國事、量仁親王立坊不可_レ有_二相違_一者、可有_二御承諾_一之由、欲_レ被_レ申_二之處、入道相國云、立坊次第已關東定申了、不可_レ被_レ亂_二云云、此事太不可_レ然、無_二御和談_一之間所_二申入_一也、於_レ今者有_二御和談_一之上者、不可_レ似_二以前之儀_一歟、何况今一度、被_レ仰_二合關東_一之條、豈非_二正理_一乎、而猶強_二申_レ此義_一之間、立坊事關東定申之上者、雖_二何事_一和談、一途可_レ所存_二云云、此問答已以相_二違事理_一之間、令_レ被_レ仰_二關東_一之趣令_レ相違_二也、此事入道相國、備案歟、親鑒所存、至極問答、定存知歟、而令_レ及_二備案_一尤不_レ智也、無_二智者豈爲_二國家之輔佐_一乎、若存_二不忠_一者、又見外也、二途無_レ不足_二爲_二國家之輔佐之器_一如何云云。

廿一日辛酉、晴、今日被_レ遣_二關東御事書_一問事、聊申_二所存_一、尤可_レ然之由有_レ仰、被_レ書入_二事等有_レ之入夜資名卿參申云、明日戊日、明曉進發有_レ憚、如何之由有_レ評定、儲日廿四日云云、件日御衰日也、度々

延引不可然云十九日已出門了、此上強不可有憚歎、又戊日出行憚事、陰陽家不憚之上者、有何事哉之由治定。

廿二日壬戌、曉更俊充卿參、薰物等給之、即可進發云云。

〔政治を帝に復せらる〕

又大覺寺方よりは、十一月吉田大納言定房を勅使として、天下を御政治

ある事數十條を仰含められて鎌倉へ下向すと、武家年代記に見ゆ。是より先き六波羅北方の金澤維貞鎌倉の氣色不快とて、七月二日俄に東下せし末、十二月七日に常磐範貞代りて下向す、此間は何か京師に子細の起りたる様なり。宸記十二月に、

九日戊申、今日俊光、定房等卿京著、今夜自法皇以關白(一經)政務事可被聞召之由、被申禁裏云、俊光入夜京著之間、御返事趣未聞。

十日己酉、早旦以資明關東御返事趣、俊光申之、大概宜體云云、然而不及急速悅歎、大略存儲分也、始終體非不快歎、自今小路殿事趣書了下給之、即返進之。

從來、宮中の事實として傳へられたる増鏡には「法皇は動もすれば大覺寺殿にのみ籠らせ御座す、人々世中の事ども奏し、に參り集ふ、今は一筋に御行にのみ御心を入れ給へるにいとうるさく思はせば(別にうるさき)、其夏の比(冬)定房の大納言東へ遣はさる、御門に天の下の事譲り申さむの御消息なるべし、大方はいと淺ましく成果てたる世にこそあめれ、か計りの事は父御門の御心に容易く任せ

ぬべきものをとめざましけれど、昨今始りたるにも非ず、承久より以來斯くのみ成りもて來にければなめり。内に近侍ふ上達部などのなま腹きたなき吾が思ふ事の滯りなどするをなほ法皇をうれはしげに思ひ奉りて、此事いかで東より許し申すわざも哉と祈りなどをさへぞしける。かくて大納言程なく歸上りぬ、御心の儘なるべく奏したりとて、院の文殿議定所に移され、評定衆など、小少かはるもあり」とあり。表面は事なげに似たれど、承久以來關東より皇位繼承に干涉する例を誘ふなど、裏面の事情を知りたる書ぶりなり、今宸記と并せ考ふれば帝の親政數年を経たる上に讓位を奏請して量仁親王を立坊に運ぶの順序と推知せらる。梅松論に謂へる兩御子孫十年を限に打替り御治世あるべしとの事は、此比より起りたる窮計にて、變て北條氏の滅亡とはなりたり。

第七節 天皇の親政、勅撰集、及び佛道勸修

後醍醐帝の親政——所謂帝の王政復古——帝の賢明——帝徳及萬民の思想——兩統の學藝競争——
續千載集の勸撰——續拾遺集の勸撰——歌道と政事——大覺寺統の佛道——持明院統の佛道——
向尊念宗の流布——兩統の禪宗精研

〔後醍醐帝の親政〕

天皇は法皇にもまさる明君と聞へましませり。増鏡に「明くる春(元亨)正月三

日朝親の行幸あり(二條萬里小路内裏より)大臣以下徒より仕奉る、關白内經、太政大臣道雄、左大臣實泰、右大將兼季、左大將冬教、中宮大夫實衡、中納言には具親、公敏、爲藤、顯實、經定、宰相には、

責任、冬定、公明、光忠、中將は公泰、資朝、殿上人は頭中將爲定、修理太夫冬方を始めて残るは少なし(中略)、とばかりありて寢殿の母屋の御簾みなあけわたして法皇出でさせ給へり、香染の御衣、同じ色の御袈裟なり、御袈裟の箱を御そばに置かる、内の上公卿の座より高欄をへ給ふ、御供に關白候ひ給ふ、階の間より出で給ひて廂におまし参りたれば、御拜し給ふ程、西東の中門の廊に上達部多くうち重りて見やり奉る中に、内の御乳夫の吉田の前大納言定房のみいたうしぐれたるぞ哀れに見ゆる、其かみの事など思出づるに目出たき喜びの涙ならむかし」とあり。

〔所謂帝の王政復古〕 是年より天皇御世を知しめし、禁裏に政務を聴かせらる。神皇正統記に「夫より故が如くに記録所をおかれて、夙におき夜はに大殿籠りて民の愁へを聴かせ給ふ、天下こそりて是を仰ぎ奉る、公家の古き御政に復るべき世にこそと、貴きも賤きも兼て謳歌ひ侍りき」とあり、世に後醍醐帝の王政復古といふは此より出でたる語なり。太平記(關所條)に「訴訟の人出來の時、若し下情上に達せざる事もやあらんとて、記録所へ出御成て直に訴を聞召明め、理非を決断せられしかば、虞芮の訴忽に停て、刑鞭も朽ちはて諫鼓も撃人無かりけり」とは故實に晦し、因て是までの人は記録所出御に誤られて、後二條帝以來の廢典を興されたりとして、是を復古と思へり、後二條の記録所は白河の文殿に移りて、雜訴庭中を聽断ありしに、久し振に又記録所を開かれたるなりとは、第二節第六節を按じて知るべし。増鏡には「院の文殿議定所(記録所)に移され、評定衆など少々替る

もあり、さて世をした、めさせ給ふ事いとかしこう明かにおはしませば、昔に愧ぢすいとめでたし、御才もいとほしたなう物し給へば、萬づの事曇りなかわめり、三史五經の御論議なども隙なし」と、正統記よりもよく時の事實を寫せり。

〔帝の賢明〕 後醍醐帝の賢明におはせしは、新院の宸記に親しく書給ひたるにて、増鏡正統記等の仕ふる所を私に譽めそやせしに非ざるを知るべし。

(元亨二年) 廿五日戊子、晴、近日政道歸淳素、君已爲聖主、臣又多入人、而熊野社領脇本庄者、法金剛院領也、仍院御方有御管領、當時禪覺妻所知行也、而以繪旨被付訴人(實朝朝臣妻)、此事御問答之處、御領之由不被知食之由被申而以所見重被申之處、無三分明御返事、此一事已似亂政、未レ知所レ由、以此一事察之、有所闕歟、此君猶如此、況他庸主哉、尤可嘆息之、但不レ知道人者、是非共以暗、知道者可爲一失、猶可異常人也。

御推重此の如し、日野資朝は俊光の次男にて、伏見に昵近し、又帝の寵信を得たれば、院にも異議なく其妻の勝訴に判決せられたるにや。猶類似の一條あり、

(同三年) 十九日己酉(略)、定資卿訴申小林莊事、法皇政務之間雖申入、無御沙汰、非分被付宣房卿、了、然而乍含愁訴、經二年序、當時遇善政之最中、申入之處、兩三ヶ年延引、不レ及御沙汰、或仁私云、時宜宣房卿不諧之間、有難澁之御氣色、以三義可被付宣房之由、内々評定歟、然而理非懸

隔之間難治之間、數度延引、而以非分之令文被成此事、欲有裁許之由風聞、云云此事如何、當時隨分倚取中興、誠以君臣皆被立中和之道、而如此有御引汲事、尤以御不審、但非知之難、行之難也、知道之大體之故、雖多善政、未至體于道者、豈無非乎、近日朝議大體、可謂治世矣、莫加吹毛之難而也。(以下後に出づ)

持明院に於て、帝に非難のありたる場合に尙ほかく推重せられたるは、以て其英明の君なるを信するに足らん。

〔帝德及萬民の思想〕 從來の學者は帝德及萬民などの套語を妄信して、明天子出づれば下等の賤民まで影響を感ずと思ふは大に史學思想を謬れり、爰にこれを辨じおく必要あり。階級政治の下に於て、九重の上なる天子の德否が下級の底なる賤民に感ずるものならぬは、今の治體とても猶然り。當時に於ては諸國一般に、鄉村には地頭の下に家子郎黨ありて賤民を支配し、以て幕府に管隸せられたれば、大小の地頭は將軍執權の直轄を受くるを以て、其人格も痛痒を感ずと雖も、賤民には痛痒を感ずることなきが實際なり、幕府の請負となりたる地方人は、京都に於ける天子朝臣の良否は地頭にも直接の關係なく、家人、給人として陪臣の身分にして、天子の朝廷に直轄せられたる者は權門勢家社寺、即ち公卿貴僧宮司等にて、並に幕府同様に家に政所を設けて領地莊園を支配し、家人給人へ分配して賤民を支配せしむ。天子の記録所、院の殿に於て處分あるは其權門勢家社寺政所よ

りの提訴にして、謂ゆる議定所の庭中雜訴とは、宸記に禎覺が妻の領地を資朝の妻侍従が訴人となり評訟したるが如き事を言ひ、賤民の訴訟を聽くには非ず、諸國の地頭に係連する事は六波羅へ交渉するの法なり。この階級制の管轄法は是より以來世局の變化を考究するに甚だ切要の事なれば能く記憶に存し置くべし。

〔兩統の學藝競争〕 右の事情なるを以て、天子朝臣の智德言動は、高貴なる僧俗男女の交際に必要なる詩歌管絃、又は佛道の勤修、和漢の稽古等にありて、是に堪能鍊達なるを明君賢臣と稱せられたれば、大覺寺持明院の兩流を分ちて互に學藝を競はせられ、後宇多、後醍醐兩帝をば持明院方よりも學德すぐれ給ふと稱譽せられたれども、伏見、後伏見、花園三帝の學德も、亦或る部分は大覺寺方にまさり、或は主旨流派を異にし給ひ、數代の間相競はれて、九重の上は學藝大に煥發したり、爰に其歌道佛敎儒學の概略を述べん。

〔續千載集の勅撰〕 兩統の歌道は御子左京極の兩派を別ちたること、既に三節に述べたるが如し帝の即位により又御子左派の世となり、文保二年の冬吉田定房奉行にて爲世に勅選を命ぜられたり。花園帝宸記に文保三年正月晦日、藤大納言勅選事、院御方、并朕詠歌等可給之由申之、仍此間毎日所選定也、此間毎日歌沙汰之外無他と見えて、彼宮の歌も遣はされ、元應二年七月に選成る、續千載集是なり。宸記の御評判に、八月十二日、今度勅選(續千載集)自北山進之、自第一至第六卷先

進之、次第可取替進云云、歌體甚非珍重、自元推量不違者也、不審事等又濟々有之とて、評判甚だよろしからざりき。

〔續後拾遺集の勅撰〕

帝親政の後、元亨三年七月又選集を思食し立たれ、選者は爲世の請ひに因

て其子爲藤に命せられ、其緒につきしに爲藤薨じければ、爲世又請うて其子の爲定を代つて選者となし正中二年十二月に成る、續後拾遺集是なり。此選は初めより持明院の評判頗る面白からず、同宸記に

(十二)十八日甲午傳聞今日奏覽勅選云云、爲定卿一人奉之、祖父存日勅選奉之事、未曾有事歟、何資爲藤卿(爲定)之沙汰相續選進云云、是又先規不可存事也、旁以不可說之、名號續後拾遺集云云、續字先々有沙汰事歟、更非相續(以下)之義、尤不相應歟、今年乙丑三代、古今之佳例云云、然者、尤可有順序歟、被選續後拾遺之條、又不得其意者也。今度朕不可請之間、可遣之由思之處、永福門院、御夢想、先院仰之、今度勅選不可說事也、何況先度續千載之時、兩院(上皇朕)御歌入之次第不可說、爲兼有申旨、凡今度此邊之人、雖一首不可遣予、爲嘲哂之基故也云云、仍上皇御製不被遣之、朕又稱無歌之由不遣之、永福門院御歌又自中宮(西宮)雖被申、不被遣之、續千載之時、永福門院御歌に、天未通女袖翻夜名く能、月乎雲居丹思遺哉、此御歌入勅選之時袖振夜半之寒ミト直之、風寒是何事哉、不可說之仍以故入道相國、再三此歌可被切出之由

雖被仰、遂不承引、先日朕并上皇御製等、申出之時、永福門院御歌直之由被答仰、殊恐入、但選者代々之故實也、不改意趣、而直言云云、而此御歌已其意相違、所申言與意已相背、如何云云、爲世卿不知歌之趣、詞意不分別之段、勿論事歟、仍更不直意趣之由存之歟、不便々々。

廿八日甲辰、前關白對面之間、相語云、勅選十八日奉覽四季許云云、名字或說新拾遺、或云後拾遺、不同之、到尋之處、續後拾遺云云、爲世卿答申新拾遺、然而似新任侍從之由有難、不被用之云云、續字如何。

裏書此次語云、偏以古歌一兩句、修成新作之由語之、余問云、歌本意偏可取古歌之詞者、最先八雲之什模何歌乎之由尋之、前關白笑而不言、當世之人、歌之風體、知歟不知歟、尤可歎息之世也、此義只是故爲藤卿所講也、爲世卿又不同心云云、爲定卿相續爲藤之所存云云、時議又同之歟、所詮父子皆暗然之間、任意作新儀、可彈指乎、定家卿所存未夢見、何爲、朕雖不堪此道、舊院并爲兼卿所談之義、親聞之、以隨分學功、校之道義、既以冥府俊成、定家、西行、慈鎮等所讀之歌、見之、無秋毫之異、何況貫之、詠歌、吾道之規模也、爲世卿等所解如何尤不審、但貫之歌等、都不得心、只稱上古之歌、凡慮不可及之由、豈置而不論云云、歎息有餘、可畏後生、必可披蒙者也、弘法大師、文筆眼心、專爲兼之歌義所依憑也、近代有新儀書、號詩人玉屑、詩之髓腦也、與和歌義、餘不異見、此等之書、歌義、自可披蒙爲世卿無智之故不堪之間、任意作義、世間暗迷之人、

仰而取信、足彈指流涕而已。

歌道の非難には口を極めて他の語義に似ず、爲世の歌風は宗家を恃むのみにて、持明院に主張せらるゝ京極派が優りたるならん。

〔歌道と政事〕 後伏見帝は西園寺實兼の末後に、琵琶の啄木秘曲を許され、樂人上杉孝重より傳授し、非常に規模とし給へる宸記もあり、すべて文藝には伏見統の御名譽高し、這は雲上の男女交際に甚だ重んぜらるゝ事なれば、聖徳にも響き、又女房口入の行はるゝ時代にて、政事にも關係を及ぼさずとせず、注意して究むべき節あれど、文學歴史は煩瑣を避けて略すべし。

〔大覺寺統の佛道〕 佛道は龜山帝以來勸修せられ、法皇は具足戒を受け、眞言奥義を極め、僧侶も及ばぬ知識におはすこと、正統記、増鏡に見ゆるが如し、建長寺(鎌倉)の元僧寧一山が南禪寺に居るとき、召して禪要を問ひ給ふ、疎石(夢窓)は其徒弟なり。帝の佛學も文帝に劣り給はず、因て僧徒の景慕甚だ盛んなり、東宮に在す時より禪學を研修せられ、京都五山は帝の御宇より興隆したること、世に隠れなし。

〔持明院統の佛道〕 持明院に於ても隨分佛道を勸修し給ひ、歌道と其揆を一にすとの旨趣を執らせられ、花園帝宸記に佛學の事を記したる條甚だ多けれど、煩を省きて此處には擧げず。當時念佛宗再燃し、本道上人主唱したり、同宸記に朕欲興眞言天台之兩宗、而五相三密之觀行猶未成、止觀

中道之智定未發、故暫以念佛爲往生之業とあり。止觀は修禪なり、徒然草に、いまだ誠の道を知らずとも、縁を離れて身を閒にし、事に與らずして心を安くせんこそ、暫く樂しむとも謂つべけれ、生活、人事、伎能、學問等の諸縁を止めよとこそ、摩訶止觀にも侍れとあり、是を止觀の四縁務とす。生活とは生命を濟ふ産業の事をいふ、止觀に縁務妨禪といひ、又縁務者、經記生方、觸途紛糾、得一失一、喪道亂心、二人事者、慶弔、俯仰、低昂、造聘、此往彼來、來往不絕、三伎能者、醫方、卜筮、泥木、彩畫、棋書、哭術等是也、四學問者、讀誦經論、問答勝負等是也、領持記憶、心勞志倦、言論往復、水濁珠昏、何暇更得修止觀耶、此事尙捨、况前三務など、いふ。止觀は陳の智顛が衝山の慧思(思賢)に嗣法して、天台山佛隴寺にて教義を開き、智者大師(合大師)妙法蓮華經の玄義十卷、釋經の文句十卷、又心理のこと十卷を述べたるを摩訶止觀とし、總て佛僧の塵務俗縁を厭棄するは止觀の義に出づ、宋の性理學者これを剽竊して儒學に附會してより、東洋の學者は、生活、人事、技藝を疎んじ、あまつさへ學問を怠棄するに至り、士民の知能は枯れ渴したり、古來の帝王は富貴の極にて現生を輕んじ、後生を願ひ、止觀を修めるは、誠に尊き事なれども、其旨の臣民に浸漬したる弊も亦甚だし。又新院は元亨比より佛法論議に心を入れ給ひ、中觀破無明事、予問云、天台意一心三觀、都不可暫離、而但中名義如何、忠性云、本自實教之意、一心三觀也、然於此問、顯者、於別教、事也云。後案、此事、然者破無明乎、否、何又可爲不審、以實教眼見之、已是有教無人也、若謂

無_レ人者豈有_二破無明之義_一乎、此事猶不審也、後日必可_レ披_レ蒙也(四年五月十日)など、宸記に見ゆ、以て其一斑を見るべし。慈嚴僧正は洞院右府(實)の季子にて、花園、後醍醐、兩宮の信依淺からず、元亨三年七月新院この僧正の齡は未闌なれど頗る法器なりとて、圓頓戒、及び十八道を傳授し給ふ、後には慈嚴曼珠院門主となり、其時の帝の御消息數幅を該寺に藏す。

〔一向專念宗の流布〕 是年十一月伏見の兩上皇、女院と共に椎野に行幸あり、本道上人導師にて念佛結願供養に臨み給ふ、花園帝宸記十一月八日の條に、表白更非_二他事_一、一向法文也、經釋等_一。一向念佛之義也、於_二當世_一者、一向讚歎施主亡者也、而於此上人者、一切無_二其義_一、以_二法文_一爲_レ宗、尤可_レ然事也と見ゆ。一向專念佛は再三禁制の後に、其徒の京都に徘徊するもの、治罰を叡山に委任せられしに、此比また盛んに流行し、京都の處々に群をなし、踊りて叫喚する聲を到る處に聞かざるなし、叡山憎嫉し、元徳の末公人を差遣はして驅逐せんとす、朝廷その專斷を止めて、必ず奏聞を經しむ、僧徒服せず、三塔會議して驅逐を遂げんとしたれど遂に行はれず、一向專念宗の流布は是よりして盛んになれり。

〔兩統の禪宗精研〕 花園上皇は亦禪學を修め給ふ、正中の初めにや、播磨の僧妙超天台の奧秘を得て禪旨を慕ひ、東山の雲居寺より紫野に至り、大徳寺を創め住せしに、これを新院に召して座を命じ、佛法不思議、與_二王者_一對座とありければ、妙超答へて、王法不思議、與_二佛子_一對座といふ、上皇

容を動して談論し、晷の移るを忘れ、深く御信仰ありて大燈國師の號を賜はり、大徳寺を御祈願所となさる。帝も亦嘗て妙超を清涼殿に召して提唱を聽かせらる、妙超座を下り、臣僧計多言説、什麼處に歸すと問ひければ、帝面前の百丈頂相を指して、禪師證明せよとあり、超此外更に人の證明する有_二こと無_一や麼といふ、帝便ち拳頭を竖起し給へば、超答へて與_二麼則南山朝_一北闕、夜々見_二明星_一といひければ、帝瞬目して揖し給ひ、超鞠躬して退く、明日高照大燈國師號を加賜せらる、南山の句は南遷の詩識をなすものといふ、帝と妙超との問答の宸筆雙幅を大徳寺に藏す。兩帝の妙超に信依し給へる一事にても、當時兩宮に佛法を精研ありし趣を想察するに足る、但し大徳寺、妙心寺、一派の禪は花園帝に因縁深く、南禪寺、天龍寺等の禪は後醍醐帝に因縁深し、夢窓國師が召されて南禪寺に住したるも此比なり、後に序を以て述ぶべし。

第八節 文學興張、人才破格の擢用

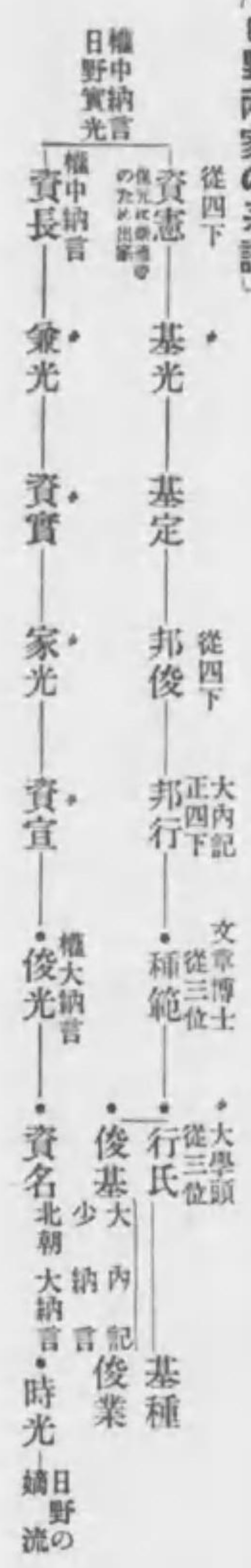
儒佛道と政事——當時の學者——日野兩家の系譜——文學興張——資朝俊基等の文勳——資朝の遺事——元亨元年疾疫流行——文學の語義——帝の文學——人才拔擢と新學鼓吹——資朝俊基等の拔擢——北條氏討滅の密謀

〔儒佛道と政事〕 佛學は社寺を治むるに間接の關係あり、儒道の稽古は直接に政事に關係あり、花園後醍醐兩帝、並に文學を精研し給ひ、殊に後醍醐帝の學問は彼佛道闡究と内外相應じ、一時の

才俊が高僧と共に翕然として帝徳を稱譽し、花園上皇も中興の聖王と持重し給ひしが、其儒佛興張の中より正中元弘の變は畫策せられたり、是より其事を述べん。

〔當時の學者〕 文學興張は、帝即位の始め法皇院政の時より起れり、花園帝宸記元應元年九月六日の裏書に（前文は第、七節に出）、近日禁裏、頻道徳聽儒教之事、有三其沙汰可レ然之事、而冬方朝臣、藤原俊基等、此義殊張行、惟繼卿等頻偏執、以二淺略義一加レ難とあり、増鏡の謂ゆる三史五經の論議は元亨親政の後に始まりたるに非ず。冬方は吉田定房の弟なり、時に年三十五辨官たり、宣房の奏議に（第六、冬方朝臣の所勞減じて除目行はるとあるにて、其才力を知るべし。仲兄隆長は帝の初め藏人頭となり、當時檢非違使別當なり、明年九月院宣にて人を叡山に捕へて其宅を封ぜしに、山僧縦に開放したるを以て其僧を獄に下し、叡山より神輿を動かして訴へられ、暫く阿波守に左遷せられ、程なく召還せらる、大判事中原章房とともに時の明吏たり、甘露寺家を起す。俊基は日野家の疎屬にて種範の子なり、時に大内記たり、日野資朝とともに帝の機密に參し討幕の首謀たり、兩人の系は左の如し。

〔日野兩家の系譜〕



實長以後代々文章博士なり

一院（伏見）
資朝 中納言 邦光 仕 南朝
資明 北朝 大納言 柳原家の祖

俊光は（第五節に出）持明院譜代の昵近にて、文保元年（六）權大納言に昇進す、北畠親房卿の職原抄（大學）に至り今日野南家儒昇納言、日野俊光聊始任大納言一舉とある是なり、時に年五十八。三子みな兩上皇に親信せらる、其中に、資朝は才學優長なれば帝も殊に任用せられ、俊基と共に歴史の論議に參し、文學興張に首唱となり、因て機密を託せらる、事は次に叙すべし。惟繼は平氏西洞院の嫡流にて時に正三位參議たり、年五十三、甚だ顯はれざれど、亦文學の人なり、前に述べたる元年三井寺の焼けし時、徒然草に、惟繼中納言（元徳三）は風月の才に富める人なり、一生精進にて讀經うちして、寺法師の圓伊僧正（大納言伊平の弟なり、叡山は山法師三井は寺法師）と同宿して侍りけるに云云と見ゆ、風月は詩歌をいふ、詩歌の才ある人にて、時に年五十餘なり。

〔文學興張〕 文學興張とは主として群臣僧侶の學識ある者を延いて、常には經史を講論せられ、學才の人を拔擢して官職に登庸するをいふ、勿論帝に至り始めて興張ありしと云ふには非ず。後嵯峨以來昇平打續き、帝王の學問世を遂うて進み、後宇多、伏見の兩帝出給ひ、法皇の文學士を任用あるに限らず、伏見帝にも亦日野俊光、及び唐橋在兼、日野種範等を用ゐ、或は政務を委任し、或

は東宮に侍讀せしめ、花園上皇の如き篤學の君出で給ひ、日野家も亦顯達したり、殊に帝は兼和漢才、年齢如父と新院の宸記にある如く(第四節)法皇院政の間は禁裏には學問を専にさせられ、益其興隆を見るに至れり。職原抄に(大學)、明經者、近、至先朝(醍醐)、清原良枝真人爲二代侍讀爲七旬者老、口奉授(易、詩、書、禮、周禮、春秋)之說、古今未曾有云、仍有勅聞、被聽昇殿、其子賴元又追父跡、昇殿畢とあり、二代は中原康富記に、元亨三年、大膳大夫清原良枝聽内昇殿、依龜山、後宇多、後伏見後二條、花園、後醍醐、東宮、七代侍讀之賞也とあれば、七代の誤なり、故に古今未曾有といへり、長男宗尙は正中二年卒す、今の船橋家の祖なり、次男賴元は後に南朝の征西宮を奉じて九州に下り大功を立て、子孫五條氏を稱し、今に筑後矢部に往居する名家なり。又職原抄に明法者中原章織、其子章任等、依爲侍讀、致訴訟被聽院上北面とあり、章織は後嵯峨後深草の侍讀、章任は後二條花園の侍讀なれば章任の上北面に列したるは花園帝の時なるべし。

〔資朝俊基等の文勳〕 資朝俊基等が帝に信用せられ、文學の競ひ興りたる状は、花園帝宸記に散見したるにて想見せらる。元應元年閏七月に、

四日丙戌、入夜資朝參、召前談道、頗可跡得道之大體者也、好學已七八年、兩三年之間、頗得道之大意、與諸人談、未稱旨、今始逢知音、終夜必談之、至曉鐘不意倦。

資朝は院司の一人なり、此條にて其才學の拔群なるを知る、又章任の事は、

二十二日甲辰、今日召修理權大夫中原章任、更令說、資朝朝臣候前、令第一卷讀了退出、今夜、資朝、公時等、於御堂殿上局談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、玄惠僧都義誠達道歟、自餘皆謚義、勢悉呼理致。

〔九〕十八日(念佛止)今夜召資朝公時朝臣、文談及半更、事及法行、文談只養精神也、更非懸思於政道、所期修一身也、然者都以他人之嘲不可有有事也、抑朕所立之義爲可非尾籠之由、諸人稱之云云、是論語所謂事君盡禮、人以爲諛此義歟。

廿八日 晴、今日修理權大夫中原章任參、令第二卷、及昏黑至半止。

〔十〕廿五日 晴、章任參、讀令第九卷、先參院御讀之間、短日已及黃昏、未終一卷。

〔二年九月〕廿九日 乙巳、天陰、降雨、資朝卿等文談如例。

〔十〕十二日 丁巳、晴、資朝朝臣具妙曉上人參、如先々法談、及比明、

廿二日 丁卯、晴、章任參、讀律第七卷、訖、院御方有御讀合。

廿四日 己巳、晴、入夜、資朝相具妙曉上人參法談如例比明退出。

〔十〕四日 己卯、晴、章任參、律第九卷讀合、資朝終夜文談。

〔十〕一日 丙午、晴、今日可入仁和寺宮室、宮(上皇)、立親王也、先召職事奉行資朝朝臣、令書名字、在兼卿擇中兼仁寧、永之内、被用寧永、資朝書之高檣紙一枚、無禮紙。

資朝章任等新院に参りて文史を討論し、資朝が佛道に涉り、玄慧妙曉などの名僧を紹介したる事をも見るべし。

〔資朝の遺事〕 資朝が帝の北條氏討滅の隠謀に首となりて佐渡に流死の事は隠れなけれど、其遺事は徒然草に三條を傳へたるのみ、其一、京極爲兼の就縛を慨したるは（第三節）年廿五の時なり。其二、東寺の門に雨宿りせしに畸形兒ども集り居たるが、手も足も彎曲打反りて何も不具に異様なるを見て、とり／＼に類なき曲者、尤愛するに足れりと思ひ守りける程に、聽て興盡きて醜くいぶせく覺へければ、只すなほに珍しからぬ物には如かずと思ひて、歸りて後、此間植木を好みて、異様に曲折あるを求めて目を悦しめづるは、此畸形兒を受するなりけりと興なく覺へければ、鉢に植られける木ども皆堀棄られにけりと、是も同じ比の事なるか。其三、西大寺靜然上人腰勾り眉皎く、誠に徳たけたる有様にて内裏へ参られけるを、西園寺内大臣殿あな貴との氣色やとて、信仰の氣息ありければ、資朝卿これを見て年の寄りたるにて候と申され、後日にむく犬の老體て毛禿たるを牽かせて、此氣色貴く見えて候とて、内府へまいらせられたりと、西園寺實衡は資朝と同年にて、内大臣になりたるは正中元年なり。

〔元亨元年疫病流行〕 元亨元年は疾疫流行し夏災旱にて（太平記に大旱とあるは元徳二年の誤り）、死する者多し、花園帝宸記四月の條に、

十九日壬戌傳聞從三位藤原種範朝臣、昨日俄逝去云云、可憐之儒、尤可惜者也。

〔六〕廿三日乙丑、今日在兼卿薨逝云云、文之衰微、道之陵夷歎而有餘、嗟乎命哉云云、但齡及三七句、官至八座、一門之長者（菅氏長者）五代之帝師也、勞分滿足、無所恨者歎。

裏書在兼卿先逝、諸人々高才之人也、尤可叶神慮（天滿宮之神慮）之處、長者以後不及三年、未無先例、第二忠長卿不可說、無才無能、只以飲酒爲業者也。

別本（六）今夏炎暑、及今月下旬有苦熱、自今年春、病惱者多、死者連綿、諸道宗匠多逝去、文道在兼種範（隨分名、種也）、管絃前右府（今出川公顯）、舞人久雅、樂人季俊、明法章任、章治（雖無名譽、種古之者云云）諸道衰微、最可嘆息者歎。

種範は日野俊基の父にて新院の侍讀たり。在兼は唐橋家なり、菅原系圖に後伏見、後二條、花園、後醍醐、四代侍讀と注すれど、東宮を合せて五代なりしなるべし、忠長は高辻家の別族なり。

〔文學の語義〕 文學をば稽古ともいひ、其稱へ甚だ紛はし、文面に於ては詩歌經史、又は佛法いづれにも用ゐらるれど、實際は自ら差別あり、當時には詩歌を風月といひ、經史を文義といひ、義學ともいふ、同宸記元應元年十月に、

廿六日 此間殊親王（光）稽古事、可有沙汰之由、朕可奉行之由有仰、仍先可有連句一由申行、之、幼年之人、以連句爲先、可知字訓韻聲等之故也、不知字者、經典之文、皆不可讀、仍先

申行風月之事。而近代人心、以風月欲釣名、故不見文義、而留風月、儒教之衰微、尤在茲歟、然而知字之道、不知如是、故先勸幼學於風月、及志學年者、尤以文義可爲先也、文義漸覺知者、續可教儒教之大綱者歟、此旨大義出論語文、是志學成立以下有次第、此意也、以此朕張行此義也、人莫謂以我爲先風月而已。

詩歌にて文辭を記憶し、漸く文義に入らしむるは新院の御工夫に出でたり、後世まで學問の順序は粗ば此に一致したり。徳治時代の學は徳行の一途に歸し、文學を義學に混じ、義學を宗教に混じ、政教知徳の分離せざるにより、常に方向に迷ふを免れず。當時公家衆の學問を務むるは、風月、文義佛道の三に相分れど其歸を一にし、文學興張に付いても迷誤を生じたり、同宸記元亨二年に

(三)廿七日乙丑、今日内々談義、左兵衛督資朝朝臣、公時爲高等、朝臣、師高等祇候、公時讀書、資朝朝臣委細申義、終頃國房卿參之間召之、以俗難申義、雖不足言、世俗之常難也、仍聊記干裏、爲末生訴之耳。

裏書國房問云、稽古人未必悉賢、不學者或有正直之士云云、而面陳之旨、不學不知道之由緒等也、予情案之、不學之士或有正直者、是非正直、只愚人也、高柴爲學、猶不離愚、況不學士乎、不足言而俗人稱正直者皆誤也、不知所以正直、豈爲正直之士乎、不學者豈知正直之所、在哉、世俗之所謂正直、比聖人之正直有所異、不學道而不可知者也、稽古人不悉賢、事至此者、先

代已有君子、儒小人、儒不足論事歟、縱雖老干道、或又可未至者、非論限而已、近日凡愚之輩、學道無益之由陳之、仍故記之耳。

右は今に俗間に存する論なり、舊學風にては文人と學者と甚だ紛ざれ易し、只字面を見れば、紀傳學を文章家といひ詩歌と別なきに似たれど、文章は和漢の稽古にて即ち義學なり、詩歌は風月にて即ち文學なり、判然同じからざるは、宸記に、京極爲兼を雖無才學、直臣也、於歌道者、只一人也(第四)とて、歌道第一の人も才學はなしと稱せられ、資朝は文章博士にて、道の大意を得たる知音と御稱譽あり、是にて文と學との別を知るべし。

國房は坊城定資の弟なり、延慶の末に頭辨より參議に進み、二十餘年沈滞し元徳二年薨す、蓋し例格に達したる謂ゆる俗吏にて、文學興張に逢ひて用ゐられざりしならん。凡愚之輩學道無益を陳すとは、當時興學に反對して沸起したる論なるべし、守舊の徒はいつも此の如きものとす。

〔帝の文學〕 帝の文學興張には新院も同意を表し給ひしかども、御年十歳程劣り、幼時多病におはして稽古の功積まずと御述懐ありたり、帝は天資英邁剛毅にて、先輩にましませば、禁裏の學風は博覽多方にて、新規の事も行はれたり、花園帝宸記元亨元年四月に

七日庚戌、此日仲成朝臣參、語云、六日於禁裏、有大素經談義、其義等語之、件書即持參、見之處、妙道大義在此内、非醫道之義、偏盡道德之至妙者也、談義、誠可有興歟。

仲成は和氣氏にて典樂頭なり、醫書にて身心の修養を講究したりしなり。

(二年)十八日丙辰、資朝朝臣參、文談法話及深更、當時政道叶正理之由語之。

廿三日辛酉、此日召公時經、顯等朝臣、師夏聊談、尙書、經、顯讀之、公時談正義、雖無人如法內、義也、且爲勸學於人也、仍自今日始之、次第五經、可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、爲解人之過、殊所談也、於身者強無益歟。

(三)十七日乙酉、今日談尙書、如先々、隆有、具良等、卿、公時朝臣、師夏祇候、上皇有出御。

日野資朝が伏見宮に帝の政事を稱揚し、新院壯年の參議等と五經談議を始めて學問を獎勵し、時には上皇も出御せられ、文學興張は兩宮御一致なりき。勸修寺經顯は國房の姪にて、後に勸修寺を興す、國房の不學問答も其比の事なり。

〔人才拔擢と新學鼓吹〕 禁裏に於ては破格の事も漸行せられたり、老功の吉田定房、萬里小路宣房

等は時の名望盛んにして、何れも改革主義の人なり、帝の親近なる新進の日野資朝俊基等はしきりに改革を主張し、玄惠法印などを薦めて新學を鼓吹せり。朝廷の經學は漢唐の流疏を用ひて政道を講究したりしが、宋の朱熹新注を採用せられたるは玄惠に始まる、一條兼良の尺素往來に、全經者(中)漢、晉、唐朝士士之所釋、古來雖用之、近代獨清軒玄惠法印、宋朝濂洛之義、爲正、開講席於朝廷以來、程朱二公之新釋、可爲肝心候也、次紀傳者、史記并兩漢書(三史)(略)及十七史等、南式菅江之數

家、被傳其說乎、是又當世付玄惠之議、資治通鑑、宋朝通鑑等人人傳授之、特北畠入道准后(親)被得、蘊奧云と見ゆ。通鑑は白河の朝に成り、朱熹新注は鎌倉の初めに成る、佛學流行の盛んなるに従ひ臭味相合し、僧徒の間には早く行はれたりしならん、但朝廷には家學を把持し、正史の外に新著は採用せられざりき。資朝は文章博士なれども、亦佛道を究め、甚だしく新院に推服せられたれば、資朝の啓誘にや元亨元年の宸記に

(五)十八日辛卯、今日資治通鑑見了、自去々年(元應)見之、去年中絶、今年又見之、此書歷代治亂、與君臣善惡、大概無遺、尤樞要之書也。

(六月)二日戊辰、此間見資治通鑑、唐紀太宗之德誠有足歎、末代之英主、唯在此帝歟。

是帝の世に玄惠が唱へ始めたる書なり。明經家は朱子學を用ひず、資朝は本領の學に非ざれど、是も亦信向せざりしならん、同年七月の宸記に

廿七日癸亥、晴、談尙書、人數同先々、其義等不能具記、行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有不可取事、於大體非無其旨也、凡近代儒風衰微但以文華風月爲先、不知其實文之弊、以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉佛教猶不可然乎。

行親は中原氏歟(考ふ)、元應元年新院御堂の上局にて玄惠が論語談義を立聞し、達道と稱美し給ふに

考合はすれば、禁裏に宋の新注を講じたるも、妙超のために紫野の大徳寺を建てたるも皆其比ならん、當世最も博學の僧なり。北畠親房は資朝より少きこと三歳、時に權中納言たり、玄惠に通鑑を受けたるも亦其比なるべし。

〔資朝俊基等の拔擢〕 資朝は元亨元年正月頭辨より參議に進み、俊基は門地低く大内記を先途とする家なれど、帝の信用殊に深く、元亨三年六月平忠望に代つて藏人に拔擢せられしに、夫さへ頗る物議ありき、花園帝宸記(其)に、

十七日丁丑、傳聞大内記俊基、被補藏人之由、昨日宣下云云、是賢行之故被補藏人、諸人反唇、可否如何、未判、俊基、賢不肖、慥難定歟。但俗人所難、但凡卑之故歟、當時時宜、世胄在高位、是亂代之風也、本朝君臣雖爲先譜第、中古以往被賞賢才、勿論也、何可拘近代之風乎之由歟、若然者俗之所謂不達被義歟、貴賢古代治世之風也、而近代依威依變、或與中絶之家之者有之、而依賢被擢者未聞之、是君不好賢之故也、可耻事也、而依賢才被擢尤可貴事也、而或反唇、是併習澆季之風、不知大義之所存之故也、可悲々々。

父種範は新院の師なれども、俊基は凡卑の故に御存知なしと思はる、然れども大體に於ては帝の賢才擢用には贊同し給へること、七月十九日の條に(上文は第) (七節に出)

近日朝臣、多以儒教立身、尤可然、政道之中興又因茲歟。而上下合體所被立之道、是近代中絶

之故、都無知實儀、只依周易、論孟大學中庸、立義無口傳之間、面々立自己之風、依是或有難謗等歟、然而於大體者、豈有疑殆乎、但近日風體、以理學爲先、不拘禮義之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟。此則近日之弊也、君子可慎之、况至王道之玄微、有未盡耳、君子深可知之、

宣房六十六歳の元老を以て、往年文學興行賢材拔擢の建議をなし、法皇還政の後に帝これを斷行せられ、伏見宮に贊同せられ、有識者は政道の中興を歎美したれど、無學者の俗論は内史俊基が藏人になりたるさへ、反唇相諍るほどにて、隨分耳目を聳動したる擧なりしならん、後醍醐帝を中興の聖王といふは此比よりの事なり。

〔北條氏討伐の密謀〕 増鏡に、「水無月の頃(元亨)中殿の作文させ給ふ、題は式部大輔藤範奉る可久賢人徳とかや聞えしにや、女の學ぶべき事ならねば漏しつ、上達部殿上人三十餘人參れり、上は御引直衣御琵琶を上彈かせ給ふ、音いひ知らず目出たし、御遊はて、の後文臺めさる、藏人内記俊基人々の數を取集めて一度に文臺の上におく、披講の畢る程に、短か夜もほのくと明けはてぬ、御製を左のおと(調院)返す(調院)誦じて、うるはしく朗詠にし給ふ聲いとうつくし、折節郭公(トトギス)の一聲なかりすて、過ぎたるはいみじく艶なり」とあり。又中殿御會部類に、明年正月に壽殿代にて公卿の儒臣と又兩席(詩)會あり、詩題は宸遊萬歳春にて、俊基誦せり、かゝる事どもにて、雲の上には經史、

詩歌、管絃の會、儒學佛道の談義に朝臣僧侶を召され、時には又記録所に議定雜訴を聞かせられ、目出たき昇平の世なりけるに、資朝俊基等と共に北條氏を斃さんと隱密に謀られしこと、親政の初めより起りし事なるべし。總て法皇崩じ錫紵(いふ)を終へ、俄に變故を生じ、是より幕府交迭して南北朝の分るゝ端となりたり、是より章を改めて其事を述ぶべし。

第二章 北條氏滅亡の原因

第九節 北條氏滅亡の遠因

北條氏滅亡の原因と從來の諸説——右に對する辯妄——兩統遞立と北條氏滅亡——北條氏興隆の次第——北條氏の系譜——所謂北條幕府成る——北條氏の衰運——系圖に依りて衰運を説明す——益衰亡の兆見ゆ——所謂神風の意義——華奢風をなす

〔北條氏滅亡の原因と從來の諸説〕 北條氏の滅びたるは、梅松論に元弘笠置の變を發端となし、其原因は北條氏が後嵯峨の遺詔に違ひ、兩統十年遞立を私定し、後伏見の統を太子に立てたるにより、後醍醐帝、逆鱗ましまして、北條氏の廢滅を斷行したるにありとす。太平記も亦其説をなし、而して正中の變を發端となしたるに因て、年次錯誤し、立太子の事順序を失ひ、第四節にいふが如き破綻を生じたり。從來、諸書の説は比較研究の力なく、皆北條氏が兩統十年遞立に因て罪を得たりとなし、南北朝の原因も亦單に此に存すと思惟し、南正北僞の論を決し、衆口一談牢として殆ど破るべからざるに至りたれども、史實は竟に此雷同を許さざるなり。然るに國史眼の稿本に(第十四紀)、太子(邦)薨じ、兩統又儲位を争ひ、幕府後伏見の皇子量仁親王を立て、帝は尊良世良を選立せんと欲し、敢て禪位を行はず、後伏見上皇憤恚して石清水に禱る、兩宮の間水火の如しと記したるは、猶二

書の謬を襲うて事實を失へり。

〔右に對する辯妄〕

其故如何んと尋ねれば、後伏見上皇の石清水願文は辛酉革命による、即ち元亨

元年なること前述の如し（第六節に出）、其年帝の親政となり、正中元年に後宇多法皇崩じ、程なく資朝後

基の陰謀破れ嘉曆に至りて邦良太子薨じ、十年遷立の議起り、量仁親王の立坊となりたれば、其事

前後せり。是千古の宿疑なりしに、今花園帝宸記を見るに、文保元年三月に、關東人心多在彼御方

（大覺寺）是追從之甚と記され（第四節に出）、讓位の時邦良親王の立坊は、西園寺相國實兼の取計らひにて、大

覺寺に於ては御満足持明院兩上皇に於ては御憤りありき。元亨元年十月に兩統より勅使東下し、日

野俊光が持明院への復命に、不及（急速之悦）歎、大略存儲分也と宸記にあり、此關東の示談整ひた

るは石清水願文の結果にて、猶未遂の事なるは、文保に邦良太子の内定と同じ、此内定に因て帝逆

鱗となり、關東廢滅の陰謀起れりといふは、事實に中らぬ談なり。蓋し元亨二年後醍醐帝親政の前

後文學興張の中に、討幕の秘計は儒臣僧侶の間に密議せられしことは、決して關東より天位の議に

干涉し、伏見統の太子を立てんとするを逆鱗ありて起りたるには非ず、日野資朝は伏見の昵近にて

院司なり、何ぞ伏見の儲位排斥に首謀とならんや、かゝる兩宮の反目に原因したりといふは、淺は

かの推慮なり。

〔兩統遷立と北條氏滅亡〕

花園帝（文保元年四月）の宸記に、近年東風有若（亡）、關東當時無人之故歎とある

如く、北條氏の衰弱久しく、滅亡の機既に熟したるを以て、承久の變再燃したるなり。但し兩統遷立も亦北條氏滅亡の動機の一には相違なし、大覺寺方の御満足なる時は持明院方の逆鱗にてありしなるべし。兩統の争ひは雲上の低氣壓なり、諸國地下の間にも亦險惡なる暗潮は方に盛んにして北條氏の基礎を壊蕩したること一端にあらず。

〔北條氏興隆の次第と北條氏の系譜〕

是は鎌倉時代史に於て釋ぬべき事なれど、爰に概括して論

述すれば、源氏が平氏を抑へて鎌倉に開府したる後は、京師の縉紳寺社に不利なるを以て政權を朝

に復せんと欲し、平氏黨も亦無念を積み機を得て六波羅の舊政に復せんと欲し、此兩不平黨相合し、

源氏の斷絶に乗じて承久の變は起りぬ。適是れ其機會なりしも、縉紳家にて、荒くれ武士を制馭す

るは不可能の事なり、源氏は猶興勢にて、平氏黨の取て代るを拒む餘力あり、因て其變は打滅に歸し、

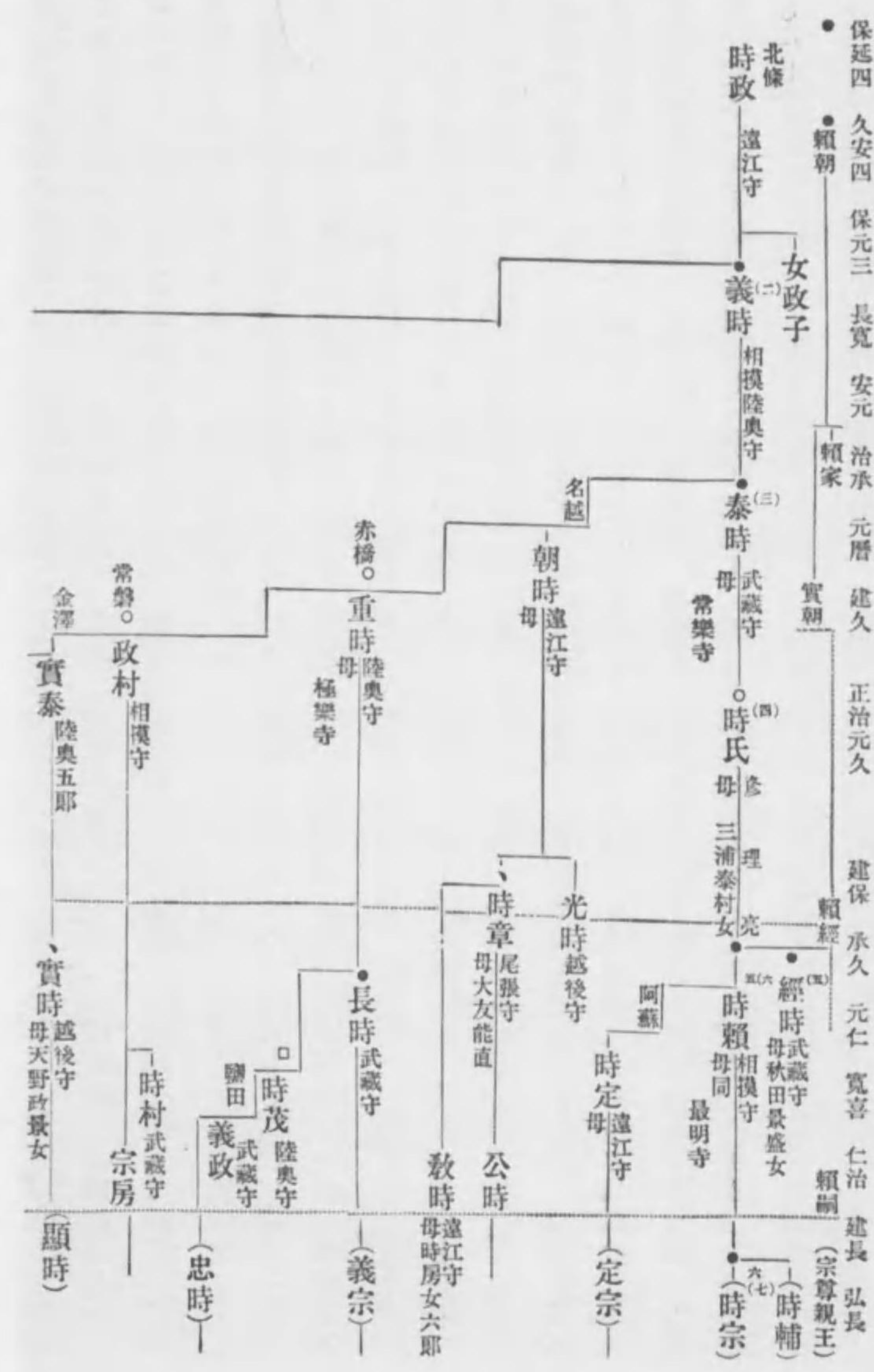
北條氏の執權にて源氏幕府の支配下に所領の安堵を望めり。義時泰時父子の間は一族の政要に當る

もの猶僅々の數にて、鎌倉は源家政所たる體面を失はず、北條氏も亦諸國人の希望を満足せしめん

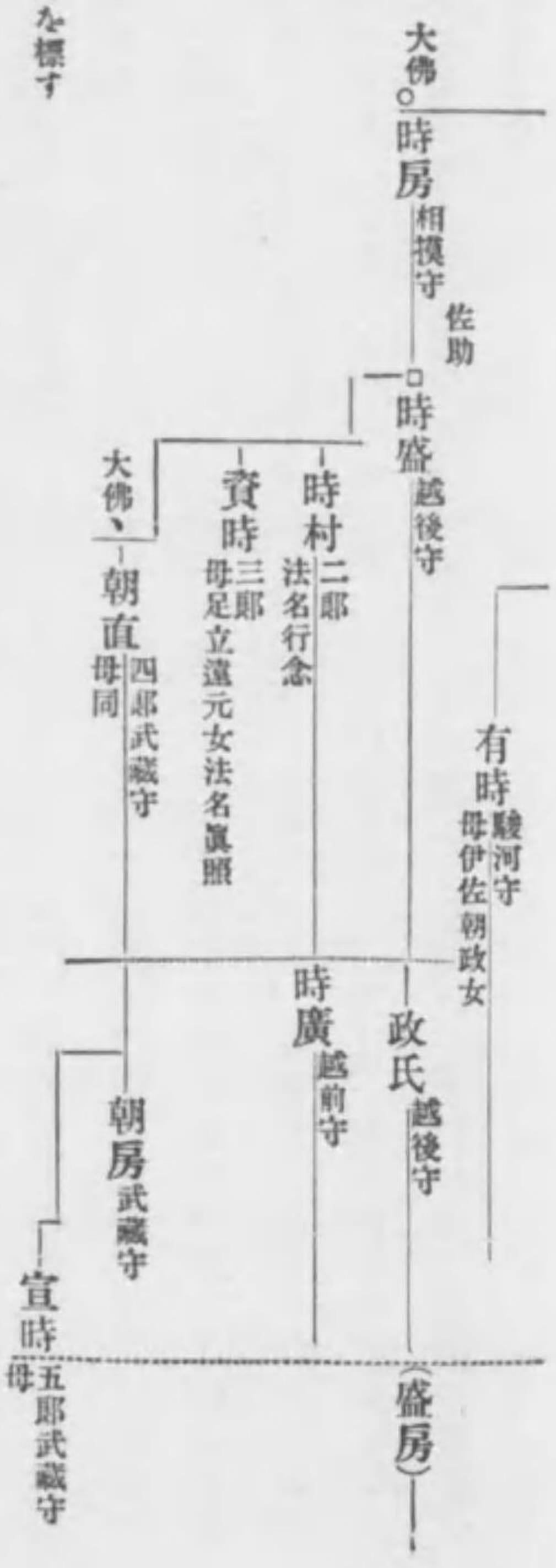
と専心政事を勉めたりしを以て、世一世と進むにつれて一族繁息し時頼の代には七八家を成し、執

權、連署、兩六波羅引付頭に一族を排布し、漸く北條幕府の形を成したり、左記の系圖表を見て知

るべし。

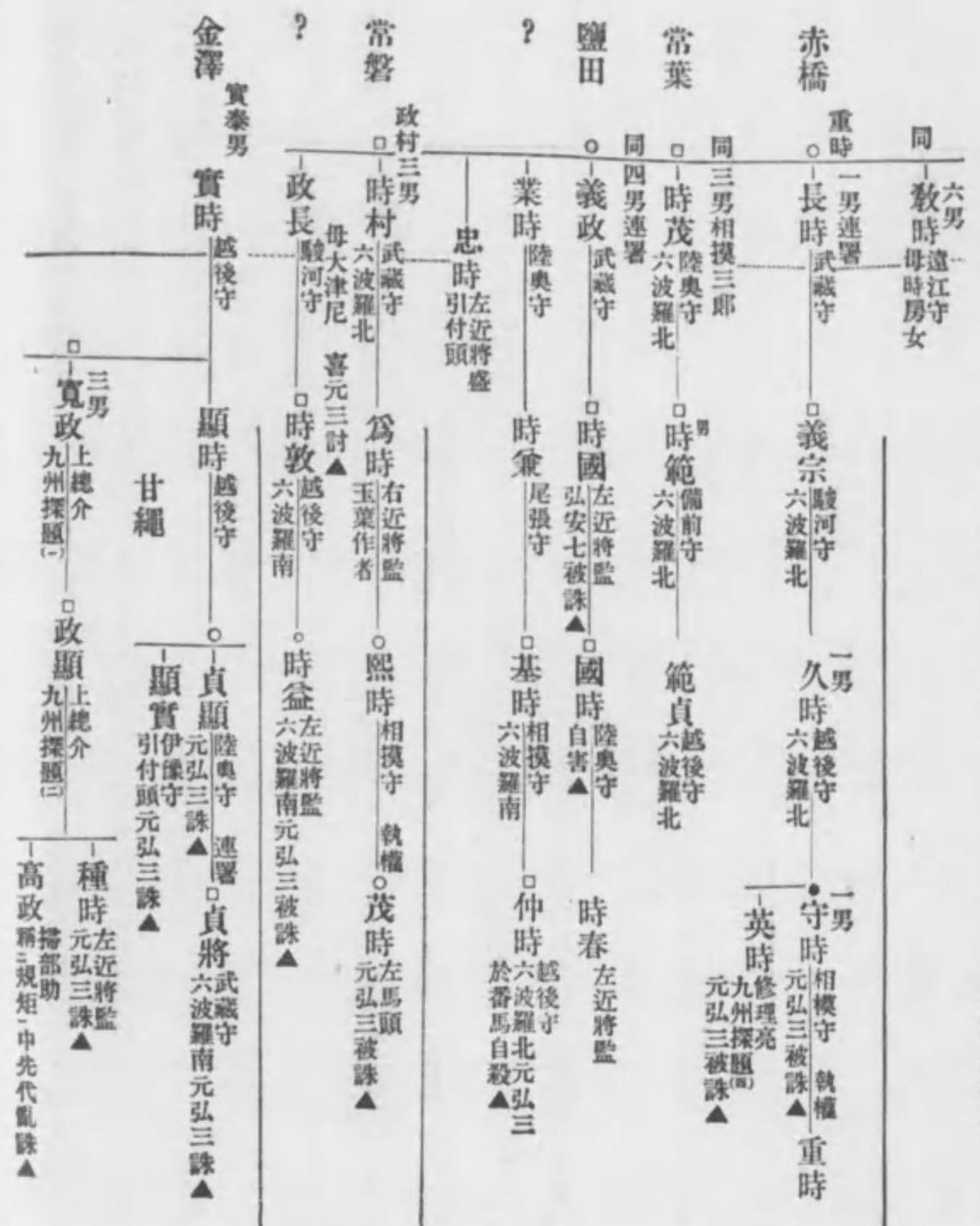


●は執權
○は連署
□は兩六波羅探題
は評定引付頭
並に弘長三年までを標す



右は將軍執權次第、關東評定傳に據り、漏れたるは東鑑北條記等より補ふ。初行の年號を每名の生年に准して起筆し、長幼の排序を立てて時代を照覽し易からしむ。下層の虚線は上は承久前後を示し、下は時頼死する年に丁年になる界線を示す、線下の名に括弧を施すは、時頼死する時まで幼年なるを示す。

〔所謂北條幕府成る〕 圖の如く、義時が承久の亂を鎮壓し、政子を後見に奉じて攝政幕府を始める時までは、弟時房、子泰時三人の外は重村時盛が丁年に及びたるに過ぎざりき、泰時、時房執權連署となれる後は、時氏六波羅北の探題となりたるのみなりしに、建長より評定衆の引付三番を分かち、政村、朝直、資時、其頭となり、康元に至りて兩六波羅に復し、漸く北條幕府の形をなし、相模



右執權次第、評定傳、北條記、武家年代記等に據りて系圖を補正し、必要な人は略す。此外九州引付頭に越後九郎、三河前司、武藏四郎、上野前司、櫻田師頼、絲田貞義の如き、實名系統の考ふべからざるもの猶多し。

此圖に表する如く、時宗以來は、北條門葉の繁殖を養はんとて、元寇防禦の爲め、鎮西、及び長門四國、播磨、越後等に排布して、政權、並に土地を占有し、地方の憎怨を聚めて自ら斃るゝに至れり。其例をいへば、時宗の叔父時定が筑紫所領は、義時時代に阿蘇社領に地頭を置き、將軍家臺所

料に分割したる小國郷を本領苗字地とし、豊筑肥に餘多の地を領し、姪濱に館を設けて防禦を支配し、阿蘇家を起したり、若狭の今富名も時定其名主と云ふ。日向の島津莊は肝付氏の祖先開墾し、關白頼通の莊園となして、莊衝を設け(島津氏は其下司より起る)、時宗の代に關白基平(近衛)の政所に示談して此莊に地頭職をおき、文永の初め引付題名越時章地頭となり、莊の豪族肥後信行を地頭代となし、に、其後信行肝付兼石と界を争つて侵奪し、小貳經資禁すれども聽かず、金澤實政が探題となるに及んで、鎌倉に疏陳し、名越時家侵地を返すことを承諾したれど、實は數町の地を與へたるに過ぎず、是肝付氏の北條氏を怨める原因なり。總て鎌倉府の莊園に地頭をおきたる實際の結果は此類と知るべし。

〔益、衰亡の兆見ゆ〕 建久中に少貳大友島津三氏九州に下り、少貳は前三國(其前、肥前、肥後)、大友は後三國、島津は奥三國を管轄し、平氏黨の原田、菊地、川邊、肝付等を抑へしに、元寇の防禦に託し其勢力を侵奪して、時定が西下の後、貞時の代に永仁元年北條兼時は播磨長門警固より筑紫に下り、名越時家は奥三國を支配し、終に九州探題をおき、小貳大友島津を引付頭になしたり。是を首として、東國、北國、中國、南海等にも一門を布植して守護地頭の勢力を侵漁せり、諸國より發見する古文書を見るに、時宗貞時と降るに従ひ、訴訟の支證書類は數十通を副へ、判決の下知狀は數十紙の冊をなし、事實は益紛亂を重ねるのみとなれり。

〔所謂神風の意義〕 文永弘安の蒙古殲滅を神風といへるは大に事故のあることにて、防禦神風の二條は北條氏を滅ぼすの酵母なりき。其故は、文永以來蒙古の形勢にて、朝廷には盛んに攝伏の祈禱を天下の大社大寺に行はせられ、幕府へ其防禦を嚴督せられたり。佛教の習はしに、昔は總て病難は邪氣と稱へ、まづ僧に頼みて祈禱したる後に醫藥を服するに非ざれば癒えずと信じたり、斯く、神佛の力を禱りしに、兩度共に颶風に蕩破せられたれば、偕こそ神風と稱して恩賞は第一に修法の寺社へ行はれ、戰鬪の武士は次に僅づ、の恩賞地を賜はる、其文例は有_レ限佛神事本所年貢守_三先例_一不_レ可_レ有_三解_一懈_一との結文なり。弘安以後は火災後の警火、盜難後の鎖鑰と同じく、一方には筑紫沿海の防禦に資力民力を疲らし、一方には有功寺社の再建修繕を國司地頭に課し、諸國の地頭家人が最初北條氏に望みたる理想は、反對に怨憤と化したり、是神風の吹荒したる大打撃なること、古文書を閱すれば種々の發見あるべし。

〔華奢風をなす〕 前の系圖中に勅撰集の作者、及び鶴岡別當を注しおけり、是にも北條氏滅亡の原由を發見すべきことあり。時頼が親王將軍を奉ぜしより、京都華奢の風を鎌倉に感染し、歌人の生ずると共に文學に向ひ、實時が金澤文庫は其時に起り、又建長寺建立以來は佛教盛んにして、緇紳高僧の往來など、昔の武士の田舎氣質を陶冶したり、是人智發達の自然力にて抑壓すべからざることなるべし。是につれて北條氏は一門の繁昌と共に尊大になり、因て諸國の勢權を侵奪し、將軍

同様の形式を生じ、次第に諸大名の憎嫉を招きたり。足利貞氏、少貳貞經、大友貞宗、島津貞久、宇都宮貞綱など、貞時と偏名同じき者駢出したるは、大族の地頭に偏名を興ふること此の代より創まりたるを證明す。又當時の大社大寺に土地士民の廣多なるは大藩の勢力あり、鶴岡の鎌倉に於けるは南都北嶺の京都に於けるに比す、壽永元年爲義の外孫圓曉王が社務別當たりしより、四代目の公曉は頼家の子なり、其他前後の別當は攝家、縉紳家の貴僧なりしに、十代頼助は、北條經時の子にして、時宗の末年に東大寺の佐佐目僧正より、鶴岡別當となり、宗政の子政助に十一代を繼がしめ、十六代顯辨は金澤貞顯の子にて、園城寺を騒がし(第六節に出)元亨二年鶴岡社務に補したり。是皆北條氏の末路に、諸國の疲弊を憂慮せず、一門の權勢を増張して尊大になり、自ら衰運を促がしたる跡にして、既に貞時の代より滅亡に墮しつゝあり、花園帝宸記にも文保以前に關東有^レ如^レ亡の句あり、後醍醐帝の北條氏誅滅を思食立ち給へるは、兩統十年遞立に因て遽に生じたるものに非ざること疑を容れざるなり。

第十節 北條氏内容の衰朽

北條歴代執權の人物——鎌倉方の内訌——執權連署の交迭——高時の人物と鎌倉の内情——秋田長時
二氏の專横——蝦夷の亂——北條氏衰亡の外兆

〔北條歴代執權の人物〕 北條氏の亡運は從來高時の昏愚に因て遽に決したる如く言做せども門閥政府の主權隆替は個人の性格にさして關係なきこと、却て北條氏にて證明せらるゝなり。北條氏の時政、義時、泰時、時頼、時宗、貞時、六代を概評するものは、時政義時の興勢が泰時に至て極度に昇り、時頼以來漸次に衰へたるを以て、泰時を第一の人物となし、時頼時宗までは猶良主と評判すれど、其は時勢の觀察にして、實は個人の性格に關係なし、時政義時の創業者は其性格の優れるに異議なし、されど一家の基礎の既に定まれる後に出でたる泰時より果して性格の賢能なるや否やは疑問なり、一方より見れば泰時は承久以來叔父時房と事を共にし、六波羅に南北兩衛を設け、義時の死後は時房連署となり常に彼に提携せられて獨立自主の負荷に堪へざりし人とも疑はる。六波羅兩衛は時氏重時暫し繼續したれど、是も若輩の時氏が叔父に提携せられたるにて、經時の代より南衛を廢したるは兩衛の必要なき證據なり。要するに泰時が單獨にて執權たりしは時房の死後僅に二年に過ぎず、貞永式目の如きは時政義時二代の經驗を歴て江中清善等、政治家の手に修定せられたりし故に、泰時の才能を事實に證すれば覺束なきものなり。時頼に至りては廿歳にて兄經時に代りて執權たり。大叔父重時が連署にて輔くること十年、重時死して己も亦出家し、大叔父政村七歳の時宗を保育して政務に當り、外見は全く獨立に堪へざるを示せり。時頼は出家後に徹行して民情を視察せりとの俗説あれど、兩毛あたりへ行脚したる跡あるに過ぎず、最明寺殿の政治として小説様

の歴史は之を確認すべき微跡乏し、されば時頼の性格も亦架空の談と謂ふも酷評に非ざるべし。

〔鎌倉方の内訌〕 鎌倉の内訌は經時時頼より既に起り、時宗以後は外戚より制せられしこと、保

暦間記にて略ぼ知らる。曰く「弘安の比に藤原泰盛權政の仁にて、陸奥守に成て無_レ並人、其故は時宗

の舅也ければなり(評定傳に秋田城介藤原泰盛が評定衆に加はり、四番付け頭、とありたるは、時頼出家の年にて文永元年に起訴奉行なれば)、弘安七年四月四日時宗三十四歳

にて死去畢、嫡子貞時生年十四歳にて跡を繼て執權す、泰盛其外祖なれば彌、憐りけり。其比貞時が

内管領平左衛門尉頼綱(不知先祖、入法名果四)と申す有り、又權政の者にて有ける上に、憐を健くする事泰盛に

も不_レ劣、同八年四月十八日貞時任_二相摸守_一、爰に泰盛頼綱中惡して互に失はんとす、泰盛が嫡男秋田

城介宗景橋の極にや、曾祖父景盛は右大將頼朝の子なりければとて俄に源氏に成けり、其時頼綱入

道折を得て宗景が謀反を起して將軍に成んと企て源氏に成由を訴ふ、終に泰盛法師(法名覺眞)子息宗景弘

安八年十一月十七日誅せられけり、是を霜月騒動と申けり。其後頼綱法師今は諍方も無て一人して

天下の事を法り、橋の餘に子息廷尉に成たりしが、安房守に成て飯沼殿とぞ申ける、今は更に貞時

は代になきが如くに成て、果圓父子天下の事は安房守を將軍にせんと議したりけり、彼入道嫡子平

左衛門宗綱は忠ある仁にて、父が悪行を歎きて此事を貞時に忍やかに申けり、此上はとて、平左衛

門入道果圓父子をば正應六年(永仁元年)四月廿二日被_レ誅畢、宗綱は一旦佐渡の國へ流罪せられけれど

も、召返されて、後には管領に成けり、又後に上總の國へ流罪せらる。正安三年八月廿三日貞時出家し

て(法名崇渡)號_二最勝園寺_一也、嫡男高時未_レ生の間、將軍家執權を從弟師時申付たり、武藏守宗政子にて

貞時、聲也、其上師時をば時宗が爲_レ子ければ如此計ひけり、嘉元三年春の比、駿河守宗方は是も貞

時の從弟也師時に超越せらる、事を無念にして憐心の有ければ、師時を亡さんと巧み、貞時が内の

執權をなし、侍所の代官などをして、大方天下の事を行けり、其比左京權太夫時村將軍の執權連

署す、時村が孫右馬權頭熙時は是も貞時の聲也、仁體なりければ、先彼を討て其後師村熙村等をも

討んと、宗方多人を語らひて、四月廿三日仰と號して時村を夜討にしたりければ、合戦の輩五月二

日首を刎られ、宗方罪科難_レ通して貞時の爲に陸奥守宗宣藤原貞綱(字都宮、景綱子)等を以て誅畢とあり。此

の如く時宗の時より政務は舅家秋田泰盛の手に出で、貞時弱年の間より長崎頼綱内管領となり、相

軋轢し、終に泰盛父子を殺して國事を専らにし、十年間を経過して後、八年餘にて貞時は高時の生

れざる以前に聲師時に譲りて出家せるは、執權の名目計りにて、人格の賢愚に痛痒なきを知り得べ

し。

〔執權連署の交迭〕 時頼の出家後に執權連署の交迭を嫡統の年齢に配當して表するに、たゞ一門

に權勢を與ふる資格となりたる迄にて、敢て賢愚の選擇とは思はれず。

時宗 七歳	文永元 十五歳	死卅四 弘安七、 十四歳	正安三、 四一歳	翌年高時生 應長元死 五十一	宗宣 正和元 死五四	熙時
長時代	時宗	貞時	出家師時	應長元 死卅七	宗宣	熙時

政村文永十死 六十四 義政建治三 死四十四 業時弘安十 死 宣時出家 時村嘉元三 被討 宗宣 熙時 正和四 基時

此の如くや、政務に鍊達なる年輩となれば職を退き、幼少の子に譲りて、事を連署に任せたり、連署の交渉も亦人物を選みしや、甚だ不審なり。正和五年に至り、高時執權にて金澤貞顯連署となり、是にて滅亡期に進入したり。

〔高時の人格と鎌倉の内情〕 高時の人格及び鎌倉内部の事情を知るべきものには唯、保暦間記あるのみ、曰く「應長元年十月二十六日最勝園寺入道死去、息男高時于時左馬權頭彼跡を繼、今年九歳也ける、宗宣熙時等將軍家の執權をしけり、正和五年高時（時十）將軍家の執權す、文保元年三月任三相摸守」とあり、文保は花園帝宸記に中原親監、兩宮御和談及び讓位の交渉の爲めに上洛し、帝の關東有若亡、無人之故と記し給へる時に當れり。次に「頗亡氣の體にて將軍の執權難叶かりけり、されども武藏前司泰時の時より代々政道正直に行ひ置たりければ、彼内管領長崎入道圓喜と申すは正應に打たれし平左衛門入道が甥、光綱子 又高時が舅秋田城介時顯彼は泰盛入道覺眞が舍弟加賀守顯盛が孫也、彼二人に貞時世事置たりければ、申談して如形子細なくて年月を送りたり。文保二年に後宇多院の宮御位に即給ひ、賢王の聞え渡せければ、關東の政道は正體なかりければ、哀れ公家の御世にや歸らんすらんと諸人申けり、爰に高時管領長崎入道老老に依て、子長崎左衛門尉高資彼に管領を申付、高資道政も心よからざりけるにや、高時正體なき儘、高資心に任せて天下の事を行

ふ、人の歎き積りければ關東の侍どもにも深く疎れにき」とあり。是鎌倉對京都は腦病主對賢王の時運到來し、北條氏滅びて王政に復する原因を謂ひたるにて、事實當に然りしなるべし。

〔秋田長崎二氏の専横〕 秋田、長崎が北條氏を専制したるは、是も泰時の時より始め置きたりと謂ひて可なり、秋田氏は泰時の時城介景盛の女を子の時氏に婚したるが即ち時頼の母松下彈尼にして、弟の義景泰時の時より評定衆に列し、建長五年に死す、其年城九郎泰盛引付に列し、また女を時宗に婚し貞時を生み、外舅を以て評定引付頭となり、政權を専らにせり、故に秋田氏の北條に於けるは西園寺家の帝室に於ける、北條氏の鎌倉家に於けると同じく、舅家の權勢世を逐つて増長したる元は泰時の仕置といふを辭すべからず。内管領は北條氏の家政主任者にして固より貞時に始まるに非ず、貞時に至り事實鎌倉殿の尊大をなしたれば、内管領も亦政所別當の權勢をなしたり、藏人所の出來て太政官の實權を移したるに異ならず。故に秋田長崎が鎌倉の政務を專斷するは高時の頭腦健全なりとも亦免れず、内部外部の衰弱益迫り、彼専心に京都九州の破裂を防護すとも、大勢此に至りては必ず其注意の薄弱なる所より破裂を生ずべし、是に於て蝦夷の亂は起りぬ。

〔蝦夷の亂〕 保暦間記に「元亨二年の春、奥州に安東五郎三郎同又太郎と云者あり、彼等が先祖安藤五郎と云者、東夷の堅めに義時が代官として津輕に置たりけるが末也、此兩人相論する事あり、高資數々賄賂を兩方より取りて兩方へ下知をなす（敢願して兩端の判決をなすは、此事に限らぬ宿習と見るべし）、彼等が方人の夷等合戦

をす、是に依て關東より打手を度々下す、多くの軍勢を亡ひけれども、年を重ねて事行れぬ」とあり。元亨二年とあれど、北條九代記に自三元應二年一蜂起とあり、又諏訪大明神畫卷の詞に「元亨正中の比より嘉暦年中に至るまで、東夷蜂起して奥州騒亂する事ありき。蝦夷が千島といへるは我國の東北に當て大海の中央にあり、日本の本、唐子、渡黨、此三類各三百三十三の島に群居せり。今二島は渡黨に混す、其内に宇曾利鶴子洲と萬堂宇、滿伊丈と云小島どもあり、此種類は多く奥州津輕外の濱に往來交易す、夷一把と云は六千人なり、相聚る時は百千把に及べり、日本の本唐子の二類は、其地外國に連て形體夜叉の如く。變化無窮なり、人倫禽獸魚肉等を食として、五穀の農料を知らず、九譯を重ぬとも語話を通じ難し、渡黨は和國の人に相類せり、但鬚多して、遍身に毛生せり、言語俚野なりと云とも大半は相通す。戰場に望む時は丈夫は甲冑弓矢を帶して前陣に進、婦人は後塵に隨て、木を削て幣帛の如くにして、天に向て踊咒の體あり、男女共に山壑を經過すと云ども乗馬を用ず、其身の輕きこと飛鳥走獸に同じ、彼等が用る所の箭は魚骨を鐵として毒藥をぬり纔に皮膚に觸れば其人斃れすと云事なし。根本は酋長もなかりしを、武家其濫吹を鎮護せんために、安藤太といふ者を蝦夷管領とす、此は上古に安倍氏惡事の高丸と云ける勇士の後胤あり（高丸は秋田系圖に貞任の少子高星に作れど、安藤系圖に貞任の妹を陸奥權守藤原經清に嫁して清衡を生む、貞任滅びし時少子則任山中に匿れしに、清衡の子惟平に子なく、則任を養子として盡く所領を譲りたるに因

て、安倍藤原を合せて安藤と稱したりと、是正説に近し）、其子孫に五郎三郎季久、又太郎季長といふは従父兄弟也、嫡庶相論の事ありて合戦數年に及間、兩人を關東に召て理非を裁決之處、彼等が留主の士卒數千、夷賊を催集し、外濱内末部、西濱打會關城廓を構て相争ふ、兩の城嶮岨によりて洪河を隔て、雌雄更に決し難し」とあり。

〔北條氏衰亡の外兆〕 是元應の末より起りたる津輕の蝦夷合戦にて、元亨二年の春關東より討手を差向けたれども勝たずして東北の大騒動とは成行けり。是を北條氏衰滅の兆外發したるの端とす、京都并に諸國の機を伺ひて事を起さんと思ふもの、此騒動の風評を傳へて陰々と亂を思ひたりしなるべし。故に北條氏滅亡の因は、梅松論の十年遞立議より以前に、保曆間記の蝦夷合戦こそ却て帝の北條氏を除かんと謀り給へる動機と見るべし、元亨の初めは其合戦の遠近に傳はりたる時期に當れり。

第十一節 正中の變

内裏近習の意中——首謀者の隠歴と秘密畫策——太平記無禮講の記事——右に對する余の推定——正中の變——太平記の陰謀露顯の説——陰謀露顯の結果——鎌倉へ勅使下向——資朝後基鎌倉出對

〔内裏近習の意中〕 帝の北條氏を除くの畫策は元來極秘の隱謀なれば、想像説ならんも、保曆間

記に(經爽合)「爰に懸る折を得て、内裏の近習月卿雲客依々(ヨリヨリ)主上に勸申す事あり、武家天下を取事口惜く思食れずや、思食立て關東正體なき折節亡させ給ふて、公方一流に成て國土を治め、民をも御助有べしと申す、帝時の至ぬ事と思食用給されども連々申ければ思召立たるとかや、近習の人々山門、三井寺、畿内の輩さるべき重代の侍ども召集られたる程に、正中元年云云」とあり、内裏近習の意中は略此の如くにてぞありぬべし。

〔首謀者の閱歴と秘密畫策〕 首謀に指されたる日野資朝、俊基の舉動を釋ぬるに、資朝は正和四年に京極爲兼の武家に捕はれたるを慕ひし人なり、花園帝宸記に元亨二年五月二日、入夜資朝朝臣參、仰ニ數ヶ條、身進退事有ニ申旨、又仰ニ含之一とあり、新院は特に資朝を御信用ありければ、身進退事とは大政回復に身を致す本意を打明かし、院より仰含められし旨のありしとも思はるれど是は只心中を漏せしにて、内裏の隱謀を打明けたるには非ざるべく、時期も亦早し。翌年十一月關東に下る時の宸記に、

五日、傳聞別當(資朝)爲ニ勅使ニ可レ下ニ向關東云云明曉進發云云進ニ辭狀ニ下向、左佐忠望廳務云云昨日被ニ仰下、即可ニ進發云云、以外物忽歎、何事哉尤以不審。

此趣きは無論御存じに非ざれど異常の下向なるだけは御存じありたり、唯、隱謀の知らるべき様はなけれど、資朝の進退は以て揣摩をなすの一端たるべし。資朝の履歴は新院の年預となり、文保二

年五月藏人に補し、元應二年三月左少辨、藏人頭となり、元亨元年四月參議に進み、左兵衛督、文章博士を兼ねしに、二年正四位上に叙し、六月文章博士を止む、是即ち新院に進退を告げたる比なり、翌三年正月從三位、檢非違使別當に補す、時に年三十四なり、權中納言に進みたるは正中二年と記すれど、前年なるべし。俊基が大内記より五位藏人となりたるは元亨三年六月(資朝に代りて藤爲宗其代たり)にて破格の拔擢なることは前章(第八)に述べたるが如し。増鏡(正中の變後に)に「過にし比資朝も山伏のまねびして柿の衣にあやむ笠といふ物着て東の方へ忍びて下れりしは、少しは怪しかりし事也、早うかかる事共につけて彼方さまにも宣旨を受る者ありけるなめり、俊基も紀伊國へ湯浴に下るなどいひなして、田舎ありきしたりしも、今ぞ皆人思ひ合せける」とあり。太平記に俊基は「出仕事繁うして籌策に隙無かりければ、如何にもして暫く籠居して謀叛の計略を回さんと思ける處に、山門横川の衆徒歎狀を捧て、禁庭に訴る事あり、俊基彼の奏狀を披て讀申れけるが讀誤りたる體にて楞嚴院を慢嚴院とぞ讀たりける、座中の諸卿是を聞て目を合て、相の字をば偏に付ても、作に付ても、もくところ讀べかりけると掌を拍てぞ笑はれける、俊基大きに恥たる氣色にて、面を赤めて退出す、夫より耻辱に逢ひ籠居すと披露して半年計出仕を止め、山臥の形に身を易て、大和河内に行て城廓になりぬべき處々を見置て、東國西國に下て國の風俗人の分限をぞ窺見られける」とあるは、造説なり、佛法の盛んなる時代に楞を慢と讀誤るなど云ふは如何にも淺劣なる落想なり、半年籠居し、

城廓を見置きて東國西國に及ぶとは誇張大に過ぐ、紀伊の熊野入湯をしたるのみ。

又秘謀に與りたる人を太平記に「日野中納言資朝、藏人右少辨俊基、四條中納言隆資、尹大納言師賢、平宰相成輔計に潜に仰合られ」とあり、是も信じ難けれど、師賢は師信の子にて帝の母家なり、即位後に十八歳にて三位權中納言に進み最も親信の公卿なれば秘密に與らずとも謂ひがたし、鳥丸成輔は藏人辨より正中元年藏人頭となり、資朝に次ぐの儒臣なれば、秘謀の一人は此人なりしなるべし、此外にも猶ありしならん。資朝俊基が東國畿内の武士に得味方する者を語らひたるは、増鏡の彼方様にも宣旨を受くる者あるにて考へ知らる、こは元亨三年の末より翌春(正月七番殿代の兩席(會には俊基講師たり)比の事にて資朝の語らひたるは土岐多治見等なり、笠置を守禦せし足助氏、又楠木氏等は俊基の語らひたる人々なりしなるべし。是に就いて太平記に無禮講といふ一段の小説あり、怪むべき書様なれど、明治以前公卿の太政復古を圖るに其歴史を利用して諸國有志を結納し、其比名高き談となりたれば、此に録して辨するも無用に非ざるべし。

〔太平記無禮講の記事〕 無禮講の大略は資朝卿土岐多治見等を「様々の縁を尋ねて睦び近つかれ朋友の交已に淺からざりけれども、是程の一大事を左右なく知せん事如何か有べからんと思はれければ、猶も能々其心を窺ひ見ん爲に(實は増鏡に宣旨を受とあり)大事を知れり」無禮講と云事をぞ始められける、其人數には、尹大納言師賢、四條中納言隆資、洞院左衛門督實世、藏人右少辨俊基、伊達三位房遊雅、聖護院

廳の法眼玄基、足助次郎重成(錦織判官代)多治見四郎次郎國長、土岐左近藏人頼貞等也。其交會遊宴の體見聞耳目を驚かせり、獻盃の次第上下を云はず、男は烏帽子を脱て髻を放ち、法師は衣を着ずして白衣になり、年十七八になる女の形優(カウチ)に清らかなるを二十餘人、褌(ハカマ)の單衣許りを着せて酌を取せければ、雪の膚すき通りて、太掖の芙蓉新に水を出たるに異ならず、山海の珍物を盡し、旨酒泉の如くに湛て、遊び戯れ舞歌ふ、其間には只東夷を滅すべき企ての外は他事なし。其事と無く常に會交せば人の思ひ咎むる事もや有んとて、事を文談に寄んが爲に、其比才覺無雙の聞へありける玄惠法印と云文者を請して、昌黎文集の談義をぞ行せける、彼法印謀反の企とは夢にも知らず、會合の日毎に席に臨んで玄を談し理を折く、彼文集の中に昌黎赴潮州(七律)と云長篇(なり)有り此處に至て談義を聞人々皆不吉の書なりけり、吳子孫子六韜三略などこそ然るべき當用の文なれとて、昌黎文集の談義を止てけり」といふ。悉く架空の談にて殊に無禮を描寫し醜猥に陥るなど、玄惠を請せば内典經史の談義なるべきに、韓文を講じ、潮州の詩に至り俄に孫吳韜略云々とは滑稽なり、是は無禮を文禮に通はせて、俊基の關東出對に言抜けしめんと(の)落咄なれど、亦資朝の企てを俊基が辨解するも文想一貫せず。凡て小説は時好に投じて、淺薄なる所を淺薄の人に賞嘆せらるるものにて、まじめの講究に堪ふべきに非ず。此文段には前の秘密に與かれる四人より成輔を省いて實世隆資を加ふ、亦元弘以來靖難の功臣なれど、實世は洞院右府の孫にて帝即位の年元服し侍從

となり、今は右少將にて年十七なり、隆資も元侍從にて中宮亮なり、いづれにも嘉暦に參議となりて漸く顯はれし比なり。錦織判官代は、近江の山本柏木一族に其苗字あり、若し河内の錦織郡人なれば、楠木城(東條)の所在郡なり、正成の繪旨を奉ぜしは此時ならんと思はるれば、此判官代が吹擧には非ざるか、太平記の外に少しも確證を得ざるを如何にせん。

〔右に對する余の推定〕

推測するに此時内裏大番もあり、六波羅もあり、諸國の地頭家人は京師に邸宅を有して交代往來したれど、承久變後より幕府の猜防漸く嚴にして、公卿との交通には障礙多かりしなるべし。資朝、俊基は第二流の人なれば、縁を求めて尋ね寄ること易く、又僧徒の周旋などにて志士を求めたる末に、東下南遊して相結託するに至りたるならめ、然るに無禮講の如き奇異なる集會をなし、武士と漢文の談義を聽き人の思咎めを防いで隱謀をなす如き淺薄なる智慮にては、天下の大事は成し遂ぐるを得ず、帝の秘密に與かりし縉紳僧侶が武士と集會して評議せし事は無かりしならん、但元亨三年の末は隱謀漸く端緒に就き、東南に出遊したる末に土岐多治見等の上京となり、端なく事顯はれて其形跡を撲滅せられ今は考ふるに由なし。保曆間記に「近習の人々、山門三井寺、畿内の輩、さるべき重代の侍共召聚られける程に、正中元年九月廿三日事顯」とあり、海藏紀年録に、師鍊二年(戊壬)八月十六日に元亨釋書を上る、大行天下、不_レ然_レ貽_レ誘_レ後世_レ當_レ是之時_レ、廷臣紆_レ問_レ罪于關東_レ之籌策_レ而未_レ能也、甲子歲、帝大失_レ志、由_レ是臺評遂寢など、見ゆる許りなり。

〔正中の變〕

翌甲子歲(十二月に正)

三月は石清水行幸にて資朝使別當たり、四月は賀茂社行幸あり、

繼て後宇多法皇病給ひ、六月に至り重らせられ、廿六日五十八歳にて崩じ、八月四日に帝倚廬より還御あり、九月に至つて變起れり。其時六波羅は北の常葉範貞のみにて、南の大佛維貞は八月十七日より關東に上れり、或は密事を含みたるにや定かならず。増鏡に「其の比長月ばかり、まだ黎明の程に、世の中いみじく騒ぎ旬る、何事にかと聞ば、美濃の國の兵にて土岐の十郎とかや、又多治見の藏人などいふものども、忍び登りて四條わたりに立宿りたる事有りて人に隠れて居けるを、早う又告知する者ありければ、俄に其の所へ六波羅より押寄せて搦捕るなりけり、顯れぬとや思ひけん、彼者どもは繼て武家へ捕はれて嚴く尋ね問ひ、まもり騒ぐ、事の起りは御門世を亂り給はんとて彼武士共を召し出したるなりとぞ言扱ふめる」とあり。事實は此の如し、但し土岐多治見は確なる年代記に皆誅とあるを是とす。

〔太平記の隱謀露顯の説〕

太平記の記事は皆信すべからず、今其を摘要していへば、隱謀の露顯

したるは、六波羅奉行齋藤利行の聳土岐(舟)頼員が妻に寐物語したるを父利行に告げ、利行六波羅に申し、因て早馬にて鎌倉に報じ高時大に驚き使を馳せて範貞に與黨の者を捕へしめたりとあり(平太記頼員同)、全く人情小説的の妄談なり、資朝は北條氏に怨ある者を募れり、六波羅奉行の聳にて其妻を携帶したる頼員を引入るゝが如き輕忽の事なきは必せり、利行の六波羅奉行も亦確かならず、鎌

倉往復を緩うし、次に又其比攝津葛葉の地下人代官に背いて合戦に及ぶ事ありて六波羅の沙汰にて莊家に居らんため、四十八所の箒、並に在京を催すと披露し、元徳(異本に正中)元年九月十九日卯刻に三千餘騎づゝ二手に分れ、土岐が三條堀河、多治見が錦小路高倉の宿府に押寄す、土岐多治見いづれも烈しく防ぎ、遂に二人は自刃し、二時許の合戦に手負討死二百七十三人と記す、盡く増鏡と相違す、葛葉土豪の騒ぎに四十八所の箒と在京武士を催し、市街の逮捕に三千の兵を二手に繰出すなど、一も正氣の沙汰に非ず、昔の謂ゆる軍書はかゝる情理數を失ひたる誇張の談をなして讀書者を喜ばすこと猶講釋師の講談の市井の人を喜ばすが如し、史學としては辨するにも足らざる嘘誕なり。此變は確なる年代記に、十九日、廿日と兩様あれど、十九日を是とす、尋いで六波羅に兵を徵して警備したる事は和田文書に、依ニ土岐伯耆十郎、多知見四郎等事、和泉國御家人和田修理亮助家、去月廿二日令ニ馳參候以ニ此旨可レ有御披露候恐惶謹言 元亨四年十月三日修理亮助家 進上御奉行との請文に右近將監範貞が一見畢と花押あるを藏し、又薩摩の權執印文書に、今度騒動之間、被ニ進子息於代官所之由承候畢、仍執達如件元亨四年十一月十日、島津貞久在判、新田宮權執印房との執達狀あり、暫時騒動の状態なりしなり。

〔隱謀露顯の結果〕 増鏡其次に「偕て其宣旨なしたる人々として、此二人(實朝俊基)をも東へ下して誠むべしとぞ聞ゆる、いかさまなる事の出來べきにかと怖しくむつかし、故院おはしまし、程は世も

のどかに目出たかりしを、いつしかか様の事ども出來ぬるよと人の口安からざるべし、正應にも淺原と云ひし騒ぎは、後嵯峨院の御處分を東より引違へし御怨とこそは聞へしか、今も其御憤りの名殘なるべし。過にし比(以下は前に出)「云云」とあり。是は土岐多治見が誅せられし後、廿三日に六波羅へ飛驒到來し、主上御隱謀の由其聞へあり、中納言資朝、小納言俊基、三位房遊雅等を拘引し尋問せらる、奉行人は諷訪安東等なり(北條記)、廿四日關東より工藤右衛門二郎諷訪三郎兵衛使者として上京す(武家年代)十月一日六波羅にて資朝白狀の子細あり(讀史愚抄に)、四日に兩使歸參す(武家年代)など、見えて、資朝を鎌倉に護送せるは十月初めなりしなるべし。思ふに露顯の後、土岐多治見は資朝の誘引なれば其責を引受け、俊基等は隱謀の形迹を滅する爲めの協談を爲したりしならん。

〔鎌倉へ勅使下向〕 内裏よりは萬里小路中納言宣房を勅使として遣され、五日鎌倉に着す、此間東西の早馬往復は頻々たりき(武家年代)、宣房は當年六十七。増鏡に「此事を先穩く止んと覺せば、彼正應に有りし様なる誓の御消息を遣はす、宣房の中納言御使にて吾妻に下る、大かた古き御世より仕へ來て年も長たる上、此比は天下にいさぎよくむべし、しき人に思はれたる比なれば、此事更に御門の知しめさぬ由などけさやかに言做すに、荒き夷共の心にもいと忝き事となごみて、無異なるべく奏しけり、此の御使の賞にや、宣房大納言になされぬ、いといみしき榮なり、子供(藤房秀房)などさへいと清げにてあまたあり、されば公は知し召されぬにても、彼人々は逃るべき方なしとて、

別當は佐渡の國へ流されぬ、俊基は如何にして逃れぬるにか、都へ歸ぬれど、有りし様には出で仕へず、籠り居たる由なり」とあり。是につけて太平記の作爲したる文段は取るに足す、其中に秋田城介告文を高時に進む、二階堂道蘊和漢に例なき事なれば返進あれと再三申せど、高時聽かず、齋藤利行に讀ませしに利行目眩き鼻血たり、讀果てず退出し、七日の内に血を吐いて死すとあるを、是まで天威は左こそあるべしなど、世に信じたれど、増鏡にいへる如く正應の例(第二節)にして、常樂記に利行は嘉暦元年五月に死すとあり、又太平記に記したる告文も贋造にて、盡く正體なき虚誕なり。

〔資朝俊基鎌倉出對〕 花園帝宸記は元亨四年五月より闕けて、正中二年よりあり、増鏡に就き更に資朝俊基が鎌倉出對の事を此に録す、

(四正) 七日戊午、傳聞資朝俊基隱謀、事有_二糺明、無_二其實_一之由治定了。但於_二資朝_一者、配_二佐渡國_一、是何等罪科哉、尤不審、俊基者近日可_二歸洛_一云云、祐雅法師被_二追放_一云云、近事依_二此事_一、使節上洛之由風聞。裏書後日或人密々談云、長崎入道圓喜密_二談_一或者云、此事尤不審、資朝書狀有_二不審事_一、合見之處、被陳不_二分明_一云云、然而成_二恐怖_一之故、不及_二嚴密之沙汰_一、被_二露無實之由_一歟。(成_二恐怖_一とは主上の歡應にわたる云)

(三) 九日己丑傳聞關東使、一昨日向_二北山_一、其趣資朝卿有_二條々不義_一、謀_二事_一非_二無疑殆_一之間、配流了、

俊基雖_二有_二同心_一之間、無_二支證_一之間放免了云云。此間風聞之旨者、彼兩人隱謀、無_二其實_一之由治定云云、然而於_二今朝_一者、己似_二有_二疑_一、尤可_二驚嘆_一、禁裏此趣、殊被_二密々_一、東使伊勢前司忠貞云云。

十九日、傳聞今日東使(伊勢前司忠貞)參_二禁裏_一、以_二宣房卿_一有_二御問答_一云云。かくあれば、帝隱謀の實は露顯したれど、無實と言做したり、俊基は證據不充分にて免されたり、祐雅の追放は諷刺にて、放免と異なり、資朝の佐渡に流されたるは、北條記に八月とあれど、そは發途の月なるべし。是にて甲子の變は落著せり、此時既に東宮伏見兩方より禪位立坊の議動けり。

第十二節 兩統十年遞立の議

十年遞立説は疑問——後宇多法皇崩御——太子踐祚の議——龜山統の兩流——帝の宸衷——梅松論の妄——關東過分の振舞——高時の倨傲と政道顛覆——邦良太子薨去——量仁親王立太子——梅松論の虚説——梅松論の史學的價值

〔十年遞立説は疑問〕 十年遞立の説は梅松論に出づ、太平記も亦雷同したれど、事實は甚だ疑問なり、されど亦全く無根とも拋棄し難し、正中の變に引續きて慎重なる考究をなすべき問題なり。兩伏見帝の後二條帝へ、花園帝の後醍醐帝へ讓位は、皆十年の後にて、宸記にも已十年在位、天道神慮可_レ悦、また在位十年、是到_二末代_一可_レ謂_二久_一とあり(第四節)、果して十年遞立の内定ありしとせば、

此時に起りたりしなるべし、されど後二條の皇子を立坊ありたるは兩統遷立と違へり。故に若し此後も十年限に打代りく即位あるものとすれば、後醍醐帝は嘉暦二年までに太子に禪り院政となりて、持明院統より立坊あり、又延元二三年に讓位ありて花園帝の院政となり、其時には後醍醐の皇子を立坊あるか、又は花園の皇子を立坊あるか四統遷立を生すべき行懸りとなるべし。

〔後宇多法皇崩御〕 正しく三統の争ひは正中より既に事實となりて生じたり、増鏡に(元年)「四月の末方より法皇御惱重くならせ給へば、天下の騒ぎ思ひやるべし(中)其後(六)御孫の春宮行啓あり、世を知し食ん時の御心遣ひなど今少し細やかに聞へ知らせ給ふ、宮は先帝の御かはりにもいかで心の限り仕奉らんと、荒増し仰されつるに、厭ず口惜うて痛うしほれさせ給ふ。御門(後醍醐)の御間表はいと好れど、まめやかならぬをいと心苦しと思さるれど、言に出で給ふべきならねば、只大方に付けて世にあるべき事ども、又此比少し世に怨ある様なる人人の、我御心には哀れと思さるゝなど餘多有るをぞ、御心の儘なる世にもなりなん時は、必ず御用意あるべくなど聞へ給ひける、中御門の大納言經繼、六條の中納言有忠、右衛門督教定、右衛門佐俊顯など聞へし人人の事にや有りけん。さて其夜は留り給へるも知食さで、夜打深けて少し驚かせ給ひて、春宮はいつ歸り給ひぬるぞとの給ふに、打聲作りて近く參り給へば、未だ御坐ましけるなとて、いと勞たしと思されたる御氣色哀れなり」と、後宇多法皇臨終の光景は此の如し。

〔太子踐祚の論〕 元亨元年日野俊光、吉田定房東下(第七節)の末、今太子踐祚の事動き神皇正統記に、「後宇多院崩させ給ひて、いつしか東宮の御方に候ふ人々そはく聞えしが、關東に使節を遣はされ天位を争ふまでの御中らひに成りにき、東にも東宮の御事をひきたて申す輩ありて、御憤りの始めとなりぬ。元亨(中)甲子の九月の末つかた、漸く事顯れにしかども、奉はり行ふ中に言甲斐なき事出で來にしかど、大方は事なくて止みぬ」とあるは少し前後したる書様なり、六條有忠の東下は、補任に正中二年閏正月と記せり。

〔龜山統の兩流〕 今はこの如く龜山統にも兩流の争ひとなれり、花園帝宸記に其委しき事を記され、正中二年正月に、十三日乙未、今日俊光卿參語、關東事、立坊事、御返事如先々(元亨元年を云ならん)似無所期。蓋書立坊事、猶可爲御和談之間、可申禁裏云云、就其龜山院御統已又相分、此事正安(後伏見)重々有申旨、而今似相違如何之由、相尋之處、始終繼體者龍棲(子太)之由申之、就之又雖申所存猶可被和談一歎之由、所計申也頗無所期歎。近日定房卿可下向之由風聞、就之春宮又有忠卿可揚鞭云云、近年兩方使者、同時馳向、世號競馬而人々又一流之内已有此事、可歎息々々々。後宇多院崩御之後、不及一朞、統六七ヶ月之内、兩度使節同時驅向、尤不穩便一歎、但當流之運、偏付龍棲之驥尾一歎。

翌閏月八日、六條有忠東に下る、定房の往きしことは補任に見えず。宸記六月に、

卅日戊申、此曉前大納言俊光卿下_三向關東、資名卿扈從_{云云}、立坊事、繪旨院宣相對事等、被_三仰遣_二也、今度勅使事、諸人議不_二一決_一、予心中案決、縱雖_レ被_レ遣、不可_レ有_二其難_一、仍不_レ及_二諫爭_一也

是も補任に注せり。近年兩方の使者同時に東下し競馬の稱あるは、法皇崩じ給へる後聽て踐祚の交渉始まりて三統の争ひとなり、持明院方に於ては其一決次第に、正安文保の約の如く當流より立坊に定むべしと、龍棲の驥尾に付すと打ち過されたれど、遂に俊光父子の東下となり、此度は大覺寺方の位争ひと移行きたり。

〔帝の宸衷〕 されば帝の北條氏を除かんとの思食立は、朝廷に大權を復すべき時節到來せりとの料定に出づ、兩統遷立の鬱憤の如きは枝葉のみ。甲子の變一旦露顯したれど、帝の剛毅不撓なる眼中には、北條氏は既に無きものなり、此際に讓位の事などかあるべき、唯暫く彼の歎心を取りて再舉の時期を待たんとの宸衷にてありしなるべし。

〔梅松論の妄〕 兩統十年遷立を首唱したる梅松論には、「執權の次第は遠江守時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時、以上九代、皆以將軍家の御後見として政務を申行ひ云云、過分の振廻_{フマヒ}なくして政道を專にして、佛神を尊敬し、萬民を憐み育みしかば、吹風の草木を靡かす如くに從ひ付し程に天下悉治りて代々目出度ぞ有ける、然るに高時の執權は正和五年より正中二年に

至まで十ヶ年なり、同正中二年の夏病によりて落髮せられしかば、嘉曆元年より守時維貞を以連署なり、是より關東の政道漸く非義の聞え多かりけり、中にも殊更在位の事を申達へしかば、争でか天命背かざらむ」とあり。歴史に自主の見解なき時代は、是を現時の批評とて雷同すれど、事實を失ひたる節々は右側に抹殺するが如し、殊に過分の振廻は時宗貞時以來の増長にして、御在位の引違も事久し、今は持明院に於て踐祚立坊共に、關東は却て大覺寺に追從すと評判せられたり。

〔關東過分の振廻〕 關東過分の振廻を述べんに、正中二年正月三日に、高時邸、政所、燒失せり、〔北條〕花園帝宸記正月十三日の條に、去三日、關東相州亭燒失之由風聞、仍以_二院宣_一訪仰也、武家雖不_二奏聞_一、其說密々間、繪旨院宣等所_レ被_レ下也、……閏月廿一日の條に、炎上事關東返事到來とあり、當時の事態は陪臣の分際として斯く至尊と過分なる贈答をなすの例を増長し、十一月に高時の長子萬壽廣生_{（後に那）}、宸記に、

卅日丙子、高時去廿二日男子誕生云云、付_二先例_一可_レ被_レ遣_二御劔_一之由有_二沙汰_一、勅使下向哉、否、同有_二沙汰_一、永仁_{（高時）}止_二勅使_一、然而今度止_二勅使_一之由別不_レ申、又其時例難_レ被_レ用歟、文永貞時誕生之時例不_二分明_一、或云有_二勅使_一云云、終日有_二沙汰_一、被_二仰合_一人々、内府_{（西園）}俊光、定資等卿、皆御使下向可_レ宜、……但定資卿猶可_レ爲_二勅使_一歟之由申之。

〔十二〕一日丁丑經顯_{（勸修寺）}參申曰、勅使事猶可_レ宜歟、禁裏被_レ遣_二季房_一、春宮本日御使在國之間、

被遣有忠卿許、即御劔可持向云云、然者此御方一方、不被遣御使之段如何云云、

二日戊寅、關東勅使事、被仰仲經也、其子細有重々、十日丙戌、明曉仲經可進發之由申之、仍院宣等今日令書遣、但禁裏勅書也、東宮又直御書云云、仍有議、前右府(今出川)俊光、定資等卿有勅問、兩御方已如此、此御所爲院宣、似疎歎之由、面々申之、仍爲其儀也、

十一日丁亥、今朝書關東狀、其辭、

男子誕生事承、悅之趣以仲經令申者也。

十二月十日院御方院宣十日之由被書、仍御書又同日也、予又同書之也。

兼日可遣院宣之旨有議、定資已書進、而可爲手書之由治定間、後院宣止了、自院御方、雖有勅書、猶加院宣也、是爲施行也、彼御書云、

男子平誕事、尤以珍重、仍令差進使者者也。

十二月十日云云

進字申字等頗過分歎近代之法如此歎、仍如此也、遣御劔事、被載院宣禮紙、朕不載狀又無院宣、只仲經以詞令申也、今度先例不審、然而以新儀令案、如此治定也。

今度先例不審、また永仁上勅使、文永之例不分明とあり、時宗代まではかゝる例は始らざりしに、世

一世と僭上し、今は勅使勅書の祝賀を要求するに至りぬ。然るに帝まづ其望みに任せて勅書勅使を遣るに決したるは、是式の事にて彼が意を損するは大望の妨げなりとの意なりしなるべし、外間の忖度する如く高時が倨傲を憤りて誅滅を思立つほどの短慮にて大事は成るものに非ず、須く彼が驕溢にして内容空殻となりたるを洞破しての事なるに想到すべきなり。

〔高時の倨傲と政道頹廢〕 凡て政府の形式倨傲になるは權威の下に移りたる兆なり。右幕下政府

に、大江廣元別當の時に時政の執權は即ち内管領なり、今は長崎氏これに居て執權の實を行ひ、安達氏政所の權を握り、北條一門は其上に執權、連署、探題等の虚榮を享け、高時は又其上に主君の空器を擁す、かく階級の累加にて、自然と天子に對抗する形式を借するまでに増長したり。されば恰も其反對に政道は益正體なく頹れ、保曆間記に「關東の政道は彌惡く成にける、嘉暦元年三月十三日、高時依所勞出家す、法名崇鑑、舍弟左近大夫將監泰家、宜執權を相繼ぐべかりけるを長崎高資修理權大夫貞顯に語て貞顯を執權とす、爰に泰家高時母儀(貞時朝臣後家、城大室太郎左衛門女)是を憤り、泰家同十六日出家せさす、無甲斐事也、其後關東の侍、老たるは不及申、十六七の若者共まで皆出家入道す、忌々しく不思議の瑞相也、此事泰家もさすが無念に思ひ、母儀も憤り深きに依て、貞顯被誅なんと聞えにける程に、貞顯評定の出仕一兩度して出家畢、同四月廿四日相模守時(武藏守久時男、修理大夫維貞、彼兩人をも將軍の執權す、是も高資が備事したりとぞ申ける)とあり。又津輕の合戦は

北條記に「去年安藤季長の蝦夷代官を改易して季長に申付けければ、いよ／＼亂れ、今年三月、工藤右衛次郎祐貞を差下してこれを伐しめ、七月に季長を捕へて鎌倉に還る」と見ゆ。

〔邦良太子の薨去〕 扱て、京都よりは六條有忠猶在鎌倉にて、踐祚の事を協議したりしに、太子病にかゝりて薨したり。増鏡に「彌生の初めつ方より、春宮例ならずおはしまして、日々に重らせ給ふ(中略)、三月廿日つゝにいと淺間敷ならせ給ひぬ、宮の内火を断たる心地して感あへり(中略)。有忠の中納言先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと思ふ様ならむ事をのみ待聞へつゝ、踐祚の御使、都へ參らむと同じ様に上らむとて、未彼處に物せられつるに、かくあやなき事の出きぬれば三月廿日やがて彼處にて頭おろす、都にも前大納言經繼、四條三位隆久、山井少將篤季、五辻少將長俊、公風少將左衛門佐敏顯など皆頭おろしぬ」とあり。四月廿八日、前大納言日野俊光關東に下る、兩院の使なるべし、五月十三日より鎌倉の内亂靜り、執權守時出仕を始めしに、十五日俊光六十六歳にて彼地に薨じければ、子息中納言資名馳せて鎌倉に赴けり。圓太曆に、重五の日に、帝告文を日吉社延曆寺に納むと記す、辛酉歳の後伏見帝の如く皇子を立坊の御願にや、されば前大納言定房も關東へ下りたりしならん、其事は見えず。

〔量仁親王立太子〕 増鏡に兵衛督「爲定(御子)の腹から中宮の宣旨にて候ふも、上例の時めかし給ひて若宮出で物し給へり、其宮の御乳夫は師資大納言承はり(此若宮、及び大納言師資は、考ふる所なし、誤あらん)又宮の内侍の

御腹にも次々いと餘多おはします、一の御子(尊)は藤大納言(爲)の御腹、吉田の大納言定房の家に渡らせ給ふ、二の御子も(眞世)いとさら／＼として源大納言親房御預りなり、かく様々に御座しますを此度いかで坊にと思いつれど、兼てより催し仰せられし事なれば、東より人參りて本院の一の宮を定め申しつ、いとけややく聞し召せといかはせむとて七月廿四日に皇太子の節會行はる。八月になりて陽徳門院の土御門東の洞院殿へ行啓始めあり、先坊の宮は鷹司なれば間近き程に、世のをとまひ聞しめす入道の宮女院などの御心の内、今更にいと悲し」とあり。正和以來雙方の御和談引違ひしに、是にて持明院の御本意遂げたるは、帝に於て深き御憤りのあるべき事にあらず。帝の御子一宮は尊良(爲定の妹の腹)二宮は世良(西園寺實俊の女の腹)三宮の明年梶井寺に入りて尊雲と申(北畠師親の女の腹)四宮は妙法院に入り尊澄と申す、かく系譜に排序しあれども、蛙抄に世良は正中元年元服し二品に叙す、尊良は嘉曆元年元服し三品に叙すと(續史愚抄に引)いへば一宮は世良なり、故に帝は太子に立つる思召なりしに、早く薨じ、遂に一宮を尊良と言習はして排序を倒になしたりしならん。尊雲は嘉曆二年座主となる時年廿と天台座主記に注す、されば、最も年長なれど、増鏡の其母は西園寺中宮に仕へたるを幸すとあるによれば中宮入内より僅に十三年計後にて、三宮に相當す、太平記に大塔宮を太子にとの思召と書きたるは妄説なり。

〔梅松論の虚説〕 邦良太子薨じて、量仁親王の太子に定まりたる次第は右に述ぶるが如し、其時

帝よりも吉田定房を遣はし、世良親王を太子にと仰せ越されし事は、或は有りたりしならん、少しも物には見えず、梅松論に兩統十年遷立の諍論は此時の様に関ゆ、されど其文は甚だ粗鹵なり。曰く「後伏見院御在位の比、關東へ潜に連々仰られて曰、龜山院の御子孫御在位連續あらば、御治世の威勢を以ての故に、諸國の武家君を擁護し奉らば關東遂に危からむものなり、一の御子後深草院の御子孫に於ては、天下のためにして元より關東の安寧を思召候所なりと仰下されける程に、依之關東より君を怨み奉る間御在位の事に於ては、一の御子後深草、二の御子龜山院の兩御子、十年を限り打替へ御治世有べきよし計ひ申間」と、其根元を伏見院よりの讒言に起ると言倣せり。是を近世まで妄信し、伏見統を不正と憎嫉したれど勿體なし、龜山統には諸國の武家擁護すべく、後深草統には關東の安寧を思召とは、如何にも淺薄なる言なり、貞時等も常識あるべし、豈に之を妄信して大統を紛更することのあらんや。次に曰く「後醍醐院の御時、當今の勅使には吉田大納言定房卿、持明院の御使には日野中納言の二男の卿（中は長の誤り、長は男は實名なり、二男は實朝なり、長は實朝なり）京都鎌倉の往復再三に及ぶ、勅使と院の御使と、兩人關東に於て問答事多しと雖も、定房卿申されけるは、既に後嵯峨院の御遺勅に任せて、一の御子後深草院の御子孫長講堂領を以今に御管領有うへは、二の御子龜山院の御子孫は累代相違あるべからざる處に、關東の沙汰として度々に及で轉變、更に其期を得ず、當御子孫御在位の煩常篇に絶たすと篇を盡し申さるゝといへども、以同篇たる上は是非にあたはざるよし、再三仰下さるゝに因て、二の御子の御子孫醍醐院御禪を受給ひて、元應元年より元弘元年に到る、御在位の間、今に於ては後嵯峨院の御遺勅治定の處に、元徳二年に持明院の御子立坊の義あり、以の外の次第也。凡後醍醐院我神武の以往を聞に、未下として天下の位を定奉る事をしらす、且は後嵯峨院の院の明鏡なる遺勅を破り奉る事、天命いかむぞや、たやすく御在位十年を限に打替へあるべき規矩を定申さむや、然れば持明院十年御在位の時は、御治世と云、長講堂領と云、御満足有べし、當子孫空位の時はいづれの所領をもて有べきや、所詮持明院の御子孫既に立坊の上は、彼御在位十年の間は長講堂領を以十年龜山院の御子孫に可被進よし數ヶ度道理を立て問答に及ぶといへども、是非なく持明院の御子光嚴院立坊の間、後醍醐院逆鱗にたへずして、元弘元年の秋云々（以下置置の變を記す）とあり。年號前後したれど、嘉暦二年量仁親王を立坊に定むる時の問答をいへるならん、其時定房も東下したりとするも、四月の末に日野俊光東下し、翌月の末に資名往き、七月攝津右近大夫將監親秀上洛し、廿四日に立太子を行はる、其間僅に六七十日なり、往復再三の日はなし、果してかゝる疑難ありたらば、文保度の如く親秀早く上洛して京都に於て交渉すべき事なり。

〔梅松論の史學的價值〕 梅松論は南北朝の起りより建武四年春比迄の戦記にて、或法印が北野神宮寺毘沙門堂に參籠して男女へ通夜の物語に託せるものにして、奥國正平の比に成りたる書なるべし、太平記の如き小説的の物語本とは異なりて、著實なり、發端の説出しの如き全然無根には非ざ

るも、故實家口調にて公武の機密を演舌したる講談なり、其比は増鏡、正統記さへなく、事實の知るべき様なく、只外間の風評村度に據るの外なし。舊記實録の多く世に出で、史料の集まりたる今日に、事實と衝突するあらば、過半は其推量誤れり、故に信を置いて辨する程の効力なし。

第十三節 中宮御産祈

天變地異と御産祈——中宮の御素性——増鏡の御産祈の記事——御産祈と關東調伏——佛法興張と關東調伏——帝北條氏討滅畫策の腹心

〔天變地異と御産祈〕 斯くて嘉暦元年六月比より中宮妊娠とて、大法秘法二ヶ年餘に互りたれども、遂に御産なかりければ、外間には、關東調伏と言ひはやし奇怪の事あり(太平記)事實如何なるやは疑問なり。洞院公賢の園太曆に前年より天災地異頻りに、是春疫病大に行はる、より、四月(廿六)嘉暦と改元あり、四角四界祭を修めて疫病を禳はれ、翌月宸筆仁王經供養を祇園社に修めらる、其比より中宮は懷妊とて常盤井殿に徙らせらるゝとあり。災異とは、花園帝宸記に據るに、前年春は雪多く寒氣きびしく、新院、量仁親王皆瘧に惱ませられ、二月廿四日は癸惑歲星填星三星相合、尤も重變にて、本朝には是まで二十餘度と奏す。伏見殿に於ても親王に邪靈の氣ありて占文輕からずとて、陰陽家泰世は咒咀祭、在濟は天曹地府祭、在冬は泰山府君祭、土公祭、善算は本命元神供、泰秀は靈氣祭を

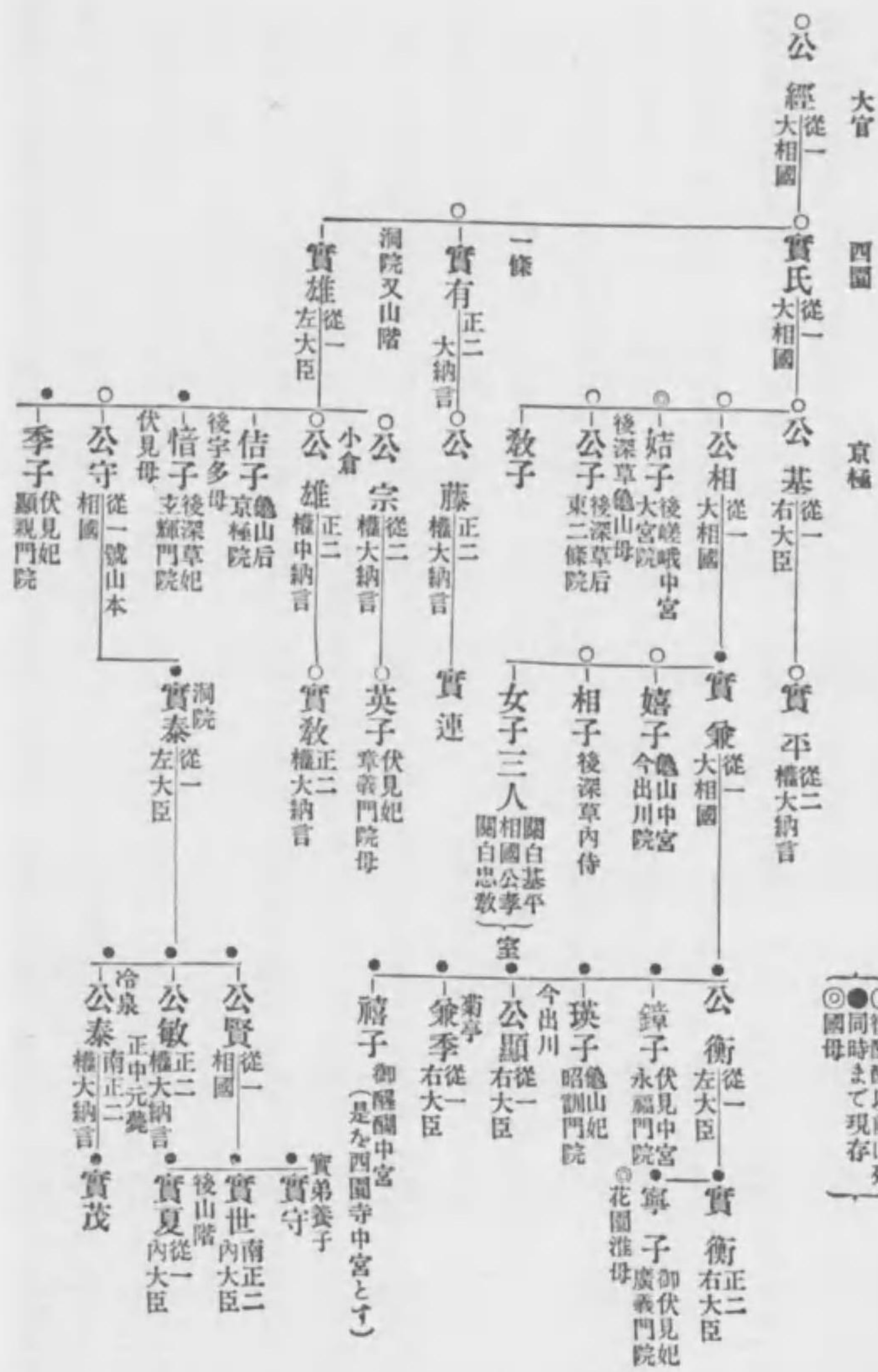
修め、又僧正道昭は千年法、不動延命、寶助は不動法、愛染王護摩、慈嚴は六字法、俊禪は藥師護摩、良重は北斗法、法印慈什は金輪護摩法などを修め、五月の末に至り親王の病輕快に赴けり。六月廿五日は暴雨沃くが如く、翌曉の大雷雨は近年未曾有にて、諸河洪水溢れ漲り、新院前庭の池水は岸を浸し、小島皆没せり。

真書に洪水超過先々、山上無動寺房舍十七宇流失、坂本村家等被水害者不知數翌日於土中、一ツ掘出死人及五百人云云、又白川、河水溢、村家皆流、死人數多云云、成經宿所庭上爲淵之由所説也、希有面扶命云云、不可悅洪水也、但桂川、不溢云云、又雷火及燒亡、非常事歟、爲助宿所一ツ、内侍所刀自宅等、大略燒了云云、

〔十〕廿一日、晴亥刻大地震、良久不休、其後連々小動不知數、子刻計又大震及丑終又大動、其間小動大略無隙、泰世範春等進古文、十月動有五十五日兵亂之文、尤可恐歟。

此大地震にて延曆寺の輪燈悉く消え(關大)、竹生島の奥院湖に沈む(塔寺入)、稀なる天災地異にて上下恐怖の際なれば祭祈禱盛んに行はれたる中に、禁裏には御産の祈り始められり。

〔中宮の御素性〕 帝の西園寺中宮(子)は太平記などに胡亂の妄説ありて、世俗に先入したれば、其素性を述ぶる前に後嵯峨以來西園寺洞院家の系圖を抄擧す。



増鏡に「今の上は早うより西園寺の入道大臣(實)の末の御女、兼季大納言の一つ御腹にもものし給ふを忍びて偷み給ひて、わく方なき御思ひ、年にそへてやんことなうおはしつれば、何しか女御の宣旨など聞ゆ、程もなく聽て八月に后たちあれば」とあり。偷給ふとは怪しの文なれど、花園帝宸記の正和三年正月に、

廿日乙巳天晴、今日東宮息所(西園寺入道太政大臣)懷妊經三五ヶ月、著帶云云、是去年秋比、東宮密所(女也、永福門院妹也)取也、仍無參入儀、自今年正月、始露顯也。

〔六〕十三日、今日開東宮息所午刻平産女子云々(女子は宣政門院一品嬪子内親王)。

と見え全く事實なり。太平記には關東の聞へ可然ると思食て、取分立后の御沙汰も有けるにや君の御覺へも定て類あらしと覺へしに、君恩葉よりも薄かりしかば一生空しく玉顔に近せ給はず、其比阿野中將公廉の女に、三位殿の局と申ける女房、中宮の御方に候はれるを、君一度御覽せられて、他に異なる御覺あり」とあれど、西園寺中宮を立られしは元應元年八月にて、阿野廉子が後村上帝を生みけるは嘉曆三年(十年)三位に敍したるは元弘元年なり、太平記の虚妄は毎に此類なり。

〔増鏡の御産祈の記事〕 其後中宮に懷妊なきことは増鏡に「秋の宮(宮)の御腹にはた、一品親王計りものし給ふを、いと厭す思はしわたるに、此頃珍しき御惱の由聞ゆれば、いと目出たく有らま欲しき御事なるべきにやと、上もいみしく思されて、兼てより御修法どもこちたく始めらる。まし

て其程近くならせ給ひぬれば、式部卿の宮の常盤井殿へ出でさせ給ひて、上も二三日隔てす通ひおはします(中略)、山、三井寺、山科寺、仁知寺、すべて大法秘法、祭祓敷を盡して伺ふ様いと頼もし、七佛薬師の法青蓮院二品親王(慈)、勤めさせ給ふ、金剛童子常住院の道昭僧正、如意輪法道意僧正、五壇の御修法の中壇は座主の法親王(承鎮なり、島津本大)、行はせ給ふ、如法佛眼は昭訓門院の御志にて慈勝僧正奉り給ふ、一字金輪は浄経僧正、如法尊勝は桓守僧正、愛染王賢助僧正、六字法聖尊僧正、準祓法は達智門院(後宇多の柴)の御沙汰にて信耀僧正勤めらる、其外猶本坊にてさま／＼の法ども行はせらる。六月計りいみじう暑き程に、壇ども軒をきしりて護摩の烟満々たるさま、いとどろどろおどろしきまでけふたし、社々の神馬は更にも言はず、薬師陰陽師(カキヤ)ども立騒ぎ、世の響くさま目出たく勇しきに、如何なる御事にか異しう然べき程も打過ぎ行けば、猶暫しはさこそあれなど待ち聞ゆれど、更につれなくて十七八廿月(一本廿)にも餘らせ給ふまで兎も角もおはしまさねば、今はそら事の様にならぬ」とあり。實にそら事の様なれど、東寺其他の記録にまゝ徴さるれば事實と信ず、大約嘉暦元年六月(立坊の)に始まり、十月に平癒せられ、翌月西園寺内府實衡薨じ、二年春より又始まり、十月に平癒還宮ある、凡廿月計りの事なり。或は子宮に病あるを其比不發達なる醫師が懷妊と誤疹したるにもあらん、關東御用取次の西園寺内府が嫉に故なく懷妊と名をつけて修法あることはなきに定まれり。五壇法は謠曲に散見する中央に大日大聖不動明王、東方に降三世明王、

南方に軍吒利夜叉明王、西方に大威徳明王、北方に金剛夜叉明王の五壇を造り、五人の貴僧導師となり、五箇の護摩を焚きて禱る、盛大なる祈禱にて、此法を行へば如何なる惡魔怨敵も退散せずといふことなしと稱す、容易に行ふを得ざる國家の大修法と聞けり、正中二年五月伏見殿にて親王の邪靈を禱禳の時、花園帝宸記に、但今夜爲供四壇、有禪之間、先可始金輪供とあり、四壇供とは五壇法の略式にや。

〔御産祈と關東調伏〕 勅書砂玉といふ書に、御産祈は専ら關東調伏との流言あるに因て、十月十七日關東に勅書を賜はり、日を越えて結願とあるはいぶかし、されど花園帝宸記正中二年十月二日の裏書に九重の秘密を漏らしたる貴重なる事證あり。

今日謁宗峯上人、禪林寺長老云、參内裏御問答之體語之云云、此趣密々所語也、此仁已爲關東歸依之僧、仍不可事等可隱密之由有、時宜歟、仍此上人不可口外之由示之、予情思之、當今有佛法興隆之叡慮、之由風聞、而依東方之形勢、還被隱密、如何々々、以此仁被用宗門之長老者、卽是滅胡種族、不可不悲歎。

了解し難けれど佛法興隆を隱密にせられ、東夷を滅ぼす叡慮を寓したるなり。是に就て考へ合すことは、禪林寺は龜山上皇の仙洞となり、其宮の南に造營せられたるを南禪寺とす、元は一寺の境内なり、宗峯は禪林寺長老とあり、南禪寺の長老は夢窓國師なり、其年譜に、是年八月疎石(夢窓の名)を

京に上せ、帝便殿に召して南禪寺に住させんとありしに、疎石は平生烟霞の願ひ出世を欲せずと辭退し、たつての叡旨に因て命を受け、爾後月に三度帝の法間に參る二年なりしに、鎌倉建長寺の住職闕け、北條氏の請にて疎石東下したれど、辭して就かず、瑞泉寺に退居し、鎌倉の滅ぶる時疎石が奔走したる事あり。今この宸記によれば、宗峯も疎石と共に召されたる鎌倉歸依の禪僧にて、帝の密旨を含みて天下のために斡旋したる僧なるを徴するに足る。

〔佛法興張と關東調伏〕 正中の變後より帝の北條氏討滅の隱謀は更に隱密となり、其暗潮の益急となりしはこの宸記にて窺ふを得。關東の猜防を躲避し、隱密に佛法興張ありしは、禪僧を鎌倉に入置かるゝも其一なり、御産の祈も其一なり、其他種々の秘策行はれたるべし。嘉暦元年九月、石清水の護國寺樂師堂焼失し、權大納言北畠親房を奉行として造營し、三十日にて成る、二年に鎌倉の極樂寺へ、兵庫渡邊神崎三津の商錢を八ヶ年收納して大佛殿を葺くの勅許は相州文書に見え、先住の良觀に忍性菩薩號を賜へり、三年三月院司右少辨長光等を遣はし、清水寺の塔供養を修められたり。太平記には元弘の初めに法勝寺圓觀(慧)小野僧正文觀(弘)が先捕へられたるにより、中宮御産の祈に二僧が別勅を受けて禁中に壇を構へて玉體に近付きて祈り、其他さまざまの修法は子細を尋ねれば、關東調伏の爲に事を中宮の御産に寄する等とあり、此書の記する所は醉人の談の如く正體なけれど亦全く跡形もなき架空の説計りにはあらず、二年の冬北畠親房上卿にて、法勝寺に大乘會を

修め、帝二日御駐輦あり、翌年も同様の事ありと關大曆に見ゆ、是を圓觀が玉體に近づき祈ると附會したるか。興福寺には一乘院門主覺尊(九條家)内山に隱居し、慈信(一條家)門主となりて死し、聖信(同家)之に代り覺尊と不和にして坊人黨を分ち相戦ひ、聖信黨金堂に楯籠る、二年三月六方衆徒(六方とは戌亥八寺、丑寅七寺、辰巳二寺、菩提院十五寺、龍華院十寺、未申は院なし、是を六方といひ、各衆徒あり)覺尊に與して押寄せければ、聖信方打負け、金堂に火を縱ち、東金堂、北圓堂、塔并せてみな焼失す、因て聖信は隱岐に流さる。叡山には帝の三宮を承鎮法親王につけて入寺あり、尊雲と名付けしは元年九月にて(量仁太子立坊は七月にて、中宮御産祈は六月に始る)二年の冬天台座主に任ぜらる、四宮の妙法院へ入寺せられたるは此年にして尊澄と名付く、是元徳叡山行幸の端にして中宮御産祈の頃より起りたれば、みな佛法興隆に因て關東を圖られし踪跡として釋ぬべき事とす。

〔帝の北條氏討滅畫策の腹心〕 神皇正統記に帝の學問を贊評して「後宇多の帝こそゆゝしき稽古の君にまし／＼しに、其御跡をばよく繼申させ給へり、剩さへ諸の道を好み知らせ給ふこと、有難き程の御事なりけんかし、佛法にも御志深くて、むねと眞言を習はせ給ふ、初めは法皇に受ましましけり、後に前大僧正禪助に許可まで受給ひけるとぞ(中略)夫ならず又人々にも諸流をも受けさせ給ひぬ、又諸宗をも棄て給はず、本朝異朝禪門の僧徒までも内に召して訪はせ給ひき」とあり。花園帝宸記に并せて考ふるに、帝は宏覽博識にて政治を勵まし給ひ僧俗共に聖王と渴仰し奉り、貴僧高

僧の法間に召對するもの皆盛徳に感服し、此君の世になさんと隱密に斡旋したりしなるべし、北條氏を滅すことは帝の宸衷より出でたること疑なし。さりながら帝の畫策に參する有力の輔佐は必ずありたるべし、最初より資朝俊基の主謀といふは儒臣中より身を其犠牲に供したる人々にて、正中以後は俊基一人となり、然も出仕をやめ帝は一見、孤立の様なれど、暗潮は益漲りて佛法興張の中に潛勢を養ふは、いよ／＼裏面に宰輔の伏在するを知らる。當時の公卿中に最も有力なる政治家は吉田宗房、萬里小路宣房なり、亦や、後輩に北畠親房が世良親王を奉ずるは深き委託を受けたるに依るべし、宣房は關係ある痕跡を示すと雖も、殊に注目すべきは宗房とす、帝の腹心となりて秘密の籌策を計畫したるは此人ならん。宗房、宣房は共に破格主義なる中に、宗房最も其魁なり、政治の敏腕は一世を壓倒し、變化不測の畫策家たり、是より以後は帝と或は離れ或は合し、終に南山に祇候し、帝の腹心となりて身を終れり、南朝の製造人は必定この人にてぞありぬべし。

第十四節 南北朝以前寺社の勢力

寺社の勢力と時代思想——陰然たる寺社の勢力——權門勢家、寺社家、武家の三權鼎立——三權交涉の事實——寺社の特權——地頭寺社交涉の事實——寺社の勢力益強大——禪宗——帝の北條氏討伐と寺社

〔寺社の勢力と時代思想〕 正中の變は嘉曆元徳に潛伏して、南都北嶺に發出し、遂に熊野吉野高

野に回りて、颶風となりて、北條氏を蕩破したり。歴史を演劇的、小説的、勸懲的に讀みて、感情の刺撃を興味としたる舊學界は政治思想に乏しく、宗教を想中より脱し、寺社の勢力を問ふものなく、また時代思想を知らず、漫然と幕府の終期なる江戸時代の政治宗教を鎌倉時代のそれと同様に思倣すに因て、大に世局の觀察を誤了したり。鎌倉幕府は南北朝の亂に一變し、公家寺社勢力を失うて室町幕府を成し、再び天文天正の亂に打撃せられ公家寺社家は僅に殘息を保ちて江戸幕府を成したり、故に幕府の初めに於ける寺社の勢力の如何は、時代思想に於て最も緊要なる問題なり。

〔陰然たる寺社の勢力〕 南北朝の亂を宮方、武家方と稱し、公武の政權争ひとは、皆人の想像に映じたる言なれど其争ひを幫助して沸亂を極めたるは寺社の勢力に因るものなり。古へ未だ公武の區別存せざる世に當り、白河法皇は朕が志の如くならざる者は、鳴川の水と、山法師と、雙六の賽と仰せられき、南都北嶺の勢力を抑ゆるために、源平の武將迭に京都守護となりしより、武家の勢力を増長し平清盛が政府を乗取りて大變革を企て、北嶺の反抗に苦しみ、遂に寺社領に課税したるに因て滅びたり、即ち平氏政府は寺社の勢力より斃されたるなり。源氏の伊豆より再興したるは、人たゞ坂東武士の戰略を注目すれど、初めより伊豆の走湯山、相摸の箱根寺これに應じて頼朝等を保護したるに因る、故に鎌倉幕府に於ける伊豆箱根の勢力は非常なるものにて、鶴岡別當の權勢は北條三浦等を壓倒する力ありき。まして南都、北嶺、高野、熊野、吉野等は京畿の山嶺大半を占有し、海

内の本山本社たる勢力は願る強大にして、若し表面に政權を争ひ、之に干與するを得たりしならんには、公家も武家も早く其奴隸となりしならん。但彼は神佛の權に憑り、政權の争ひには局外者たり、常に中立して、佛法を以て王法を護し王法を以て佛法を護する公約を確執せり、故に表面には無勢力に似たれど、裏面には海内を撼動する勢力ありき、此に深く注意して見ざるべからず。

〔權門勢家、寺社家、武家の三權鼎立〕 王法の佛法を護するは、寺社領の課租を軽くし、境内に守護等が兵を入れて逮捕するを禁ず、故を以て公家武家は政權の最要部を失ひたり。畿内の土地十の七八は寺社領となり、諸國もこれに准ず、故に武家の豪族は多く寺社領より出づ、近江國佐々木社より佐々木一黨を出だし、宇佐香椎兩社領より大友氏を出だし、社領を以て獨立する阿蘇宗像大宮司の如きあり、神事人事を分離せる諏訪社箱崎社の如きあり、肥後の相良氏は蓮華王院領の地頭に起り、肥前の大村氏は東福寺領の給人に出づるが如く、寺家社家の支配下より著名の大名は多く起れり。寺社の或る部分は、必ず公家の宰制に非ざれば治むべからず、權門勢家寺社等と稱して、朝廷の直轄に屬したれど、又或る部分に於ては公家の力に任せず、因て兵馬逮捕の權を武家の支配に屬し、大小名の列に入りたり。此の如く、權門勢家と、寺家社家と、武家と、三つ金輪にて相軋るより、白河、鳥羽の院政となり、鎌倉幕府となり、遂に六波羅に衙門を設けて記録所(又は)の議定と協商して政治を運びたるは、權門勢家の本所進止と、寺家社家の綱所宮司と、其交渉を圓活にする

ためなり。是より後醍醐帝の世となり、其三權の交渉に生じたる事實を摘録して一斑を示すべし。

〔三權交渉の事實〕

本所進止とは藤氏政所の直轄にて、幕府の外に政權を存したる地なり。藤原

氏の盛時には其莊園天下に滿ち、多く之を神佛に寄附して課租を蠲免せられ、其中に常陸の鹿島神社は春日四座の一にて、崇敬最も厚く、中臣部は附近に群處せり。宇治關白頼通官符を請うて、小牧、加納、大枝諸郷を寫經日供料に寄附し、禰宜中臣氏支配し、後に本所進止地となる。鹿島祭は大椽氏(平貞盛の嫡統)其費用を助くるの先例に因て社領を多く支配し、多氣、吉田、豊田、小栗四氏に分れて、國の豪族たりしに、頼朝の起る時、小栗重成は下野の八田知家(宇都宮の族)と共に戦功多く、鹿島は軍神なれば、佐竹氏の收地を多く寄附し、小栗の宗家吉田氏を鹿島總追捕使となし、又其寄附地を知家にも分ち與へしに、知家は小田に徙りて小田氏となり、是より多氣小田兩族の領地は界を交へ、共に鹿島の祭費を課せらる、之を大使役といふ、小田一族伊志良、茂木、高岡、田野、小幡、完戸、北條、笠間數氏に分れ宗家は代々常陸介を受領し、守護職となる、是に於て介、大椽の二族常陸に蔓延し、鹿島社領の評訟を引起したり。是は常陸の事なり、又下野に於ては八田の宗家宇都宮氏は宮の座主より起り、紀氏清原氏の兩黨近郡の社領を分領し、宇都宮氏を牽制し互に紛擾の絶えざりしは亦同じ比較にして、前節に述べたる大倭に興福寺六方衆徒の散布せるが如し。以て公武寺社家の係連する例を類推すべし。鹿島社は、元寇の祈禱の功により特に社領へ造營費を課せられ

しに、地頭等は先例を固執して肯て納めざること薩摩國分寺八幡宮(第六節に出)に異ならざりき。又藤氏政所は小牧の内郷を本所直轄となし、外郷を鹿島(多氣)氏に與へしに、後二條帝の初め、鹿島泰幹が本所の命として占奪せるに因て、中臣氏は幕府に訴へ、公驗を得て内小牧を領掌したれど、禰宜の交迭ごとに泰幹より種々口實を構へて訴訟し、中臣氏は其訴訟費に困り。其比小田貞宗新に家督し、一族の完戸時家守護代となりければ、泰幹これを好機として内小牧を押領し、因て相訴へ、文保元年泰幹兵を起して加納其他の諸郷を擾亂し、稻を掠去つて幕府に咎めらる、其時小田貞宗守護となり、泰幹を撃つて其地、及び内小牧まで守護の預りとなしければ中臣良親は其租を取納するを得ず、藤原氏政府に訴出で二年十一月本所より貞宗に返付を命ずれども、守護の權に憑つて聽かず、此一例を以て北條氏の末に藤氏政所と、幕府及び守護と寺社地にかゝる纏れを推知すべし。

〔寺社の特權〕 寺社に守護不入地、及び禁入部といふことあり、守護不入は守護料の段米を除か
る、禁入部は守護の兵を遣はし追捕するを禁ず、並に朝廷の敬神崇佛に基ける重き免許なりとす。
元冠の祈禱より諸國に勅願寺、御祈願所多くなり、みな其特許を受け、是より紛擾を引起したる事
さまざまあり。筑後國酒見(三浦郡)の領主は演武村に住し、是を名字地とし、淨土寺を建立しおきし
に、其寺は御祈願所となり、寺領に殺生禁斷、并せて甲乙人の濫妨狼藉を禁せられ、禁入部地とな
りければ、演武氏の田宅に守護使を入れたれば寺僧より犯禁を訴へられて重科に座す。是に於て演

武氏甚だ困しみ、探題に訴へて演武を寺領より除かんと請へど、寺僧は神明佛陀之地不復還人間
の大法を確執し、探題も如何んともする能はず、元徳元年四月其訴を却けたり。是は初め田宅を寺
地となして租課を免れたる自業自得の孽なれども、亦以て寺社の勢力の諸國に強きを證すべし。神
佛の地を人に復すを得ずとは奈良朝以前に定まりたる大法ならん、寺社を保護する有力の文なりし
に、足利末の亂に打破せられて寺社の大衰とはなりたり。

〔地頭寺社交渉の事實〕 頼朝の諸國置守護、莊園置地頭の地頭を、其處に住む領主と思へば大
に事實を誤るべし、此地頭は貴族寺家より其莊園の差配行届かぬに因て幕府より定められたるもの
にて、是より京師の領家と、鎌倉の地頭と、二重の主を奉じ、而して現地には又莊司、雜掌、地頭
代(即ち)ありて課役益重くなりたり。例へば醍醐寺領の越前國牛原莊は、北條時政地頭となり、
(後に二階堂行政代)齋藤氏地頭代となり、寺家よりも雜掌を住せしめたり、是は齋藤氏の墾地を醍醐寺の莊
園となし、雜掌との交渉の六ヶしくなり、鎌倉の權勢家を地頭として鎮めたる所なるべし。西國の
課役法に反米、口米といふことあり、段別に四升、五升を課するを以て四口五反と稱ふ、反米(即ち)
は守護料五升、口米は地頭給料四升の遺法といふ。鎌倉代の莊園には領家職、地頭職、預所職、稅
所職、公文職等の得分ありて色々同じからず、元は契約より成立したりしものなり、寺社地は免除
地なるが故に課租混雜し、従つて領家の寺社は勢力強かりき。

加賀國小坂莊は攝關家領にて、龜山法皇御料となりたることもあり、地頭は海老名氏にて、又預所をおく、北條經時執權の初めに其下地を中分地と定めたり、下地とは領家得分の餘をいふ(下は無下の下なるべし)領家の替る毎に諍論を生じ、後二條帝(元乾)の初め預所賢性の差圖にて、地題政所を攻めて掠奪し去りたる事あり、後醍醐帝に至り、地頭海老名右衛門太郎忠國の舅道性守護代となり、其狀を鎌倉に檢舉せり。是に於て忠國より預所の強奪及傷を訴へ出で、幕府より預所の雜掌善信に糾問すれば、此は中分地にて強奪及傷はみな不實と答へ、海老名右衛門維則も中分地なるを保證す、嘉曆二年八月執權守時より、忠國が當時に訴へず、且道性の縁者なるを以て、其訴を却下したるが如き事もありき。

伊賀國黒田莊は東大寺領にて、地頭服部氏これを一族に配分せしに、嘉曆に至り、服部右衛門太郎東大寺雜掌と共謀し、本所進止地と稱して、一族孫五郎遠保の得枝村を收めしに、莊人數名雜掌の宅に押寄せ、僧衣を剥ぎて追拂ひければ、東大寺衆徒より其者の交名を記して六波羅に追捕を請へり。徒黨はみな遠保の縁者なるを以て、六波羅より右衛門太郎に下知し、守護と相談じ、兵を以て黨與を搜捕し、居宅を毀ち、城柵を徹し、元の如く預所を莊家に置かしむ、二年八月、守護代より人數を差向けしに、黨類は逃匿れて捕はるゝ者少し、遠保京師に至り、雜掌及び右衛門太郎の不法を陳辨し、按檢して罪科に處せられんことを抗言せるが如き事もありき。

〔寺社の勢力益強大〕 領地所得の分配は最初の契約に成れば種々不同なれど、右に擧げたる當時の出來事にて其一斑を概知せらるべし、余が南北朝史を釋ねて、奈良朝以前の史に遡るに至るといふは此理由による。且神皇正統紀に「中古となりて庄園多く立てられ、不輸の處出で來しより、亂國とはなれり、白河鳥羽の御時より新立の地いよ／＼多くなりて、國司のしる處は百分が一になりぬ」とあるも、亦以てこれを概括するに足らん。莊園不輸地の多くなりたる家は、權門勢家と寺社家と平分といはんよりも、寧ろ寺社地の名目が多分なるべし。又諸國の地頭名主が其下地を占有して、謂ゆる兵馬の權を形成したるを實地に究め入れば、多く預所雜掌などありて中分地なるもの多く、亦武家と寺社家と平分なり。寺社の勢力は此の如く諸國に込入りて甚だ強し、其中に古き社地には一圓地の多きにより著名の大名を生じたれど寺地、及び兩部の社地(八幡宮熊野權(現祇園の如し))は諸國に散布し、餘多の土豪に分結せられたる處多し。されど寺地は本山本寺の關係ありて、或る部分には諸國に係連し、大藩の勢力をなすことあり、即ち熊野高野は伊豆箱根に係連して鶴岡別當を成し、鎌倉幕府は其力に頼りて興りたるが如く、又南都北嶺の勢力の如きは天下に及ぶと謂ひても可なり。

〔禪宗〕 禪宗は鎌倉時代に興り、京師鎌倉に數箇の大寺あるに過ぎざれど、彼徒は江湖行脚をなし、叢林石上を說法地となす脫俗の主義にて、今は朝紳武家に坐を接し、其腹心を披かるゝに至る。思ふに玄惠法印が紹介して妙超禪師に大德寺を建てしめ、花園後醍醐兩帝の師となりたるは妙超も

疎石宗峯と同じく帝の秘密に與り、徒弟等を鎌倉に派して誘導したる事などありぬべし。

〔帝の北條氏討伐と寺社〕 當時までは、貴族貴僧の日本なり、武家は兵馬追捕の權に憑依すれども、甘んじて貴族の奴隸となり、京師に交渉して政務を裁決したるは、一は寺社の神佛の權を畏るるによりしこと、徳川氏まで御朱印地の諸大名を惱ましたるにて思ひ知らるべし。故に後醍醐帝は佛法隆興によりて北條氏を滅ぼすの籌策をたて、猶これを隱密にし給へるは、寺社の勢力大なるにより、鎌倉の耳目に上る猜防をなされたりしなり。北條氏斃れて禪僧の京師に於ける勢力俄に張大になりたるを見れば、帝の秘密に參して鎌倉の人心を動かしたりしは、彼等の力多かりしを推想せらる。

第十五節 佛法興隆の隱密

帝の眼中北條氏無し——蝦夷津輕の亂——後伏見上皇賀茂社御願文——世良親王立太子の宸衷——帝の眞言宗歸依——南都行幸——觀山行幸——帝の密謀に參せる僧侶——大判事章房殺さる——帝の民政——世良親王薨御——親王と今日の嵐山

〔帝の眼中北條氏無し〕 中宮御産の祈より、佛法興隆を隱密に行はれ、元徳に至りて稍發表し、笠置の大變とは成行きたる次第を考ふるに關東には嘉暦比まで蝦夷の亂猶甚だしく、又持明院殿よりは太子の即眞待遠しく、徐々と其事を促がされるに、帝の眼中には北條氏は無きものにて、兩

統遞立は第二議とし、遷延の中に事を遂ぐる思食なるべく兎や角にて五六年を移したり。

〔蝦夷津輕の亂〕 蝦夷の亂は年を越えて猶熄まざれば、北條氏の邸内に五壇法を行ひ、又鶴岡社に厭勝の祈禱をなし、は、正中の獄前後の事なりしに、其後安藤季長の蝦夷代官を剝いで季長に與へ、嘉暦元年に工藤右衛門尉祐貞を奥羽の蝦夷俘囚等征伐として差向け、三月末より發向し、七月に季長を捕へて歸りたり。季長が郎黨殘兵を集めて、又津輕に蜂起しければ、二年六月宇都宮五郎高貞小田太郎高知を遣はし、大軍を以て征伐すと雖も、凶徒の勢盛んにして、宇都宮の紀清兩黨盡餘多討死し、深雪の比に及ぶまで勝負決せず、翌年十月に至り遂に城郭を破却し、季兼等甲を脱ぎ弓弦をはづして降參したるにより、兵を收めて歸りたり。抑も幕府根據は關東にして、京師西國の動靜は最も戒虞する所たり、元寇以來は九州探題を置き鎮壓を務めしに、禍機は不意を打て東北の奥羽に兵火揚りて、七年に連り、爾後は靜定せしや覺束なし、南部津輕秋田諸氏の起りは是に原囚せり。

〔後伏見上皇賀茂社御願文〕 量仁親王の立場より既に二年を経しに、後伏見上皇は賀茂社に願文を納れて其即位を祈り給ふ其文に（原本は元亨のと同様の假名文）
維嘉暦三年歲次戊辰九月四日壬子の吉日吉辰、太上天皇胤仁掛卷も畏き賀茂大明神の廣前に恐み

惶みも申給はく、夫愚なる性を願ると雖も、天の日嗣を承て皇統の正流に當れり、春宮龍鳳の運

に至るまで既に神の御恵に與かる、歳既に成人の齡に及ぶ、踐祚の運天の授くる所、其期到れり、然あるを一方道なき非計日を逐ふて色をそふ、無心のかまへ神鑒定めて照し給はんか、是然しながら身の爲にして世を傾ぶくるに非ずや、天下は一人の天下にあらず、天下の天下なり、欲きまに邪念を持て正路を塞がんこと、神として豈享給はんや、抑大明神御恵を我身に垂給ふこと、此時に當りて瑞相一に非ず、是を頼み仰ぎ奉るに更に運の恐れなし、固の理、自然の道に譲りて、運を天に任する故に、必ずこれを非道に禱らず、此心自から緩怠に似たると雖も、無道横の念力たとひ強くとも、神道いかでか邪を享け正を棄ん、若し無道の念力強きによりて、正當を頼む心緩怠の咎に永くこれを棄ば、人彌、きはうを先とし、國忽ちに滅失ん、然あらば正直の神何を以てか其命をつぎ、其形を残さんや、和光の誓、恐らくは空しきにあるべし、神もし邪佞を享けずは我佞心をもたず、我佞心をもたずば神また棄て給はんや、禱る所私なくば神、神座を起すして其驗を見せ給へ、禱る所もし私まじはらば我咎を蒙らん事、聊も痛む所に非ず、惟神に身を任せ奉りて更に身を私にせず、此心を明らけく護み給ひて誤る所なくば、邪佞を萬里に斥けて、正直の道を進め、治天の運忽ちに開けん、大明神此狀を平けく安けく聞し食し夜の護り日の護りに祐ひ給へと、惶み申給はくと申。

太子は今年十六歳なり、邦良太子薨じて早く立坊ありたるに、更に踐祚を促がさるゝは、時期早きに似たり、梅松論に元弘の初め兩宮の使鎌倉にて詳論したるところの文は既に前に辨じおけり。此願文は元亨度よりは穩かなるものにて、只太子即位の開運禱りなり、讓位を促がされたる事跡は考ふる所なし。

〔世良親王立太子の宸衷〕

禁裏に於て政局を根本より變革せんとの隱密の計畫は、正中より引續けり、禪位立坊の議は無けれど、諸皇子の中に取分け世良親王を立つるの宸衷なりしが如し。増鏡に「一宮御かうぶりし給て中務卿尊良親王と聞ゆ、去年より内に御直所して度らせ給ふ、睦月十六日の節會に出させ給へる例思し出るにや」(略)「(中)けふの節會は常より殊に引續はる、二宮帥の御子世良親王と聞ゆ、御門南殿へ出させ給へば、御供に侍らはせ給ふ」と見え、道平記に又三年正月の議定始には世良親王も侍せらると見ゆ、前にいふ如く、此親王が年長にて一宮と思はれ、且最愛の御子にましまし給ひ。

〔帝の眞言宗歸依〕

さて其月二十二日に、帝は清凉殿に出御ありて東寺の佛舍利を受け給へり。是は金剛智が南天竺より持歸りたるを、弘法大師が青龍和尚より傳へて東寺に藏せしに、漸次に増し(佛説に舍利は自然に増多すと云)、圓融帝の比は四千八百粒に及び、甲乙兩壺に納め、又達磨の乾繩穀子の袈裟ありて眞言の印信となしたるに、今は星霜古びて弊れたれば、權中納言葉室長隆を勅使として、經庫に藏めて著用を止められ、是年の終りに前中納言九條光經を勅使として佛舍利を迎へらる。翌元徳

元年六月東寺の經庫に盜賊入りて、其袈裟、舍利、及び獨鈷を盗みて捕へられければ、舍利獨鈷は其まゝ内裏に留置かれ、二年正月清涼殿に御して御覽あり、大判事中原章房に兵を率ゐて警衛させ、法印道耀をして眞言院に納めらる。帝は後宇多帝以來眞言の奥義を究め、尤も該宗に信縁深くましませば、是等の事は夫となく佛法興隆の盛衰を當宗に展べられたる事實なりしならん、後に高野熊野吉野の帝に心を寄する因縁として考ふべき條項なり。

〔南都行幸〕 是月二條道平關白の内覽を罷めて、右大臣近衛經忠之に代れり、道平は帝と年相匹し、初めより乾符を佐く、經忠は當年二十九、帝これを器重せられ、特に鷹司左府冬教を超越し、此命ありて機要に當りければ、冬教兄弟は官を辭したれど許されず（冬教は年廿四なり）。斯くて南都北嶺の行幸は佛法興隆の發表なりき。三月八日、帝世良親世と南都へ行幸あり、關白經忠供奉す、近江の佐々木六角新判官橋渡使として、兵を率ひて先發す（太平記に檢非違使別當萬里小路藤房奉行とあれど、是月は藤房使別當を罷めたり）、近衛大將以下總て三十六將の衛兵を従へ、儀衛甚だ盛んに、士民途すがら棧敷を作りて拜觀す。翌九日春日社に詣で、仁王經を讀修し、布施料に備前の國入を下され、十日は社頭にて片舞を御覽あり、翌日還幸あり。當社は藤原家の氏神にて經忠が關白として盛儀に隨ふは家の榮譽なれば、其超任は其ためなりしならん、八月に冬教關白になれり。興福寺は三年前に焼失し、未だ造營成らざれど、其恤典の事は聞えず、寺記滅びて釋ぬるに由なし。

〔叡山行幸〕 二十六日叡山へ行幸あり、日吉社に詣で、彼岸所を頓宮となし、神樂舞樂などありて其夜は明けたり。大津御通行にて園城寺の燒跡を御覽じ、讃岐買田郷を還付せらる。二十七日は延暦寺の大講堂供養あり、洞院内府公賢萬里小路中納言藤房行事たり、供奉の公卿みな田與徒歩にて山を登り、午時に拜佛を行はれ、獅子舞あり、獅子行繼これを勤め、戸部左將官笛を吹き、住吉神主國夏太鼓を打つ、此舞は聖德太子の四天王寺供養より始まりたる、異朝より傳へし、重き秘曲といへど、其起りの説はいぶかし。天台座主は三宮尊雲法親王なり、四宮尊澄法親王は妙法院に在す、眞言宗の大覺寺は性圓法親王の法統を嗣ぎし例なれど、帝の天台宗に厚く叡念を注がせられたるは、山法師の心を攪る深意なりぬべし、天正本太平記には奈良叡山僧徒の力を假るための行幸といへり。斯くて座主尊雲を咒願とし、尊澄を導師とし、衆僧を率ゐて壇に就いて讀文咒願文を讀み大赦の詔を下され、右大辨萬里小路季房壇に就いて兩親王に寺祿を賜はる、儀式の畢りたるは夜半にて、中堂に還御ありき。翌日は常行堂法華堂を巡拜あり、腰輿に御して戒壇院、南山玉堂に詣で給ひ、供奉の公卿みな疲れ、明日總持院に詣で、還御ありたり。

〔帝の密謀に參せる僧侶〕 延暦寺大講堂供養には、洞院左府實泰の男權僧正慈嚴御先達にて何事も行はせられ、四月十七日尊雲の座主をやめ、慈嚴の勞を賞して座主に補せらる。是より尊雲を大塔宮と稱す、座主慈嚴と興福寺東南院の大僧正聖尊とは、帝の秘密に參せし貴僧なり。東寺の傳へに、

是年五月に聖尋は仁王經法を仁壽殿に修め、尋いで徒弟觀海、蒼海と共に便殿に召されて、心經の奥儀を問はせらる。其比宮中に修法し畢りて、衆僧みな罷むる後に慈嚴が香染の衣を脱ぎて年中行司障子の側に於てあるを見たりと云ふ、聖尋は鷹司基忠の男なり。

〔大判事章房殺さる〕 奈良叡山行幸の比は、京都に武士多く入込みて、漸く物騒なりしが、叡山行幸すみて四月一日に大判事章房清水寺に詣でしに、蓑笠を著たる壯士其首を斬りて逃去れり、五月五日の深草祭にも、武士ども河原に徘徊して人を殺したり。章房は惡徒追捕の家にて、當時有名の判事なりしに、何の遺恨にてかゝる弑害に逢ひたるにや、其子の章兼章信力を極めて探訪せしに、其比東山の白河に居たる瀬尾兵衛太郎といふ惡徒の所爲なりとて、家子を率ゐて其家を探し、これを斬りて還りたれど、是がいよいよ父の仇なるやは證據なかりしとは東寺の傳ふる所たり。太平記には、帝章房の器量忠實を厚く寵信あり、密に大事を漏らし給ひしに、章房朝廷の微力にては遂げ難からんと諫めしにより、事の漏れんを恐れて密に參議烏丸成輔に含められ、其使嗾にて殺したりといふ、或はさる事もありつらん。

〔帝の民政〕 太平記のいふ所も悉くは棄てがたし、元亨元年夏の大旱に錢三百を以て粟一斗を買ふ、君遙に天下の飢饉を聞し召て、檢非違使別當に仰せて、當時福祐の輩が利倍のために蓄へ積る米穀を點檢して、二條の町に假屋を立てられ、檢使自ら斷て直を定め賣らせらるとあるは、其年に

てはなく元徳二年の事なり。東寺及び合英集の傳へに、是年諸國饑飢しければ、京師の商人等米穀を買占めて窖藏し、價益騰貴するにより、朝廷より米を賣出されければ、叡山に於ても戸津比叡の商人が入津の米を止めて饑餓を促すを嚴禁し、山器臺を市場となし京師の如くに米を賣出したり。又記録所より沙汰ありて、自今新穀の市に上るは、弘安度の如く一斗百錢換なるべしと布令ありけれど、窖藏者は猶止まず、檢非違使別當四條隆資に仰せて、沽酒法を定め、二條の東西に市場を設けて、商賈を集め米穀を監賣せられければ、市民大に悦んで買ふ者雲霞の如く集まれりといふ、帝の民政のたしかなる物に見ゆるは是を最とす。又太平記に大津葛葉の外は盡く新關をやめらるとあるは時代違ひなり、京都に新關を設けて入府税の如きものを取りたるは、南北戰爭以後の事にて室町の中葉より其害に困しめり、其思想にて附會したるなり、此帝の時は兵庫より淀河津まで處々に關稅ありて諸寺の料となりしことは既に前にも略叙し置きたり。

〔世良親王薨御〕 鎌倉は守時一人の執權なりしに、七月より左馬權頭茂時加判となり 又六波羅南方は金澤貞將に代りて、左將監時益下向し、年末に北方も常葉範貞に代りて越後守仲時上洛す、是を北條氏最後の執權加利兩六波羅とす。帝の北條氏を除く準備既に整はらんとする折しもあれ、最愛の世良親王九月十七日に薨じぬ、増鏡に「今年も人多く俄か病みして死ぬる中に、帥の御子重く惱ませ給ひていと敢なく失せ給ひぬ、内の上思し嘆く事疎かならず、一の御子よりも御才なども

いと賢しこく萬づきやさくに物し給へれば今より記録所へも御供に出でさせ給ふ、議定などいふ事にも参り給ふべしと聞へつるに、いと淺まし。御乳夫の源大納言親房、我世盡きぬる心地して、取敢ず頭おろしぬ、此人のかく世を捨てぬるを、親王の御事に打添てかた／＼いみじく御門も口惜く思しなげく、世にもいとあたらしく惜みあへり」とあり。親房は當年卅八歳なり、博學多識にて親王に附添たれば、記録所に参して機密などに與り給ふにも親房の賛助多かりつらん、強仕に及ばず出家して宗玄と改め、隠れたる身となりたれど、他日南朝となれる後は出將入相となりて、時の泰斗と稱せらる。

〔親王と今日の嵐山〕 世良親王は龜山の皇女昭慶門院喜子内親王より西山大堰川の川端離宮に於て養育せられ、正中元年元服の間もなく門院薨じければ、川端宮を親王に譲られしに、親王も亦薨じければ、十一月二十五日給旨を本元上人に賜はりて川端の御舊跡を僧院に爲されたるが即ち臨川寺なり。其後大堰川端に櫻を植付けしに、天龍寺造營より益盛んに植廣め、今に嵐山の櫻とて京師第一の櫻の名所となり、朝日夕日に燦爛たる春をなすは、當親王の盛徳を千古に瞻望すと謂ふべし。

第十六節 帝の密計

京師表面平穩を装ふ——秘密漏洩——定房密告の動機——北條氏の遊樂逸樂——太平記の譚妄——六
波羅攻の計畫破る——南北朝分争の局面打開

〔京師表面平穩を装ふ〕 帝の密計再び漏れ、北條氏の内亂京師の表面は平穩にて、行幸遊覽のみ行はれ、世良親王薨後も増鏡に「同じ年の冬の比平野北野兩社に一ト度に行幸なり、勸修寺の殿原昔しより近衛司などにはならぬ事にてありつれど、内の御乳夫吉田大納言定房過にし比從一位していと珍らしく目出たければ、今は上臈とひとしきにや、幼き子の宗房といふも少將になさる、色ゆりなどして此平野の行幸の舞人にまゐる」と、又道平記に三年正月元日には、前關白道平奏して、古へは公卿の年七十に越れば、節會參せずとも見參に加ふとて、萬里小路宣房は七十四歳なれば節會の宴會に參らしめると見ゆ、宗房宣房二人は帝の最も信任ある名臣なり。三月四日より、花御覽とて西園寺家の北山第に行幸あり、増鏡に「又の年の春彌生の初めつかた、花御覽じに北山に行幸なる、常よりも殊に面白かるべいたひなれば、彼殿にも心遣ひし給ふ、まづ中宮行啓、又の日行幸、前の右の大臣兼季参り給ひて樂所の事などおきての給ふ(中略)、六日の辰の時に事始まる、宸殿の階の間に御齒まゐりて内の上おはします(中略)、昏かゝる程、花の木の間は夕日花やかに、襪ひて、山の鳥も聲惜まぬ程に、陵王の耀きて出でたるは得もいはず面白し、其程上も御引直衣にて椅子に就かせ給ひて、御笛吹かせ給ふ、常よりも殊に雲井を響かすさまなり、宰相中將顯家陵王の入あやをいみじうつくして、罷づるを召かへして、前關白殿(平道)、御そとりてかげ給ふ、紅梅の表衣二色の衣也左の肩に掛けていさゝか一曲舞ひて罷でぬ。右の大臣大鼓うち給ふ、其後源中納言(北島)具行探桑老を

舞」とあり、其後詩歌の兩席會などを催され、七日の間鳳輦駐め給ふ。顯家は去年出家したる親房卿の嫡子にて十三歳なり、承久以來關東の御用取次として數代の后家となり、一時を震耀したる西園寺家の盛りも是が終りとなるとは後に知れたり、詳細は増鏡、舞御覽記などを見るべし。

〔秘密漏洩〕 かゝる處に、四五月の比に至りてゆゝしき變事出來したり、其起りを尋ぬるに、北條記に「四月廿九日吉田定房の使鎌倉に到達し、主上に天下を亂らす謀あらせられ、俊基朝臣これを主張する由の密書を致せり、是に於て五月五日より長崎孫四郎左衛門尉高貞、南條次郎左衛門高直、鎌倉を發足して上洛し、俊基、及び僧文觀、圓觀、仲圓、知教、遊雅等を捕へ、六月に護送して鎌倉に歸り、俊基文觀等々究問す」とあり。文觀名は弘真といひ、圓觀名は慧鎮といふ、太平記に文觀は播摩國法華寺の住持なりしが、醍醐寺に移り眞言の阿闍梨たり、圓觀は山徒なりしが、西塔の黒谷に卜居す、又忠圓は大塔宮に近附きて、山門講堂供養以下の事を申沙汰し、知教は南都より召出さるなどゝあるは實なるべし。又禁裏の側より記したる、増鏡には「其夏の比御門は例ならずおはして、御藥の事など聞ゆ、いと重くのみならせ給ふとて世の中あはてたるさまなり時しもあれや、彼一とせ捕れたりし俊基を、又いかに聞ゆる事の出て來るにか、搦め取らむとしければ、内へ逃げて參るを追ひ騒ぎて、陣の邊まで武士ども打こみ留れば、こは何事と聞き分くまでもなし、いと物騒がしく肝潰れてある限り、まどひあへり、上も物覺え給はぬ御有様にていみじう思さる、

遂に又の日六波羅へ遣はしたれば東へゐて下りぬ」とあり。

〔定房密告の動機〕 帝が北條氏討滅の主謀者は資朝俊基二人を指名すれども、必ず公卿の内に腹心の人ありしなるべく、定房、宣房、親房の三房は其人にて、中にも帝と水魚も管ならぬ御乳夫の定房こそ其隨一なりしならんと思はるゝに、此人の密告にて事敗れたるかは大疑問なり。隱謀を共にして中比に反覆するは歴史に常にある事にて怪むに足らねど、定房は其後花園上皇院政の議定となり、信任せられ、又帝の復位後に寵信改まらず終に南山に參りて終りし人なり。されば密告も謀略に出でたりしならん、後に帝に隱岐に奉じ大塔宮を始め潛匿の時に、此人の京師に在りて四方に蜂起するを觀望したるは大に故ありしなるべし。或は北條氏を斃す謀略は帝よりも定房が考練なる手段に出でたるかと思はる、故に尋常の反覆とは速了しがたし。密告の主意は臆測しがたけれど、南郡北嶺の行幸より事の漏洩せんとするを機密に知り、因て帝と謀り事を軽く濟まさんと、關東御用を取扱ひし縁を以て、密告して彼を怠らする策略なりしに、帝の不豫に因て事の顛倒したるには非ざりし歟、兎も角も當時敏腕の定房なれば、大計畫は必ず其方寸より運らしたりしに違ひなし。

〔帝の不豫〕 かゝる騒ぎの中にも、護持僧道意に命じて宮中に御禱など行はせられ（東寺長者補任）、六月十五日御全快にて、典藥頭丹波長直を從三位に叙せらる（玉）、増鏡に「上は御惱おこらせ給ひて、いと安からず思す事まさされり、日比も御心にかけてさせ給へる事なれば速かに此〇〇〇ら〇〇ま〇仕遂げてん

とひたふるに思食立ちて忍びてこゝかしこに其用意すべし」とありて、其後いよ／＼北條氏討滅の隠謀を進められたり。

〔北條氏の遊興逸樂〕 鎌倉北條氏の爲體はますます正體なかりき。太平記に「其比洛中に田樂を弄ふ事昌にして、貴賤擧て是に著せり、相模入道此事を聞及び、新座本座の田樂を呼降して、日夜朝暮に弄ふ事他事なし、入興の餘りに宗徒の大名達に田樂法師を一人つゝ預けて、裝束を飾らせ、宴に臨て一曲を奏すれば相模入道を始めとして一族の大名我劣られじと、直垂大口を解て抛出す」とあり、此纏頭小袖脱（マキ）は後までも大名の能役者に對する常式の如くなりたり。又曰く「或時庭前に犬共相集り咬合けるを見て、此禪門面白き事に思て、是を愛する事骨髓に入れり、則諸國へ相觸て、或は正稅官物に募て犬を尋ね、或は權門高家に仰て是を求めける間、國々の守護國司所所の一族大名、十疋廿匹飼立て鎌倉へ引進らす、是を飼に魚鳥を以てし是を維（ツグ）に金銀を縷む、其弊甚だ多し與に乗て路治を過る日は道を急く行人も馬より下て跪き、農を勸むる里民も夫に取れて是を昇、月に十二度犬合の日とて定られしかば、一族大名御内外様の人々、或は堂上に座を列ね、或は庭前に膝を屈して見物す」とあり、此事は増鏡に見え（後注）又建武年間記の落書に犬、田樂は關東の亡ぶる物と云ながら、の句あり。更に當時の執權守時は長崎高資に擁立せられ、高資何事も擅に振舞へり、保曆間記に「元徳二年秋比、高資橋の餘に、高時が命に不隨乍亡氣奇怪に思ひけるが、長崎三郎

左衛門尉高頼以下の者どもに云付て、高資を討んとしける程に事顯れて高時が身も危ければ我は不知と申ければ、高頼が不思議の企也とて奥州へ流罪す、餘黨は國國へ遣れけり」と。北條記に「七月十四日高時の妾に女子生れしに、鎌倉の人心物騒なりしが八月六日長崎高頼、典藥頭丹波長朝、同宮内少輔忠時、工藤七郎右衛門捕へられ、廿一日高資は宜しからぬ企てありと陸奥に流され、長朝等は其與黨とてみな流罪に處せらる」とあり、以上は俊基等の關東に拘致せられたる後の北條家の内部を録したる概略なり。

〔太平記の謬妄〕 太平記には此危機破裂の際會に投じて讀者の感情を刺撃する談を作れり、其大略は當今御謀叛露顯の後、御位は持明院へまいらんと、近習の人々青女房まで悦びあへる處に、曾て其沙汰なし（此間七年ありといふ）、今又俊基召下されぬれど何共聞へざりければ、申勸むる人の有けるにや、持明院殿より内々關東へ御使を下され當今御謀叛の企近日已に急なり、武家速に糾明の沙汰なくは、天下の亂近にあるべしと云々す、誠に恐れ多き妄誕なり。兩宮の位争ひは初章より叙述したるが如し、此に御謀叛露顯とは正中の變をさせと、其後量仁親王の立太子にて持明院には悦びの眉を開き給へり、何ぞ其沙汰なしといはん。其後賀茂社へ踐祚の御願も迫切なる思食には聞へず、俊基等の東下よりまだ一二月なるに、何共聞へずとて大事を内通あるとは、至尊を誣ると謂べし。さて其次の談も奇怪なり。曰く相模入道驚いて一門并に頭人評定衆を集めて問る、長崎入道の子息新左衛門

尉高資申けるは、先年士岐が討れし時、朝憲に憚て御沙汰緩かりしに依て此事猶未だ止まず、速に當今を遠國に遷し、大塔宮を不返の遠流(ふつゝ)に處し、俊基資朝以下の亂臣を誅せらるゝより外は候はずと申けるを、二階堂出羽入道道蘊は、君々たらずといへども、臣以て臣たらずんば有べからずと申す、新左衛門尉氣色を損じ、義時泰時不善の主を流せし例あり、君臣を見ること土芥の如くする時は臣君を見ること寇讎の如くすといへり、事停滯して武家征伐の宣旨を下されなば、後悔するとも益あるべからずと、居丈高に成て申ける、當座の人みな此義に同じければ、源中納言具行、右少辨俊基日野中納言資朝、各死刑に行はるべしと評議一途に定まると云云。細かなる妄誕なるは、高時喪心に因て高資は守時を執權に推したれば、一門評定衆を集めて議するは守時なるべし、殊に此時までは事未だ露顯せず、大塔宮のみ何故に不返の遠流罪に處するや、北畠具行の罪狀も未發なり、資朝俊基等の斬られたるも明年なり、何ぞ此時に評議一決せんや、みな事後の思想にて作爲したる破綻なり。確かなる諸書に據るに、高資は高時の喪心により、恣に胸臆を行ひ、方に内亂の際なれば、高時の前にかゝる大議事を聞く事なし、かゝる造説を傳へしにより元弘の變は持明院殿より帝の隱謀を發き、長崎高資と連合して天位を争へる様に吹聴し、後世に北朝の系統を憎嫉せしめたるは實に勿體なきことなり。

〔六波羅攻の計畫破る〕 是年は疫病大に行はれ、因て八月十日元弘と改元あり(太平記に地震に因るとは正中二年の事を誤る)

關東は改元詔なきを以て仍は元徳三年と稱す、増鏡に「后の宮の御腹の一品内親王(子)御うらにあはせ給て、去年の冬比より御清まはりありつる、今明齋宮に居給ふ、八月廿日まづ河原へ出でさせ給ひて聽て野ノ宮に入らせ給ふ、此御襖すぎぬれば、先づ六波羅を御かうじ有るべしとて、兼てより宣旨に従へりし武士共を忍びて召す、源中納言(北)具行とりもちて事を行ひけり。昔し龜山院に御子など産み奉りて候ひし女房、此比は后の宮の御方にて民部卿三位と聞ゆる御腹に、當代の御子いでものし給へりし(龜山帝崩より帝踐許まで十四年、今年まで廿七年になる)、山の前座主にて、今は大塔の二品法親王尊雲と聞ゆる、いかで習はせ給ひけるにか、弓ひく道にも健く、大方御本性はやりにおはして、此事をも同じ御心に掟ての給ふ(此事を太平記にも、今は行學共に捨果させ給ひ、朝暮たゞ武勇の御嗜みの外は他事なしとあり)。又中務の御子の一つ御腹に、妙法院の法親王尊澄と聞ゆるは今の座主にて物し給へば、かたゞ比叡の山の衆徒も、御門の御軍に加はるべき由を奏しけり」とあり。源具行は帝の近習にて嘉暦元年參議に任じ、尋いで侍従となり、去年當官に進む當年四十一歳なり。河原禊の翌日は鎌倉にて長崎高頼の一黨を流罪に處したるの日なり、是より三四日間に密に武士を召集し、北嶺南都等に牒合して六波羅を攻めんと計畫ありたる事とすれば、甚だ急促の間になりて六波羅の偵知する所となりたり。一時の成敗は相違したれど、引續き二ヶ年の兵亂を経て北條氏の運命を決するに至れり。

〔南北朝分争の局面打開〕 蟻々蟲にも生命防護力は具はる、今は北條氏の内部は空殻の如くにな

りたれど、幕府に代りて天下の兵馬權を專握したる末なれば、滅亡期に臨み應分の搏噬をなすを怪まず、其滅亡の原因の久しきことなるは前に述べたる如くなれば、其遺物として遂に南北朝分争の局面は開かれしなり。

第二編 南北朝の發端

第三章 北朝の發端花園上皇院政

第十七節 後醍醐天皇笠置潜幸

南都御潜行——京師の有様——首謀の公卿等——合戦頻繁——持明院武家方の君たるの發端——南都御着後——鎌倉の形勢

〔南都御潜行〕 天皇の叡山行幸あつて六波羅を攻めんとの準備は、却て六波羅の先發する所となり、遂に南都潜幸となり、遂に兩統の南北に朝廷を設けらるゝ發端とぞなりにける。増鏡に（前節の）、「つゝむとすれど事廣くなりければ、武家にも早う漏聞えて、さにこそあなれと用意す、まづ九重を嚴しく固め申べしなど定めけり、かくいふは元弘元年八月廿四日なり、雜務の日なれば記録所におはして、人の諍ひ愁ふる事どもを行ひくらすせ給ひて、人々も罷で、君も本殿に暫し打休ませ給へるに、今夜既に武士ども競ひ參るべしと、忍ひて奏する人ありければ、（太平記に大塔宮の密奏とあれど、此變は俄に起り、山門は知らざりしを事實とす、凡ての秘密を大塔宮に書置すは太平記の例なり）、取敢ず雲の上を出でさせ給ふ、中宮の御方へ渡らせ給ひても、しめやかにもあらず、いと慌だし、兼て思し設けぬにはあらねども、事の逆まなる様に成りぬれば、萬づうき

く、と我も人もあきれむたり、内侍所(三字は)神璽寶劍計りをぞ、忍びてゐて渡らせ給ふ、上はなよらなる御直衣奉り、北の對より斃れたる女車のさまにて忍び出でさせ給ふ。日比の御用意にはまづ六波羅を攻められんまぎれに山へ行幸ありて、彼處へ武士共を召して山の衆徒をも相具し、君の御固めとせらるべしと定められければ、彼法親王たち(大塔宮也)も其御心して、坂本に待聞え給ひけれど、今はか様に事違ひぬればあひなしとて、俄に道をかへて、奈良の京へぞ赴かせ給ふ、中務の宮も御馬にて追て参り給ふ、九條わたりまで御車にて、夫より御門も假の御衣にやつれさせ給ひて、御馬に奉る程、こは如何にしつる事ぞと、夢の心地して思さる。御供に按察使大納言公俊(洞院)萬里小路中納言藤房、源中納言具行、四條中納言隆資など参れり、孰も怪しき姿に紛らはして、暗き道をたどりおはする程に、げに闇の現の心地して我にもあらぬさまなり、丑三つ計りに木幡山すぎさせ給ふ、いとむくつけし、木津といふ渡りに御馬とめて、東南院の僧正(聖)の許へ御消息遣はず、夫より御輿を参らせたるに奉りて、奈良へおはしまし著きぬ(太平記に木津にて朝餉を奉る)

〔京師の有様〕 都には廿四日の夜、六波羅より常陸守(小)時知馳参りて、百敷の中をあさり嘆ぐ、其程人の曹司などに自ら落ち残りたる女房の心地言はん方なし、おはします殿を見れば、近き御厨子、御調度とも何くれ硯なども、さながら打散りて、只今まではおはしませしける跡と見えながら、宮人などだに一人もなし、女房の曹司(ツカ)よりひすましましめく女の童など、我先にと走り出で調度ども

運び騒ぎ崩れいづる氣色ども、いと淺ましく目もあやなり。錦の几帳の内に齎かれましつる後の宮も、何の儀式もなく忍びて慌てさせ給ひぬれば、あたりく搔拂ひ、時の間にいと淺ましく、御簾几帳など踏しだきおとして火の影もせず、こゝもかしこも闇がりて、打荒たる心地す、えも言ぬ武士ども打散り荒々しげなるけはひに、續松高く捧げて、細殿、渡殿、なにくれまかげさしてあさりたる氣色、怪有とく淺まし、中宮は忍びて野宮殿の傍にぞおはしまし著にける、宣房の大納言の二郎季房の宰相計り御直に侍ふとあり。光明寺殘篇に「今夜子の刻に、主上他所へ行幸の由を神五左衛門尉六波羅に参りて告申す、仍て實否を西園寺家(權大納言)へ申入れば、尋て主上は山門へ御座の由を聞食定めらるゝの旨を、六波羅北方より高橋孫五郎南方より糟屋孫八を遣はして、關東へ申さる」とあり。

〔首謀の公卿等〕 さて翌日は増鏡に「廿五日の明ぼのに武士共滿々て、御門の親しく召使ひし人々の家々へ、押入り執り將て行くさま、獄卒とかやの現れたるかといと怖ろし、萬里小路の大納言宣房、侍従大納言公明、別當實世、平宰相成輔、一度に皆六波羅へ將て行きぬ。加様の事を見るにいと肝心もうせて、自ら執り残された人も心と皆かきけち往き匿るゝ程に、主なき宿のみぞ多かる」と。光明寺殘篇に「宣房は因幡左近大夫將監(長井)に、公明は波多野上野前司(宣)に、實世は筑後前司(小田)に、成輔は丹後前司(毛利)に預けらる」とあり、是みな首謀となされたる公卿なり。

〔合戰頻繁〕 増鏡の次に「坂本には行幸を待ち開え給ひけるに、引違へ南さまへおはしましぬれば、其由衆徒に聞かれなば悪かりぬべし、又迎まれ斯まれ、實の御在所をさふなく武家へ知らせじの誑り事にやありけん、花山院の大納言師賢を山へ遣はして忍びて御門の御在ます由にもてないて、彼兩法親王と行ひ給ひつゝ、六波羅の兵共の圍みを防がせ給ふ。其日は大納言も、大塔の前座主の宮も、麗しき武士姿に出で立せ給ふ(中略○太平記に、師賢は衰龍衣、を被て帝を許るとあるは妄)、六波羅より御門こゝにおはしますと心得て、武士ども多く參り圍む、山法師も戦ひなどして、海東とかやいふ武士討たれにけり、事の始めに東失せぬる目出たしなどぞいふめる」とあるは廿七日の事なり、光明寺殘篇に「六波羅より佐々木大夫判官(信時)、海東備前左近大夫(仲家)、波多野上野前司等を東坂下に、長井左近大夫將監、加賀前司(名)を西坂下に差向け、常陸前司を勢多に差向け、三手に分れて進み、習日海東が勢十七騎東坂下に合戦し、主従十六騎討死し、佐々木波多野の手に山僧の首二を打取り、六條河原に懸らる」といふ、其首は仲家等を打取りたる快實、河合讚岐と、太平記異本にあれど如何にや。

〔持明院、武家方の君たるの發端〕 其日には、太子持明殿より六條殿へ行啓あり、即日六波羅北に御入あり、供奉は丹後前司(科)、筑前前司(田)、備後民部大夫等數百騎(光明寺殘篇)なり。増鏡に「持明院殿には春宮おはしませば思ひの外に目出たかるべき事なれど今明は未だ軍の紛れにて何の沙汰もなし、御宿直の者のむべくしきもなくて、離れおはしますも危き心地すればにや、責ても六波羅

近くとて、六條殿へ本院新院春宮引つゞきて遷らせ給ひぬれど、日にそへて天の下騒ぎ、怖しき事のみ聞ゆれば、猶これも危しとて、六波羅の北に代代の將軍の御料とて造りおける檜皮屋一つあるに兩院春宮まいらせ給ふ大かたはいと物しき様なれど、宜しき時こそあれ、か計りの際には何の儀式もなかるべし」と見え、兩上皇春宮共に六條殿遷御にて、六波羅へは後日とあれど、誤りなり。帝の踐祚以來は、持明院の御無念のみにて、關東を以て大覺寺へ追従したりと憤り給ひけれど、帝には關東を失ふ思食なれば、表てには其心を安むる様にして打過し給ひしに、今は俄に御敵となりて、持明院を推奉することに打て替りたるは只今の事にて、是より持明院を武家方の君となすの發端となりけり。

〔南都御着後〕 帝の奈良へ著給ひし後は、増鏡に「茲に中一日ありて、廿七日(興福寺年代、太平記に廿六日とある方はならん)和東の鷲峯山へ行幸ありけれども、そこもさるべくや無かりけん、笠置寺と云山寺へ入らせたまひぬ(東寺年代に廿六日とあれど、是)。所の様容易く人の通ひぬべき様もなく、宜しかるべしとて、木の丸殿の構へを始めらる、是ぞ人々少し心地とり静めて、近き國々の兵ども召しに遣はすとありて、其月は暮ぬ。山門には、御門笠置におはしますよし程なく聞へぬれば、計られ奉りにけるとて、山の衆徒も少々心變りしぬ(太平記に、臨幸を本院へなし奉らんとせしに、山おろし御座を吹上たれば、主上にておはしま)。宮々も逃出給ひて笠置へぞ詣で給ひける。大納言は都へまされおはすとて、夜深く志賀の浦を過給ふ

に、有明の月くまなく澄度で、寄來る浪の音も淋しきに春吹風の身にしみたるさへ、取集め心細し「思ふ事なくてぞ見まほのふ」と、有明の月の志賀の浦波、其後辛うしてぞ笠置へはたどり参られける」と廿九日に、兩御使御雜色を以て合戦の狀を申され、雜賀隼人佑(後醍醐)、相田十郎を以て關東へ申さる、(光明寺)是月中は笠置御座の事は六波羅に聞へざりき。北條記に二十九日六波羅の早馬到り、主上潛に笠置に御座の由を注進すとあるは、山門の誤りなるべし、廿七八日比の移御を廿九日鎌倉に知らるべき様なし、九月二日付にて、笠置寺輪家齋所間に楯籠る者を速に退治せよとの下知を、六波羅より紀伊に傳へたる文書を存す、九月初めには六波羅へ知れたりと見ゆ。

〔鎌倉の形勢〕 其比鎌倉の爲體は、増鏡に「か様の事ども例の早馬にて東へ告げ遣りぬ、只今の將軍は昔し式部卿久明親王とて降り給へりし將軍の御子也、守邦の親王とぞ聞ゆる、相模守高時といふは病によりて、未だ若けれど一とせ入道して今は世の大事ども綺ねど、鎌倉の主にてはあめり、心ばへなども如何にぞや、現なくて朝夕好む事とては大きくひ田樂などをぞ愛しける。この比私の後見には、長崎入道圓基とかやいふ者あり、世の中の大小事只この圓基が心儘なれば、都の大事かばかりに成りぬるをも、彼入道のみぞ取持て掟計ひける、重き武士ども多く上すべしと聞ゆ(子の高實ならん)大方京も鎌倉も騒き初るさま怪しからず、承久の昔もかくやと今更に思ひやらる」と。北條記に據れば、九月二日相模守時が沙汰として、承久の例に遵ひて軍兵を上洛する用意をなし、五

日より陸奥守(大佛)武藏右馬助(金澤)足利治部大輔(高)江馬越前守に軍兵を率わしめ、長崎四郎左衛門(高)を監使となし、都合廿萬八千人陸續として鎌倉を發足し、三日の間絶えざりしと。當日兩六波羅への執達狀には先帝遷幸叡山一事、可防申之旨、已被下院宣云云、仍爲對治凶徒等、所被差進貞直、貞冬、高氏也と光明寺殘篇にありて、江馬はなし、六日に高氏の父貞氏卒したれど、強いて除服し上洛せしめられたりと云ふ。院宣とは本院のなるや、新院のなるや定かならず、春宮の踐祚なき間は院政を開食すことも定まらざれど、兩院春宮を六波羅に擁したる後は新院(花園)の旨を請けて取計らひたりしなるべし。遷御は廿七日にて、此比東海道の前馬三日にて到達すと梅松論にいへば、院宣は當月二日に達し、直に軍を西上せしむる手配りをなし、火急に兵を繰出したる日數なり。春宮踐祚の兩使上洛したるは其後に、事の順序を先後したり。

第十八節 笠置の戦

六波羅勢笠置に攻寄す——楠木正成——正成興起と太平記の所説——足助重範の拒撃——始めて南北兩帝あり——東國勢笠置城に押寄す——笠置城陥落——帝の楠が館御潛行——六波羅御所への上聞——兩統天子の兩六波羅御座

〔六波羅勢笠置に攻寄す〕 斯くて九月六日には、六波羅勢の笠置に押寄せたること東寺年代に見え、是を矢合せとして、十一日にも合戦あり、太平記に其戰狀を記すれど、月日等しどろにて一向

に信を置くに足らず。帝の遷幸より十日を経て戰は始まり御味方に馳参りたる武士の交名は考ふるに由なけれど、増鏡に「笠置殿には大和河内伊賀伊勢などより兵ども参り集ふ中に事の初めより頼み思されたりしに楠木兵衛正成といふ者あり、心健く直よかなる者にて、河内國に己が館のあたりを嚴しくしたゝめて、此おはします所の危からむ折は行幸をもなし聞えんなど用意したりけり。東の夷どもやうく攻上るよし聞ゆ、もとより京にある武士ども、我先にときはひ参る、木の丸殿にはさこそいへむねくしき者なし、如何に成行べきかと、いと物心細く思し亂る」とあり。

〔楠木正成〕 楠木正成の橘姓なることは吾妻鏡に出づ、尊卑分脈(加賀本)に、河内守正遠より系線を空白の處に引きて、其子となしたれど、正遠は白河帝の比に當る人にて、世次遙に隔たれり、能く之を吟味するに後人數葉の末に正成以後の系圖を書込みたるものなり、楠正虎以後の所爲なるべし。其他系圖數種あれど一も確信すべきものを見ず。楠木城は河内國石川郡東條城(龍泉城と云)なるべし、東に葛城山を負ふ、金剛山、千破屋等は爪城といふ、附近の觀心寺は眞言宗の名刹にて、高野山に因縁ある地點なり。高野山の舊記(鎌倉將軍家譜にも)に元亨二年紀伊國保田莊司亂を起し、正成關東の命に因て道を假て往てこれを討亡し、其の舊領を賜はる、保田(又安田)は湯淺黨といふ(鎌倉將軍家譜に同年の比關東門討亡し、又大和國越智四郡を討亡すとあれど餘り事たゞし)、是も亦高野に縁あり。黨一揆とは戰時同盟なり、同族を黨といひ(武藏七黨如し)異氏を一揆といふ、源平の始めよりあり、今にていへば、旗幟暗號等を一にし共同防禦する族にて、湯淺黨も其一なり、楠木氏は一族も多く、又河泉紀に大塚、和田、八木の諸氏其黨頗る多し、黨一揆を兼て勢力強し、是も亦高野領の給人同盟して楠木を旗頭に立てたるには非るか。帝の隱謀に奈良山門の僧過半參與したるは隠れなき事なれど、高野も亦無二の御味方たること彼寺の文書舊記に明かなり、正成を初めより信賴せられたるは、かゝる關係ありし故なるべし。

〔正成興起と太平記の所説〕 世に正成の起りは普通太平記に據つて考へられたり、太平記は固より小説の造談なれど、俗説の喧しければ此に抄録するも無用に非ざるべし。曰く「當寺(觀山)の衆徒を始めて、近國の兵共此彼より馳集れど、名ある武士は一人も參せず、此勢計にては皇居の警固如何有らん、主上思食煩はせ給ひて、少し御まどろみ有ける御夢に、所は紫宸殿の庭前と覺へたる地に大きな常盤木あり、綠の陰茂りて南へ指したる枝殊に榮へ蔓れり。其下に三公百官位に依て列座す、南へ向たる上座に御座の疊を高く敷、未だ坐したる人はなし、主上御夢心地に誰を設けん爲の座席ならんやと怪しく思食て立せ給ひたる處に鬢結たる童子二人忽然として來て、主上の御前に跪き涙を袖に掛けて天下の間に暫も御身を隠さるべき所なし、但あの樹の陰に南へ向へる座席あり、是御爲に設たる玉辰にて候へば、暫く此に御座候へと申て、童子は遙の天に登り去ぬと御覽じて御夢はやがて覺にけり。主上是は天の朕に告る所の夢也と思食て文字に付て御料簡あるに、木に南と書たるは楠といふ字なり、其陰に南に向ふて座せよと二人の童子の教へつるは、朕再び南面の徳を治め

て天下の士を朝せしめんする處を日光月光の被_レ示けるよと自ら御夢を合されて頼母敷こそ思食されけれ。夜明ければ、當時の衆徒成就房律師を召され若此邊に楠といふ武士や有と御尋有りければ、近き傍に左様の名字付たる者ありとも承り及び候はず、河内國金剛山の西にこそ楠多門兵衛正成とて弓矢取て名を得たる者は候なれ、是は敏達天皇四代の孫、井手左大臣橘諸兄公の後胤たりと雖も、民間に降て年久し、其母若かりし時志貴の毘沙門に百日詣て、夢想を感じて設けたる子にて候とて稚名を多門とは申候也とぞ答へ申ける。主上扱は今夜の夢の告是なりと思食て頓て是を召せと仰下されければ、藤房卿勅を承りて急ぎ楠正成をぞ召されける、勅使宣旨を帶して楠が館に行向ふて事の子細を演られければ、正成是非の思案にも及ばず、先忍びて笠置へぞ參りける、主上萬里小路中納言藤房卿を以て仰けるは東夷征討の事、正成を頼み思召さる所存を殘さず申べしと勅誼有ければ、正成畏て申けるは、東夷近日の大逆只天の譴を招き候上は、天誅を致さるゝに何の子細か候べき、但天下草創の功は武略と智謀との二つにて候、若し勢を合て戰はば、六十餘州の兵を集ても武藏相模の兩國に勝とを得がたし若謀を以て争はば東夷の武力只利を摧き堅を破る内を出でず、欺くに易くして怖るゝに足らざる所なり、合戰の習にて候へは一旦の勝負をは必しも御覽せらるべからず、正成一人未だ生て有と聞召され候はば、聖運終に開かるべしと思食され候へと、頼もしげに申して、正成は河内へ歸にけり」と。此楠木の夢は般高宗が傳巖の夢より思付きたる文想にして正成

の出處を神明に依るとなしたれど、帝が事の初より頼み思されたる士を夢幻に説做すは淺薄なり、此説により楠正成と書くとなりたれど、舊記は皆楠木と書きたり、後の勅答も勇々しく聞ゆれど、武略智謀の二つは套語にて、略も謀も一なり、小説はかく淺薄なる處に淺人の感情を刺撃するものとす。

〔足助重範の拒撃〕 正成の外に笠置へ馳參りたる人人の姓名は傳はらず、是も太平記の九月三日、六波羅勢七萬五千餘騎三手に分れて推寄する條に、「彼笠置は山高く谷深く青巖路を遮る、九折なる道を廻りて登ること十八町、巖を切て堀とし、石を疊みて屏とせり、防ぎ戰ふ者なくとも輒く登る事を得難し云云（以上の地勢は略似されり、今は、鐵道其北峽を過れば訪ぬべし）、三河國の住人足助次郎重範、此城の一の木戸を堅めたりとあり、足助は無禮講の條にも見ゆ、尊卑分脈の清和源氏滿政流に、八世の孫六郎重秀、三河國足助に住し、足助冠者と號す、其孫重方の三男頼方、其孫重範、重範の子重政、是を總領とす、後醍醐院御隱謀の時參候し、勅宣に應じ、最初專一たり、又重方の五男重藤の孫重宗、元弘元、八、八、主上御出奔の後、六波羅に召捕れ、六條河原に於て斬首され了んぬと見ゆ。次郎重範は異本大平記に其名まぢまぢなり、前田侯爵家に足助重治爲一流者之上、元弘笠置以來忠節異、他、於戰陣殊可_レ忠之由、別而召仰也云云と年月記名なき古文書を藏す（史微墨實二、編に收む）、傳來詳かならねど、足助一族山田小島諸氏は承久に京方して死したり、元弘の宮方に馳參じたる者は承久の京方多し、足助

一流も其一にて、本居は三河なれど、畿内にも領地ありて、京師に邸を構へ初めより供奉したる武士なるべし。其他大和河内には南都高野等の寺領多し、伊賀伊勢の交は鈴鹿附近に關の一黨あり、鎌倉の初めより平氏の味方なり、南伊勢より紀伊熊野續きには伊勢平氏の譜代多し、元亨に日野俊基南遊密旨を傳へて語らひおき、其豪族みな笠置へ馳参りたりしなるべし。されば此中の暗潮は、北條并せて源氏幕府を倒して平氏六波羅の舊に復せんとの希望を有する趨勢と考へらる。太平記の月日兵數は信するに足らず、足助氏の拒撃は十日の事にてもありしならん。

〔始めて南北兩帝あり〕 十八日、秋田城介(高景)二階堂出羽入道(貞藤法名道慈)京著し、路次より六波羅北方に参り、南方へ入り十九日兩院は土御門殿に幸し、春宮は常磐井殿に行啓し、六波羅南北より門前に祇候す、此事により三須雅樂殿□□彦四郎、關東に参向す(光明寺殘篇)廿日壽永の故事に遵ひ、春宮踐祚の儀あり(補任)、光嚴帝宸記は十月より記し、始めに先帝とあれば、新院の院宣にて此儀を行はれ、關東に其旨を諭され其承諾を上申したるは十月廿日なりしなるべし。新帝は詔改元記なきにより元徳の年號を用ひらるゝこと武家に同じ、是に於て南北に兩帝あり、壽永の變に異ならず。

〔東國勢笠置城に押寄す〕 十九日武藏右馬助江州柏木宿より宇治に著し、廿日陸奥守京師に著す(光明寺殘篇)、笠置には高野山金剛峯寺に勅し、東夷武威を以て朝家を亂り萬民愁苦するを以て、法力を盡して皇化に順はしむる禱りをなさしむ(高野實簡集)、増鏡に「既に東武士共雲霞の勢をたなびかし上る由

聞ゆれば、笠置にもいみじう思し騒ぐ」とあるは其比の事なるべく、高野山も内々御味方したる微跡なり。廿五日武藏右馬助宇治を發して賀茂(今の加茂縣)に發向し、明日武藏守、長崎四郎左衛門尉も京都を發足す(光明寺殘篇)、増鏡に「素よりいと嶮しき山の九折を得もいはず、木戸、逆木、石弓などいふことどもしたゝめられたりとも、容易くは破れじと恃ませ給へるに」と、惟此山險を防守せられたるは馳集る兵士の少き故ならん、されども、六波羅勢の合戰を始めてより既に二旬に亘る、笠置寺縁起に云ふごとく、曠日持久して險阻にあぐみ、何もなし得ざりしと覺えたり。

〔笠置城陥落〕 行在に於ては如何なる方策を講ぜられしにや、思ふに尊良尊雲兩親王、四條中納言等が笠置を忍び出で、楠木城へ赴きしは此間の事なりしなるべし。廿七日に至り、貞直、貞冬、高氏等大舉して笠置を犯し、(元弘日記)翌日杉原一族、栖山(次郎高通)小宮山(氏高)一族等長崎氏の手に屬し、先陣にかけて合戦し、火を城廓に放つ(光明寺殘篇)、城兵に内應をなすものあり(笠置寺縁起)、城遂に陥れり。増鏡に「後の山より御敵くづれ参りて、木戸ども焼拂ひ、御座すあたり近く既に烟もかゝりければ、今はせんよしなく、怪しき御姿にやつれてたどり出で給ふ、座主の法親王(尊)御手を引奉り給へるも、いとかなげなる御有様なり」と。此時錦織判官代父子(太平記)、河内人石川義繼(飛騨守)父子等共に自殺す(尊卑分脈)、足助氏なども討死したりしなるべし。

〔楠が館御潜行〕 増鏡の次に帝は「中務の御子大塔の宮などは發てより此を出でさせ給ひて楠が

館におはしましけり、行幸も其方さまにやと思し心ざして、藤房、具行、兩中納言、師賢の大納言入道(補任に九月廿九日出、家法名素貞とある)、手を取りかはして簇の中を免れ出づる程の心地ども、夢とだに思ひもわかずいとあさまし。少しのびさせ給ひてぞ御馬尋ね出でて君計り奉りぬれど、習はぬ山路に御心地もそこなはれて、誠に危く見えさせ給へば、高間の山といふわたりに暫し御心地をためらふ所に」とあり、高間は安王の誤りなり、川を越て西北綴喜郡宇治へ落給ひたる地理なり。次に「山城國の民にて深須の五郎入道とかいふ者参りがりて、案内聞えたりしもいと目覺しう口惜し、上達部思ひやる方なくて、只目を見かはして何様にせんとあきれたるに、東より上れる大將軍にて陸奥の守貞直といふもの大勢にて参れり、今は惟兎も角ものたまはずべき様なければ、遂にかひなくして敵のために御身を任せぬるさまなり。聽て宇治に行幸あるべきよし奏すれば、御心にもあらで曳かされおはします程に、心憂しといふものめなり、具行、藤房、忠顯少將(種千)など、やがて己が手の者に隨へさせつ(光明寺殘略略同じ、四條少將隆量あり)、大納言入道御馬の後に走りおかれて此彼の岩かげ木の下に休みつゝ、兎角ためらふ程に、夫も見付けられて捕れぬ(公卿任に、山城國寺田郡地頭代野、邊若熊丸召捕之、進武家とあり)、君をば宇治へ入れ奉りて、まづ事の由六波羅(兩院をいふ増鏡は常盤井、殿へ還御を此後となす)へ聞ゆる程、一二日御逗留あり、かくいふは九月卅日なれば」とあり。

〔六波羅御所への上聞〕

此事を六波羅御所へ上聞したる概要を述ぶるに、先づ光嚴帝宸記、及び

別記に十月一日卯刻の事とあるは、新主に奏したる時刻なり。宸記の文に、

(月)一日癸卯卯刻、同先帝被遠出_ニ城中之旨、武士奉取_レ云云、亂髮被著_ニ小袖一、帷子一_ニ云云(即ち怪り姿なり)、仍御服亦可進旨、被仰_ニ武家之間、内_ニ所被留置_ニ之御服、可被渡_レ渡歟之旨、西園寺大納言申之、仍御唐櫃一合、御_ニ一合、同被遣_レ之、生虜并自殺人數有_レ說云云、武士等不見知_レ之故歟、宇治住人房資、松井、深津等召(歟字)。

別記一日(卯)晴、曉更經顯(勤修)可參申、承先帝被奉取_レ之云云、資名卿相續奏聞、及辰刻_ニ仲成下云、所領之内號安王丸山中有_レ人、仍深津某馳來取_レ之、即先帝也者、(其カ)明人申、宇治住人房資被奉_レ迎_ニ先帝、妙法院宮等者松井藏人某又同奉取_レ之、亂髮令著_ニ小袖一、帷一領_ニ云云、王家之耻、何事如_レ之哉、天下靜謐尤雖_レ可悅、一朝之耻辱、又不_レ可_レ不_レ歎。或云有_ニ自殺者_ニ云云、後聞具行藤房等卿、隆重(隆資)忠知(有忠入)等被虜云云、天下已屬_ニ靜謐_ニ尤爲_レ悅、先日道蘊以_ニ使者_ニ可_レ奉_ニ和談_ニ之間、_ニ風聞事之輕忽、不足_レ言之處、今已落居、尤可_レ喜、但事不_レ然之由、道蘊後日陳謝云云

是にて當時の確かなる事を見るべし。別記の末文に脱誤あれど、大圖は笠置に取懸からぬ以前に、道蘊より持明院殿へ帝と御和談ある様に申入れたれど、兩院に於て聴かせ給はざるにてありしなるべし、事不_レ然の由陳謝の意味は猶考ふべし。宸記の様を見るに、兩宮の間久しく御不和なりしに、此騒動によりて持明院の積鬱を散じて皇統を當御流に移さるる時宜となりたれど、大亂已に動きて、